

東北振興電力株式会社史



540.92-To25
1200500746020
K40.92
25
㊦

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



KJ3N-29



東北振興電力株式会社



540.92
T025④

序

東北地方は由來其の地域僻遠にして、累年天災を蒙り、産業興隆せず、徒らに疲弊せる儘に委せらるるの有様なりき。昭和八、九年の頃、我が國經濟界は沈滞の域より脱し、滿洲事變の刺戟等に因り漸く活況を呈しつつありしと雖も、東北地方のみは獨り天天白日を仰がしめず、地方民は暗澹として前途僅かに希望を繋ぐに過ぎざりしなり。

折柄、昭和九年稀有の冷害東北地方を侵すや同地方の窮乏は遂に其の極に達し、慘狀云ふに堪へざるものあり。こゝに至りて「東北濟ふべし」となし、澎湃たる東北振興の叫びは朝野に充溢する所となりたり。

政府に於ては帝國議會に諮り之が對策を講ずる所あり、則ち國家の方策を承け、茲に東北興業及東北振興電力兩特殊會社の設立を見るに至れり。

是處に誕生を見たる我が東北振興電力株式會社は、東北地方殖産の爲同地方に於ける水利資源開發の衝に當るべく、昭和十一年十月會社創立と共に諸水利地點の調査並に阿武隈川發電工事に着手せり。蓋し其の迅速なる、他に見ざる所にして、會社上下舉りて東北振興事業に挺身し、意氣軒昂たるものありき。

然る處、我が社創立後半歳餘にして昭和十二年七月支那事變の勃發に遇ひ、邦家舉げて臨戰態勢に入り、生産擴充、高度國防國家體制の確立は焦眉の急務として國家の要請する處となれり。固より忠勇なる皇軍將兵の連戰連捷は敢へて贅言を要せずと雖も、國際情勢は日に日に急にして東亞新秩序の建設未だ容易なら

ず。茲に於て政府は電力國家管理の方策を決し、發送電一元統制を行はんとして昭和十四年四月、日本發送電株式會社を設立せり。

我が社は夙に東北振興の特殊使命に鑑み、事變下に於けるあらゆる資材難、勞力難を克服して建設工事に邁進し、東北地方に於ける豊富低廉なる電力の開發供給に最善を盡せり。即ち僅々五年間の我が社業績は正に東北地方電力界をして一新せしめたるの概ありて、既に發電所の落成を見たるもの十一箇所、新設送電線路總延長八百軒に垂んとす。其の顯著なる業績は我が國電氣事業界に未だ其の比肩するものを見ざる處にして、驚異的記録として永く誇るに足るべきものと信ず。

余、不敏を顧みず、命を政府に受けて會社經營の任に就き、諸賢と共に此の盛觀に接するは邦家の爲洵に欣快に堪へざる處なり。固より此の功を致せるは官民各位の不斷の御援助と各役員以下職員一同の奮勵努力に負ふものにして、茲に深甚なる感謝の意を表する次第なり。

纏つて現下電力界の大勢を見るに、電力國家管理は國防國家體制の確立に際して竿頭一步を進め、全國配電事業を八ブロックに分ち九配電會社を新設することとなり、發送電事業の統合も亦一段の強化を見るに至れり。即ち水火力發電設備はあげて日本發送電株式會社の支配に屬することとなり、政府に於ては各事業者に對し第一次、第二次に亘り發送電設備の出資命令を發せり。

我が社に付ても政府は遂に日本發送電との合併を決し、九月二十五日、日本發送電株式會社と我が社との合併に關する勅令（勅令第八八〇號）公布せられ、同日附を以て兩社に對し合併命令を發せられたり。

惟ふに我が社は東北振興の特殊使命に生くるものなりと雖も、之れ國策に出づる所にして、國家の方針は更に國防國家建設の見地より、國家總動員法に基き我が社及日本發送電の合併を命ずるに至れるものなり。これ單なる合併にあらず、寧ろ發展的解消と云ふべし。此の際我等は進みて之が遂行に協力し、其の衝に當りて大いに成果を期せんとするものなり。

我が社創始以來、年を閲すること五年、多彩なりし歴史を將に閉ぢんとするに方り、適々創立五周年に際會す。依て茲に其の苦闘の事蹟を録し、聊か後日の資に供せんとす。

昭和十六年十月 日

東北振興電力株式會社

社長 川 越 丈 雄

三、會社法の成立公布	一四
第四節 會社の設立	一七
一、設立委員の任命	一七
二、設立の準備と創立總會	一九
三、開業	二四
四、我が社と東北興業會社との關係	二五
第二章 建設	
第一節 當初の事業計畫（政府原案）	二七
第二節 建設工事第一步	二九
一、水力地點の踏査	二九
二、蓬萊發電所の起工	三一
三、送電開始	三一
第三節 急進的建設	三三
一、事業計畫の擴大及會社法の改正	三三
二、十和田、田澤兩湖の開發	四三
三、資材勞力難の克服	四五

四、發電所逐次竣功	四六
五、送電網の完成	五一
六、南北送電線連絡成る	五五
第三章 營業	
第一節 電氣料金	五五
一、標準電氣料金の根據	五五
二、電氣料金率等差の問題	五七
三、補給金と電氣料金との關係	五八
四、電氣料金の變遷	五九
第二節 營業の經過	六一
一、需用増加の狀況	六一
二、時局産業の興隆	六八
三、發電水力利用の實績	七五
四、營業收入の實績	七五
五、農事電化	八三
第三節 設備の運營	八四

一、當社設備の特異性及之が運営の苦心……………八四

二、電力消費規正及之に伴ふ電力配給上の配慮……………八七

三、東北地區送電系統改善委員會……………八九

第四章 現況

一、會社法、定款……………九一

二、組織……………九九

 職制……………

 本支店、事務所……………

 厚生施設、株主……………

三、會計……………一〇一

 資産及負債……………

 收入及支出……………

 社債……………

四、電氣設備……………一一〇

 發電所、變電所、開閉所……………

 送電線路……………

附 錄

年 譜……………一二四

挿入寫眞

各役員——仙臺本社——東京支店——舊東京支店——阿武隈川水力發電工事起工式——十和田湖
 二景——抱返りの溪谷——阿武隈の清流——奥山貯水池より鳥海山を望む——蓬萊岩（蓬萊發電
 所附近の名所）——蓬萊發電所取水口——蓬萊發電所全景——信夫發電所全景——遠刈田發電所
 水槽——小出發電所——小出發電所白雪川取水口——水源としての田澤湖——生保内發電所田澤
 湖取水口全景——生保内發電所全景——岩泉發電所大川取水口——郷内發電所鶯川調整池及連絡
 水槽——米内發電所全景——曲竹發電所水槽コンクリート施行



(ルビ命生村野) 店 支 京 東



舊東京支店 (丸ノ内十二號館) 建物
の一部



設立委員長
水野鍊太郎氏



二代社長
八田嘉明氏



初代社長
吉野信次氏



前副社長
猪熊貞治氏



三代社長
横山助成氏



前理事
樋口邦雄氏



前理事
吉見靜一氏



社 長
川 越 丈 雄 氏



副 社 長
平 井 出 貞 三 氏



事 理
氏 一 俊 原 萩



事 理
氏 藏 六 橋 高



事 理
氏 稅 主 南 長



前 監 事
土 田 萬 助 氏



監 事
子 爵 織 田 信 恒 氏



監 事
中 村 房 次 郎 氏

第一章 創立まで

第一節 當時の東北地方の状況

、經濟と文化



東北地方は由來天恵に乏しく、天災の累は年々相次ぎ、其の經濟力は微々として振はず、文化も亦他の諸地方に比して著しく遅れてきた。ことに同地方の經濟諸相を詳しく述べる餘裕はないが、一例を以て示せば、昭和十年度一人當りの生産額を全國と東北とに付て見るに東北は全國平均の約二分の一に過ぎない状態であり、又直接國稅の如きも全國平均一縣當り九百萬圓に對し東北六縣に於ては一縣當り二百四十萬圓である。直接國稅の少い事は即ち擔稅力の小なることを物語るものであつて、東北地方の窮乏の一端を示して居るものと云へやう。

東北地方窮乏の原因は自然的、社會的、經濟的、政治的の各方面に之を求めることが出来るのであるが、主なる原因としては次の様な項目が挙げられる。

- 一、地域東北に偏して中央より相距ること遠く、且氣候寒冷であること
- 二、積雪期間約半年に及ぶため農業に多角的經營行はれず、屢次廣區域に亘り冷害、風水害を蒙つたこと
- 三、良港少く海陸交通の發達遅れ、従つて交易も多く行はれなかつたこと
- 四、日本經濟發展期に際して地理的條件、原料、動力、運輸等に不利な立場に在つた同地方が未開發のままに放置せられ

たこと

以上諸々の悪條件に支配せられて来た東北地方の商工業は極めて不振で、生産の大半は農林水産業に依存して居り、しかも殆ど週期的ともいふべき冷害、風水害、震嘯災等に因る被害は経済力培養の基礎たる農漁村に致命的の傷手を與へ、斯くして一度近代産業經濟に立遅れたことは更に因となり果となつて、他地方との経済力の差は益々大となつてきた。

二、産 業 と 資 源

東北地方の産業は農業、牧畜、林業を主とし、工業、鑛業、水産業を従とする。

即ち本地方は農業地域であり農林業が壓倒的地位を占め、近代産業たる工業は地理的其の他の條件に禍されて紡織工業、食品工業以外見るべきものがなく、又鑛業は古來々々著はれては居るが精鍊等は日本製鐵(釜石)の外未だ隆盛と稱するに至らなかつた。而して主産業たる農業に就ても冷害、風水による災害等が頻々として起り凶作を齎らし、農民の生活を壓迫することが屢々であつた。近年のみにても明治三十五年、明治三十八年、大正二年、昭和六年、昭和九年等を數へることが出来る。

斯くの如くして本地方に於ける各産業の殆ど總てが全國水準下にあるを餘儀なくされて来た有様である。

産業別六縣生産額(昭和十年)

産業	宮城縣	岩手縣	青森縣	福島縣	秋田縣	山形縣	合計
農 産	五四、六八八	四〇、〇〇八	三六、八四四	六九、二五九	五五、一一四	六九、三六六	三二五、二七九
工 業	三六、二九一	七二、四〇三	四二、八九八	七一、九九〇	二〇、二九五	四六、六五七	二九〇、五三四
水 産	二〇、九五五	一一、四五二	七、二九九	八、七二三	二、六七七	一、〇八〇	五二、一八六

林 産	畜 産	林 産	畜 産
四、七二八	一三、三〇三	六、五一九	一〇、二七五
四、一四〇	一〇、四二四	四、五二	一九、五七一
二、二四四	三、三四二	二、六二八	四、五七三
			二、五三二
			六、一八四
			一、四二七
			一、七一一
			六三、八九四
			八〇、七四四
			一七、〇三〇

右表の中、特に工業生産額東北六縣合計は全國一府縣當平均額にも及ばぬ低位にある。

然らば東北は天與の資源を缺いてゐるのであるか、と云ふに必ずしも左様ではない。産業開發の後れた本地方はむしろ埋れた資源の庫とも稱すべく、今後の開發に俟つものが頗る多いのである。

鑛産資源は銅、石油、砂鐵其の他の分布汎く、交通運輸の整備、精鍊技術の進歩に伴つて將來北九州の盛大を凌駕することも不可能ではなく、又三面環海に恵まれてゐるので水産業の振興も期待される。更に脊梁山脈から發する水流は處々に散在する湖沼と共に重要な水利資源を成し、之が開發は將來東北工業をトすることとなるであらう。

三、東北の電気事業界

茲に産業動力の根幹とも云ふべき東北電気事業に付て回顧して見やう。

東北地方に於ける電氣の最初は、明治十九年東京電燈會社が始めて電燈供給を企畫したのと略々時を同じくして宮城紡績株式會社が仙臺三居澤の水利を利用し、東京三田の三吉電機設計の五キロワット直流發電機を同工場に据付け紡織用水車に依つて運轉し、白熱電燈十燭光五十燈及弧光燈一個を裝置點火したことであらう。

明治二十七年には仙臺電燈株式會社が電燈供給を事業化し、之に引續いて福島電燈(明治二十八年)郡山電氣(明治三十年)鶴岡水力電氣(明治三十一年)山形電氣(明治三十二年)會津電力(明治三十三年)弘前電燈(明治三十四年)盛岡電氣工業(明治三十七年)青森電燈(明治三十九年)等が相次いで創設せられ、僅々十年を出でずして主要都市の電燈普及に

は可なり見るべきものがあつた。

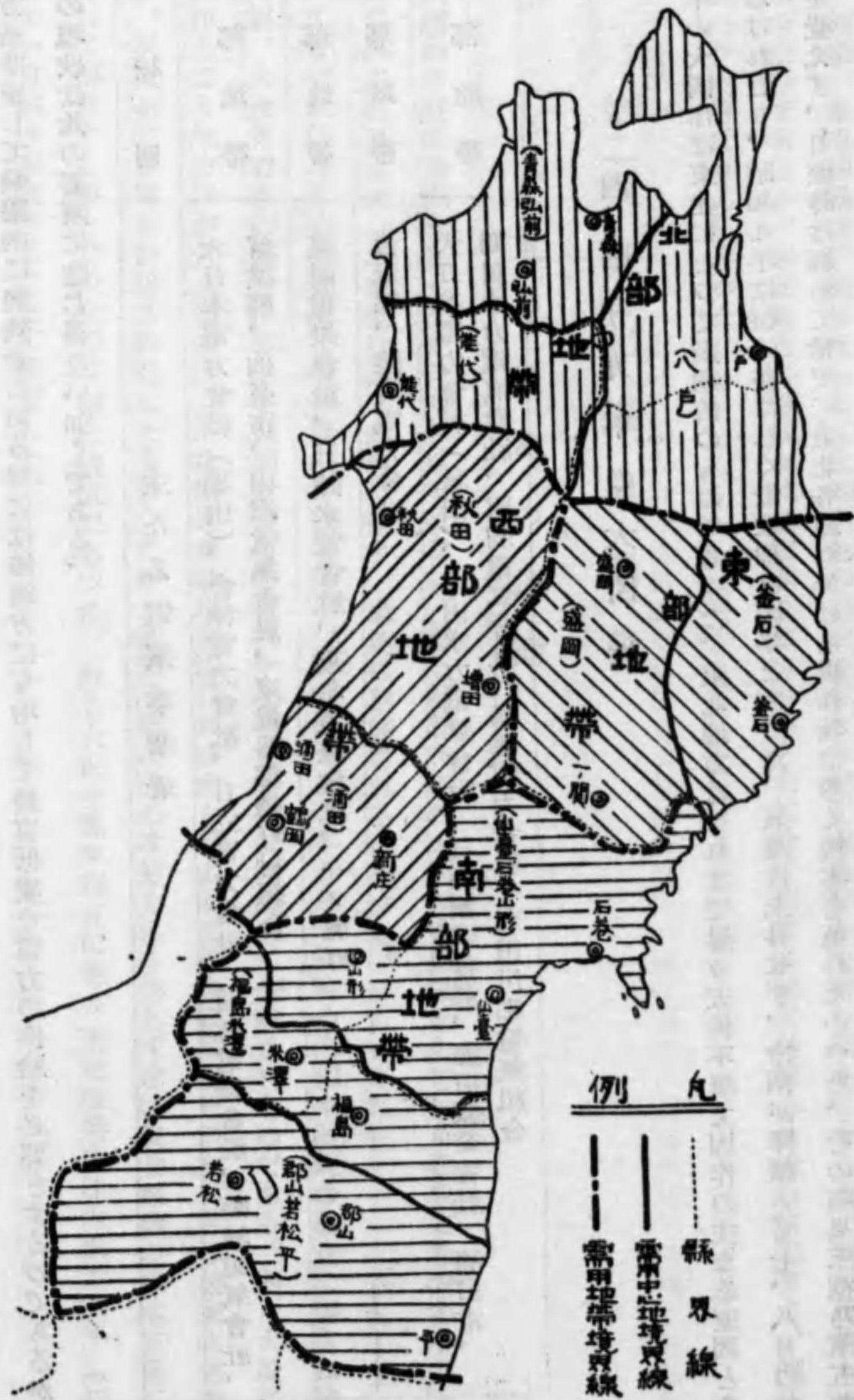
又山形縣西田川郡が明治二十六年に灌漑用電動機を以て約八十町歩の田地灌漑を試み農事電化の先驅をなし、前記三居澤工場が明治三十五年炭化石灰を製造して電氣化學工業に先鞭をつけたこと、或は郡山絹糸紡績會社が明治三十二年に猪苗代湖安積疏水利用の水力電氣を一萬ヴォルトの電壓に依つて郡山に至る十四哩長距離送電に成功したことなど、孰れも當時としては輝かしい業績であつたのである。然し地理的、經濟的環境の不利は次第に主流より遠ざかることとなり、今日では電氣の普及利用の點で全國的水準から遙かに後退して了つた觀がある。

第一次歐洲大戰後、產業界の不振は本邦電氣事業界に事業統合の氣運を醸生せしめるに至り、東北地方に於ても盛岡電燈（現在奥羽電燈）、山形電氣、福島電燈、東北電燈が主力となつて小事業者の併合が着々進捗し、北海道電燈（現在大日本電力）は津輕海峽を越えて秋田に進出し更に東部電力を併合する等漸く大規模經營への方向轉換が行はれた。尙宮城縣は仙臺市を除く全縣下の事業を統合し、青森縣は昭和九年青森電燈、弘前電燈、八戸水力等を買收して縣營とした。

當社設立當時の昭和十一年末頃に於ける東北地方の電氣供給事業者數は公共團體經營一、會社經營六〇、個人經營二、總計七三であつて、其の東北に固定せる資本金は總額約三億二千萬圓と稱せられる。而して六縣内發電力は自家用をも含み水力三十七萬五千ワット、火力八萬五千ワットであるが、内水力十五萬餘キロは關東、信越方面に流出するから六縣内需用充當水力は二十二萬キロに過ぎない。此の消費電力量を一人當平均に付て考察すると、東北地方は最高の北陸地方に比し、約三・五分の一、全國平均に對し約二分の一に當ることとなるのであつて、之に依つて見ても東北地方の工業的地位を察することが出来る。

東北地方の既存水力發電所は概して小規模で出力千キロ未満のもの三分の二を占め、六縣内需用に充當する五千キロ以上の發電所は七ヶ所を數へるに過ぎなかつた。送電系統も區々で且其の連絡が十分でなく、電力利用狀況は勢ひ不經濟となる

需用地帶及中心地區分圖



を免れない。而して電氣料金は全國的水準に制肘せられ、更に高率料金は需用の開発を困難にする等の事情に因り、大體平準を保つては居るが、既往電氣事業の經營に徴すれば、東北の電氣料金は既に採算の限度に達したと看られる。東北地方産業をして飛躍的に興隆せしめる爲には他地方にも増して豊富低廉な電力の供給を必要とするのであるが、既存電氣事業の現状は此の要請に應じ得ない如くである。

地域別	主なる電氣事業者
南部地帯	大日本電力會社(郡山)、會津電力會社、日立電力會社、福島電燈會社、磐城電氣會社、宮城縣、仙臺市、山形電氣會社、東置賜郡總町村組合
東部地帯	盛岡電燈會社、三陸水電會社、東北電燈會社、一ノ關町
北部地帯	青森縣、陸奥電力會社
西部地帯	大日本電力會社(秋田)、増田水力電氣會社、三菱鑛業會社、藤田鑛業會社、酒田市、鶴岡水力電氣會社、兩羽電氣會社、島海電力會社、東田川郡電氣組合

四、昭和九年の大凶作

昭和九年の大凶作は東北にとつて劃期的のものであつた。東北地方はこれまで屢々天候不順で凶作の主なる原因となつたものではあるけれども、昭和九年は特に甚だしく最近稀な凶年となつた。気温は上昇せず、冷雨が降續いて七、八月の候に到るも暑氣を覺えず、日照時は極めて稀で、東北各地に於ける農作物は悉く被害を免れなかつた。その結果三割乃至五割の減收となり、收穫皆無の地も少くなく、特に青森、岩手兩縣は其の被害が甚だしかつた。昭和の聖代に於て東北は遂に食に飢

え衣に窮するの慘狀を呈するに至つたのである。

畏くも 天皇、皇后兩陛下に於かせられては御救恤の思召を以て六縣に御内帑金を御下賜あらせられ、國民は均しく皇恩に感泣し奉つたのであるが、東北地方の慘狀が次第に明かにされると共に之に對する國民的關心は大いに昂まり、到る所に「東北を救へ」と叫ばれるに至つた。

第二節 東北振興運動

一、東北振興の運動

東北振興運動は從來全然存在しなかつたわけではない。然し昭和九年の大凶作を契機として「東北地方を濟ふべし」と云ふ聲が朝野に興るに及んで、本運動は漸く軌道に乗り、急速に展開されるに至つた。

茲に特記しなければならぬのは東北振興會の存在である。同會は大正二年五月、當時の内相原敬氏の發意に促され澁澤子爵、益田男爵、大倉男爵等の盡力に依つて我國財界有力者六十七氏を會員に網羅して創設されたのである。偶々大正二年は東北地方凶作となり地方民が苦んだので、東北振興會は東北凶作救濟會と協力して義金募集を行つた。其の後東北名産品陳列會を催し、又東北に事業を計畫されたこともあつたが、澁澤子等の熱心な努力にも拘らず遂に東北振興の根本方策に觸れることなくして解散する事となつたのは誠に遺憾であつた。即ち大正十五年四月に至り東北振興會は大正十六年(昭和二年)三月三十一日限り解散することに決定した。

依つて東北振興の輿論喚起に奔走されてゐた淺野源吾氏は深く之を遺憾とし、東北振興會の再建を圖り汎く各方面に勸説した結果、多數の賛成者を得て昭和二年五月二十二日東京青山會館に創立總會を開催する運びとなつた。之が現在の東北振

與會である。

同會は前會の事業を繼承すると共に、或は産業視察團を組織して關東、關西の人士をして東北産業の實況を視察せしむる機会を與へ、或は東北振興實行座談會を開催して具體案に付對策を議し、或は政府に請願を爲す等輿論喚起の爲大いに活動する處があつた。

偶々昭和九年は稀有の冷害凶作の見舞ふ所となり、さなきだに疲弊した東北は窮乏への拍車をかけられ、深刻な農村不安を現出し之が善後對策を急務としたのであるが、此の對策に關し「單なる一時的對策に止めず此の際東北不振の理由を徹底的に究明し永久的根本對策を樹立すべし」との叫びが輿論となつて各方面に起つたのである。

この時、財團法人日本學術振興會の活動が開始された。秩父宮殿下を總裁に仰ぎ奉る同會は、東北地方振興の根本策樹立に關し科學的見地から貢獻しようとして、昭和九年十一月十九日理事會の決議に依り東北振興考查委員會を設置した。其の委員には會員以外、關係各省其の他専門家の參加を求め、災害防止、農業改善、教育教化等に關し調査審議を行ひ其の成果を夫々建議する所があつたが、其の大部分は後述の東北振興調査會の答申に採擇されたのであつた。

二、東北振興調査會、東北振興事務局の設置

右の如く東北冷害救済の叫びは一轉して東北振興の輿論が強まりつつあつたが、一方政府（岡田内閣）に於ても民間諸團體と相提携して其の對策施設に腐心され、同年十一月被害地救済策審議の爲臨時議會を召集し應急措置を講じたのであつた。尙政府は應急策のみならず、進んで東北振興の根本對策を樹立實行するの急務を感じ第六十六回帝國議會に東北振興調査會設置に要する經費を昭和九年度追加豫算として提出し、昭和九年十二月二十六日其の官制を公布したのである。

東北振興調査會官制（昭和九年十二月二十六日
公布勅令第三百四十六號）

第一條 東北振興調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ東北地方ノ振興方策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

調査會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 調査會ハ會長一人、副會長二人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副會長ハ内務大臣及農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長長其ノ職務ヲ代理ス

第五條 調査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 調査會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東北振興調査會は其の官制に見る如く各方面の有識人士を網羅して組織され、東北振興の參謀本部と成つたのである。かくて第一回總會に於て、政府より東北地方不振の原因を究め、振興の具體的方策に關する意見を徵する旨の諮問を受け、審議を累ねて一々政府に答申し、設置以來三年餘、略々答申を盡して昭和十三年四月一日官制廢止となつた。

同會は昭和十年二月二十六日第四回總會に於て東北振興事務局設置の答申案を可決し答申の結果、同五月二十五日東北振興事務局が設置され松井春生氏が局長に任命された。

同局の概要に付ては調査會の答申に依りその性質を明かにして居るので左に掲記することとする。

東北振興事務局設置ノ件

東北振興方策ノ調査及實行ノ統一保持ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲内閣總理大臣ノ管理ノ下ニ東北振興事務局(假稱)ヲ設置スルコト緊要ナリト認ム。

東北振興事務局ノ概要

- (一) 事務局ハ方策ノ實行機關ニ非ズ此ノ點ニ於テ各省及東北六縣ノ權限ハ事務局ノ設置ニ依リ増減ヲ受クルコトナキモノトス。
- (二) 事務局ハ東北振興調査會ニ對シ實質上幹事タルノ地位ヲ有スルモノトス但シ他官廳側ノ幹事ノ職能ト異リ綜合連絡事務ヲ以テ其ノ主務トスルコト。
- (三) 事務局ハ東北振興調査會ノ調査セザル事項ニ付テモ場合ニ依リ調査ヲ爲スモノトス。
- (四) 調査會ノ答申等ニ基キ各省等ガ具體的方針ヲ樹立シ之ニ必要ナル豫算ヲ整ヘ其ノ實行ヲ爲スコトハ直接ニハ事務局ノ權限ニ非ザルモ官廳間ニ於ケル其ノ連絡統一ノ保持ニ努ムルコトハ事務局ノ權限ニ屬スルモノトス故ニ之ガ爲必要ナル報告ヲ求メ査察ヲ加ヘ希望ヲ提出シ斡旋ヲ爲スモノトス。
- (五) 事務局ノ組織ノ規模ハ其ノ目的ニ顧ミ絶對避クベカラザル必要ノ限度ニ止メ以テ他部局トノ間ニ事務ノ重複ヲ來サザラシムルコトニ留意スルモノトス。

說明

東北振興問題ノ重要性ガ主張セララルル所以ノモノハ、東北一帯ニ亘リテ其ノ特殊性ニ基ク特殊ノ方策ヲ行フノ必要アルニ依ル而シテ此ノ特殊ノ方策ハ現行制度上内務、大藏、陸軍、海軍、文部、農林、商工、逓信、鐵道等ノ諸官省ニ亘リテ

存在スベク、而モ此等ノ方策ハ均シク東北地方ノ特殊性ニ著眼シテ一貫セル主義ト統制アル步調トニ依ルモノナラザルベカラズ、然ルニ各行政部局ノ間ニ斯クノ如キ連絡統一ヲ確保スルコトハ實際ノ運用上容易ニ非ザルモノアルガ故ニ制度上特別ノ方法ヲ講ズルヲ適當トス、而シテ各種方策實行ノ方面ニ於テハ大體現行制度通各省其ノ他ノ諸官廳各其ノ職責ヲ擔任スルコト最圓滑ニ事功ヲ擧グ得ル所以ナルベキモ各種方策ヲ調査シ該計畫ノ具體的樹立及實行ノ統一ヲ保持スルコトニ付テハ之ヲ各部局ニ一任スルニ止メズシテ内閣ニ東北振興事務局(假稱)ヲ設ケテ必要ノ事務ヲ擔任セシメ以テ東北振興ノ完全ナル成果ヲ擧ゲンコトヲ期セントスルモノナリ。

當社は實に此の調査會と振興事務局を母胎として東北振興の一翼を荷ふべく誕生することとなつたのである。

第三節 會社法の成立

一、東北振興調査會の答申

東北振興調査會は昭和十年九月十九日第七回總會に於て東北地方産業振興の根幹として「東北興業株式會社及東北振興電力株式會社設立に關する件」の答申案を全會一致で可決した。此の特殊會社設置案が始めて議題に取上げられたのは二月二十一日第一回第二特別委員農村工業問題小委員會に於てであつたが、爾來半歳の検討は漸く具體化の第一歩を踏み出したのである。其の答申は次の通りであつた。

(東北振興電力に關する分摘録)

東北振興電力株式會社設立ニ關スル件

東北地方ノ産業ノ開發ト經濟ノ振興トヲ圖ランガ爲左ノ要綱ニ依リ特殊ノ株式會社ヲ組織シ、有利ナル水力地點ヲ開發シ

以テ低廉ニシテ豊富ナル電力ヲ供給スルコト極メテ緊要ナリト認ム。

東北振興電力株式會社要綱

一、事業組織

特殊ノ株式會社トス

二、事業目的

東北地方ニ於ケル水力ヲ開發シテ低廉ナル電氣ヲ供給スルヲ目的トス

三、事業資金

(一) 資本金ハ三千萬圓トシ、株式ハ之ヲ一般ヨリ募集ス但シ東北興業株式會社ニ對シテハ優先的ニ割當ヲ爲シ、東北

地方電氣事業者及東北住民ニ對シテモ之ニ準ゼシムルモノトス

(二) 株金ノ拂込ハ工事計畫ニ從ヒ數回ニ分チ之ヲ徵收ス

(三) 資金ノ一部ハ社債及借入金ニ俟ツモノトス

四、配當補給

會社ノ配當金年六分(開業前ハ年四分)ニ達セザルトキハ政府ハ會社ノ創立初期ヨリ十年間ヲ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スルモノトス但シ其ノ額ハ如何ナル場合ト雖モ拂込資本金ノ四分ヲ超過セザルモノトス

五、役員

(一) 會社ノ取締役ハ三人乃自五人トス

(二) 會社ノ社長タル取締役ハ株主中ヨリ政府之ヲ任命シ其ノ任期ヲ五年トス

(三) 其ノ他ノ取締役ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉シ政府ノ認可ヲ受クルコトトシ其ノ任期ヲ四年トス

(四) 監査役ハ二人以上トシ、株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ヲ三年トス

六、水利權ノ特許

東北地方ノ電氣需要ニ應ズル爲ノ同地方ニ於ケル發電水利權ハ將來原則トシテ本會社ニ對シテ之ヲ特許スル方針トス

七、監督

會社ノ業務ハ政府之ヲ監督シ、定款ノ設定變更、事業計畫、社債ノ募集、利益金ノ處分、其ノ他重要事項ニ付テハ認可ヲ受ケシムルモノトス

尙政府ハ東北振興上必要アリト認ムルトキハ事業計畫及運營ニ關シ特別ノ命令ヲ與フルモノトス

八、工事計畫

本計畫ハ東北六縣ニ於テ數個所ニ水力發電所出力合計約十五萬キロワットヲ開發シ同時ニ其ノ電力ヲ供給スルニ必要ナル送電線及變電所ヲ建設スルモノニシテ發電所落成ト共ニ逐次營業ヲ開始スルモノトス尙必要ニ應ジ補給用火力發電所

ヲ施設シ水力ノ有效ナル利用ヲ圖ルモノトス

九、配電方法

發電電力ノ一部ハ電氣化學工業等ニ利用セシメ其ノ他ハ本會社ノ施設スル送電幹線ニ依リ既設電氣事業者ニ供給シ既設

事業者ヲシテ之ヲ共同作業場其ノ他農村工業ニ供給(必要ナル配電實費ヲ含メル原價ニ依ル)セシムルト共ニ東北一般

ノ電氣料金其ノ他供給條件ノ改善ニ資スルモノトス尤モ既設事業者ヲ經テ供給セシムルコトガ設備ノ關係上不經濟トナ

ルガ如キ場合ニハ本會社ヲシテ直接供給セシムルモノトス

十、設立準備

政府ニ於テ設立委員ヲ任命シ會社設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシムルモノトス

二、會社法案議會に上程

兩特殊會社設置案に關する調査會の答申が政府に齎らされると共に、内閣東北振興事務局は目睫に迫つた第六十八回帝國議會を目指して法案の作成、議會資料の作成に主力を傾倒し、職員總動員で血の滲むやうな奮闘が續けられたのであつたが遺憾ながら同議會は法案上程に先だつて、休會あけの昭和十一年一月二十一日衆議院は解散せられた。續いて總選舉が行はれ一月後には所謂二・二六事件が起り國民の異常興奮の中に岡田内閣は國民生活の安定を標榜する廣田内閣に替つたのであるが、國策としての東北振興は依然として前面に横つてゐた。

東北振興事務局は茲に更に次議會を目指して再び大車輪の活動を開始し、關係資料の再調成を爲し、兩會社法案の議會上程に萬全の準備を整へたのであつた。

五月一日、非常時議會第六十九回議會は戒嚴令下に召集せられ、審議は稀に見る眞剣さで行はれた。待望の東北振興兩會社法案は此の議會に政府提出法案として劈頭衆議院に提出されたのである。

三、會社法の成立公布

兩會社法案が議會に上程されたのは昭和十一年五月十二日である。衆議院に於ては添田委員長、貴族院に於ては西郷委員長の下に夫々審議を續け、兩院各四日と云ふ快スピードで可決された。東北振興特殊會社設立準備費五萬圓の豫算も問題なく同議會を通過したのである。

かくして五月二十七日兩會社法の公布を見ることとなり、六月一日より實施されたのである。

東北振興電力株式會社法 (昭和十一年五月二十七日公布法律第十六號)

第一條 東北振興電力株式會社ハ東北地方ノ振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル電氣事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

東北振興電力株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ミ又ハ東北地方ニ於ケル他ノ電氣事業ニ投資スルコトヲ得

第二條 東北振興電力株式會社ノ資本ハ三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 東北振興電力株式會社ノ株式ハ記名式トシ、政府公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半数以上又ハ資本ノ半数以上若ハ議決權ノ過半数ヲ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 東北振興電力株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第五條 東北振興電力株式會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第六條 社長ハ東北振興電力株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監査ス

第七條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第八條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監督ス

第十條 東北振興電力株式會社債ヲ募集セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十一條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十二條 東北振興電力株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 東北振興電力株式會社事業計畫ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ東北地方振興上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 政府ハ東北振興電力株式會社監理官ヲ置キ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監視セシム
第十六條 東北振興電力株式會社監理官ハ何時ニテモ東北振興電力株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得
東北振興電力株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ東北振興電力株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムル
コトヲ得

東北振興電力株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得
第十七條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ決議又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ノ行為ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ
公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ヲ解任スルコトヲ得

第十八條 東北振興電力株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ在リテハ年百分ノ
四、第四營業年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ第十營業年度迄之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額
ハ每營業年度ニ於テハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合、各營業年度ヲ通ジテハ五百五十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ツ前項ノ規定ニ依
ル補給金ノ償還ニ充ツベシ
第十營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ年百分ノ六ヲ超エ
百分ノ九迄ノ金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分ノ九ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ全額ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

第二十項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度
ノ利益金ト看做ス
前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第十九條 東北振興電力株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料
ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ
一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
二 第十四條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第二十條 東北振興電力株式會社ノ社長、副社長及理事第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス
第二十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則
第二十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十一年六月一日ヨリ施行)
第二十三條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北振興電力株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
第二十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ
第二十五條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ
第二十六條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ
第二十七條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後還滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ還滯ナク創立總會ヲ招集スベシ
第二十八條 創立總會ニ於テハ第七條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ
第二十九條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ東北振興電力株式會社社長ニ引渡スベシ

第四節 會 社 の 設 立

一、設立委員の任命

東北振興電力株式會社法ノ公布、施行と共に政府では直ちに設立委員長水野鍊太郎氏及設立委員四十三名を任命した。時
を移さず會社設立事務所を東京市麴町區大手町一丁目内閣東北振興事務局内に設置し、六月八日首相官邸に於て第一回設立
委員總會が開催された。
此の總會に於て、水野委員長より特別委員九名を指名し、その委員長には結城興銀總裁が當り、すべては流水の如き快速

調に運ばれ、敏速に設立事務が開始されたのである。

因みに設立委員は左の諸氏である。

委員長	水野 鍊太郎氏	委員	藤 沼 庄 平氏	次 田 大 三 郎氏	松 井 春 生氏
	吉 田 茂 氏		湯 澤 三 千 男氏	川 越 丈 雄氏	
	大 森 洪 太 氏		長 瀬 貞 一 氏	吉 野 信 次 氏	
	富 安 謙 次 氏		大 和 田 悌 二 氏	猪 熊 貞 治 氏	
	菊 山 嘉 男 氏		伊 藤 武 彦 氏	石 黒 英 彦 氏	
	小 林 光 政 氏		金 森 太 郎 氏	兒 玉 政 介 氏	
	菅 原 通 敬 氏		堀 切 善 次 郎 氏	澁 澤 元 治 氏	
	男爵 淺 田 良 逸 氏		伯爵 酒 井 忠 正 氏	子爵 大 河 内 正 敏 氏	
	伯爵 有 馬 頼 寧 氏		男爵 松 岡 均 平 氏	加 勢 清 雄 氏	
	工 藤 鐵 男 氏		工 藤 十 三 雄 氏	助 川 啓 四 郎 氏	
	川 俣 清 音 氏		信 太 儀 右 衛 門 氏	土 田 萬 助 氏	
	矢 野 恒 太 氏		結 城 豊 太 郎 氏	八 代 則 彦 氏	
	太 刀 川 平 治 氏		三 好 重 道 氏	石 井 光 雄 氏	
	南 條 金 雄 氏		明 石 照 男 氏	佐 々 木 駒 之 助 氏	
	森 廣 藏 氏				

二、設立準備と創立總會

第一回設立委員總會に於て委員長から指名された特別委員は、即日午後には第一回の會合を行ひ、定款案を付議すると云ふわけで、六月十五日の第二回委員總會には夙くも定款、設立趣意書、事業目論見書の決定を見た。本、支店の設置に就ても本店は現地仙臺に、支店は東京と決定し、翌六月十六日には定款の政府認可があつた。

東北振興電力株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 本會社ハ東北振興電力株式會社法ニ依リ設立シ東北振興電力株式會社ト稱ス
- 第二條 本會社ハ東北地方ノ振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル電氣事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
- 第三條 本會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ミ又ハ東北地方ニ於ケル他ノ電氣事業ニ投資スルコトヲ得
- 第四條 本會社ハ本店ヲ仙臺市ニ、支店ヲ東京市ニ置ク
- 第五條 本會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得
- 第六條 本會社ノ公告ハ官報並ニ本店所在地ニ於テ所轄裁判所ガ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テス

第二章 株 式

- 第七條 本會社ノ株式ハ六十萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス
- 第八條 本會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得
- 第九條 本會社ノ株主ニシテ前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ會社ニ通知シ且其ノ資格喪失ノ日ヨリ二箇月以内ニ其ノ株式ヲ

他ニ讓渡スコトヲ要ス

株主前項ノ規定ニ違反シテ其ノ株式ノ讓渡ヲ爲サザルトキハ本會社ハ二週間ヲ下ラザル一定ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡スベキ旨及讓渡サザルトキハ其ノ株式ヲ本會社ニ提出スベキ旨ノ催告ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ニ依リ株式ヲ提出ヲ受ケタルトキハ本會社ハ其ノ株式ヲ賣却ス

株主第二項ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡サズ又ハ株式ヲ提出ヲ爲サザリシ場合ニ於テハ本會社ハ其ノ株式ノ無効ヲ公告シ新株券ヲ發行シテ之ニ依リテ其ノ株式ヲ賣却ス

前四項ノ規定ニ依ル株式ノ讓渡ニ關スル株式ノ名義書換ハ第十八條ノ名義書換停止期間中ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第三項又ハ第四項ノ賣却ニ依ル賣得金ハ遲滞ナク之ヲ從前ノ株主ニ交付ス但シ賣却及公告ニ要シタル費用ハ之ヲ控除ス

第十條 本會社ノ株式ハ一株券、十株券、五十株券、百株券及千株券ノ五種トス

第十一條 株金拂込ハ一株ニ付第一回ヲ十二圓五十錢トシ第二回以後ノ拂込ハ事業ノ必要ニ應ジ社長其ノ拂込ノ金額及期日ヲ定メ少クトモ三十日前ニ各株主ニ之ガ通知ヲ發スルモノトス

第十二條 株主株金拂込期間内ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂フモノトス

第十三條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノトキ其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十四條 會社其ノ他公私ノ法人ガ本會社ノ株式ヲ所有スルトキハ其ノ代表者ヲ定メ本會社ノ株主名簿ニ之ガ記載ヲ受クベシ

第十五條 株式ノ讓渡ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者連印ノ書面ヲ作成シ之ニ株式及本會社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添ヘ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

改氏名、相續其ノ他ノ事由ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ前項ニ準ジテ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

第十六條 株式ノ種類ノ變更ヲ爲サントスル株主ハ株式引換請求書ニ株式ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ

株式ヲ亡失シタル株主ハ其ノ事由ヲ記シタル書面ヲ作成シ本會社ニ於テ適當ト認ムル保證人二名以上ノ連印ヲ以テ本會社ニ新株券交付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ直ニ其ノ旨ヲ公告シ三十日ヲ經ルモ異議ヲ申立ツル者ナキトキニ限り新株券ヲ交付ス

株式汚損又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ記シ株式ヲ添ヘ本會社ニ之ヲ提出シ新株券ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ本會社其ノ眞偽ヲ鑑別シ難キトキハ株券亡失ノ例ニ依ル

第十七條 株式ノ名義書換ノ手数料ハ株式一通ニ付二十錢トシ株式ノ引換其ノ他新株券ノ交付ノ手数料ハ新株券一通ニ付五十錢トス

第十八條 本會社ハ六月一日ヨリ定時總會終結ノ日迄株式讓渡ニ因ル株式ノ名義書換ヲ停止ス

前項ノ外特ニ必要アルトキハ豫メ公告ノ上株式ノ讓渡ニ因ル株式ノ名義書換ヲ停止スルコトアルベシ

第三章 株 主 總 會

第十九條 本會社ノ定時株主總會ハ毎年六月、臨時株主總會ハ必要アル毎ニ社長之ヲ召集ス

總會ノ日時及場所ハ社長之ヲ定ム

第二十條 總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長事故アルトキハ副社長之ニ當リ社長副社長共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人之ニ當ル

第二十一條 株主ハ本會社ノ他ノ株主ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本會社ニ委任狀ヲ差出スベシ

第二十二條 總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ゲズ

第二十三條 總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲スモノトス但シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルモノトス

第二十五條 總會ノ議事ノ要領ハ總會決議録ニ記載シ議長及議長ノ指名シタル出席株主二名以上之ニ記名捺印スベシ

第四章 役 員

第二十六條 本會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第二十七條 社長ハ本會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ本會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ本會社ノ業務ヲ監査ス

第二十八條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第二十九條 理事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ總會ニ於テ株主中ヨリ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ其ノ後任者ヲ命ジ前任者ノ

殘任期間其ノ職ニ就カシム

第三十條 監事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ總會ニ於テ株主中ヨリ其ノ後任者ヲ選任シ前任者ノ殘任期間其ノ職ニ就カシム

第三十一條 本會社ニ參與若干名ヲ置クコトヲ得

參與ハ本會社ノ重要ナル業務ニ關シ社長ノ諮問ニ應ズルモノトス

參與ハ社長之ヲ囑託シ無給トス

第五章 計 算

第三十二條 本會社ノ營業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第三十三條 本會社ハ當該年度總益金（政府ヨリノ補給金ヲ含ム）ヨリ總損金（政府ヘノ償還金ヲ含ム）ヲ控除シタル殘餘ヲ以テ利益金トス

第三十四條 本會社ノ利益金ハ左ノ方法ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分スルモノトス

一 法 定 準 備 金

二 役 員 賞 與 金

三 利益金額ヨリ前二號ノ金額ヲ控除シタル殘餘ハ之ヲ株主ニ配當シ又ハ後期繰越金ト爲スベシ

第三十五條 本會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ年百分ノ四、第四營業

年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ第十營業年度迄ニ達セシムベキ金額ハ政府ノ補給ヲ受クルモノトス但シ其ノ額ハ

每營業年度ニ於テハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合、各營業年度ヲ通ジテハ五百五十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ツ前項ノ規定ニ依

ル補給金ノ償還ニ充ツルモノトス

第十營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ年百分ノ六ヲ超エ

百分ノ九迄ノ金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分ノ九ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ全額ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツルモノトス

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度

ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依リ積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依リ補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十六條 株主配當金ハ六月一日現在ノ株主名簿ニ登錄セラレタル株主ニ之ヲ支拂フモノトス

配當金ノ拂渡期日及場所ハ社長之ヲ定メ株主ニ通知スルモノトス

附 則

第三十七條 本會社ノ設立費用ハ七萬圓ヲ限度トス

前項ノ金額中政府ノ立替ニ係ルモノハ政府ニ之ヲ返納スルモノトス

尙株式募集に付、第二回委員總會に於て總株數六十萬株の内三十萬株は東北六縣下市町村産業組合其の他之に準ずべき團

體に於て引受け、二十萬株は東北興業株式會社に於て引受け、殘額十萬株を一般に公募することに決定を見た。

七月十四日より十七日までを申込期間として株式募集を開始した。その成績は極めて良く二日既に滿株となる状態の

で、期日を一日繰上げ同月十六日を以て締切つたのであるが、應募總數は二十萬五千九百十株に上り、設立事務關係者は應

募株の割當に忙殺されたのであつた。

株式募集の前夜、東北帝大講堂に催された東北振興問題講演會に於て松井東北振興事務局長がラヂオを通じ全東北に呼か

け國策東北振興の眞髓を明かにされたことも亦振興兩會社に對する東北民の關心を一層深めたものであつた。

斯くて第一回株金拂込を八月十七日より開始しその期日を八月二十五日と定めたが之亦六縣知事の援助に依り拂込はすら

運び、いよいよ創立總會招集の事となつた。

此の間、十月三日には逓信大臣より電気事業經營の許可があり、同六日には福島縣知事より阿武隈川及飯野川發電水利使用の許可があつた。

十月七日、東京丸ノ内日本工業俱樂部に創立總會を開催、政府より藤沼内閣書記官長の臨席を得て水野設立委員長議長司宰の下に目出度く總會を終了した。

吉野社長以下左記の通役員の任命も同日行はれ、茲に我が東北振興電力株式會社は陣容を整へて始めて東北振興への巨歩を踏出すこととなつたのである。

社 長	吉 野 信 次
副 社 長	猪 熊 貞 治
理 事	吉 見 靜 一
理 事	萩 原 俊 一
理 事	樋 口 邦 雄
監 事	土 田 萬 助
監 事	中 村 房 次 郎

三、開 業

創立總會終了後、本店を仙臺市商工獎勵館内に置き、東京支店は取敢へず丸ノ内の赤煉瓦建も古めかしい十二號館に店開

きをしたのであるが、間もなく内幸町仁壽生命ビル（現在の野村生命ビル）に引移つて活動することとなつた。

我が社の營業開始はこれより二年餘の後、阿武隈川の畔に蓬萊發電所が白聖の威容を誇示するに至つた昭和十三年十二月一日のことである。創立以來、此の日在るを期して役員を始め職員一同晝夜兼行の努力空しからず、同日正午、吉見理事の手に依つてメキツチが入れるると共に待望の電力は忽ち大日本電力郡山變電所に奔流し始めた。當初の豫定通り營業送電を開始し得た喜びは工場の唸となつて東北に響いたのである。

四、我が社と東北興業會社との關係

我が社と東北興業會社とは既述に依り明かなる如く、其の設立の契機を同じくし、共に昭和九年の冷害に因る東北の疲弊を克服し、更に東北産業振興を圖らんが爲に設立された特殊會社で、所謂姉妹會社である。

即ち我が社は東北地方の電源開發に専念し、東北興業會社は東北の資源開發乃至殖産興業の部門を擔當し、兩社相俟つて東北振興國策の遂行を期して居る次第である。其の關係は唇齒輔車とも云ふべく、目的達成の爲には兩社は最も緊密なる聯携を保つてゆかねばならぬ。

現在東北興業會社は當社株式四四%を保有して居る。

昭和十一年三月、東北振興電力株式會社の設立が決定された。この設立は、東北地方の電力供給を確保し、産業の振興を図るためのもので、政府の指導によるものである。設立の目的は、東北地方の電力需要を充分に満たし、経済の発展に貢献することである。この設立は、東北地方の電力事業の発展に大きな役割を果たした。

設立の経緯は、昭和十一年三月、東北振興電力株式會社の設立が決定された。この設立は、東北地方の電力供給を確保し、産業の振興を図るためのもので、政府の指導によるものである。設立の目的は、東北地方の電力需要を充分に満たし、経済の発展に貢献することである。この設立は、東北地方の電力事業の発展に大きな役割を果たした。

第二章 建設

第一節 當初の事業計畫 (政府原案)

會社設立當時に於て懸て誕生せらるべき東北振興電力株式會社なるものに對し、當時の社會が如何なる期待を有つて居たかを五年後の今日に於て察知するには種々の方法があるであらう。事業計畫政府原案は當時の社會的期待の數字的表現とも云ふべきものと言ふ事が出来るのではあるまいか。是は當社設立を企圖した政府が設立後の當社に實施せしめやうとした事業計畫であつて、政府は之に依り電力による東北振興の實績を擧げ得るものと考へ、補給金總額五百五十萬圓もこの計畫を其の算出基礎としたものである。然らば政府原案とは如何なる内容を有するものかその概略を次に誌すことゝしたい。計畫期間は昭和十一年より昭和二十年に至る十ヶ年で此の間に建設すべき送電設備は水力發電所十四ヶ地點十四萬八千二百四十キロワット、火力發電所一ヶ所二萬キロワット、送電線路互長總計五八〇軒、變電所は八箇所十二萬キロワット、アムペアとなつて居り、之に要する資金は總計五千八百十六萬四千圓、内拂込資本金は三千萬圓、殘額を社債及借入金で賄はんとするものである。此の計畫によると水力發電所は福島縣阿武隈川筋に三地點四萬六千三百キロワット、岩手縣で宮古川筋(閉伊川)に三地點一萬六千九百十キロワット、青森縣奥入瀬川筋に二地點一萬三千三十キロワット、秋田縣田澤湖に四地點五萬九千二百キロワット、山形縣八久和川筋に二地點一萬五千五百キロワットを夫々開發して此を一貫する計畫で、東北六縣全般に電力を遍ねからしめんとした政府の意圖が窺はれるのである。

尙火力発電所は阿武隈川系の湯水補給用として、南部の適當なる場所に設置せらるる筈であつた。

送電線は南の方から地圖に沿つて見ると先づ阿武隈川の發電所、福島市を経て仙臺に至る。之により阿武隈川の發電所の發電力は福島、仙臺に送電使用の計畫であつた事を知らるのである。送電線は更に東北本線に沿つて北上し盛岡へ行くのであるが、この仙臺盛岡間は將來必要に應じ建設する事とし、本計畫には含まれて居ない。

盛岡から東進、北進、西進の三者に分れるものであるが東進するものは閉伊川の發電所を經由して釜石に至り、北は更に東北本線に沿つて八戸に至り此處で止り、奥入瀬川の發電地帯とは青森縣送電線を經由して連絡する。

西進するものは田澤湖の發電所を経て秋田に出る。

一方酒田へは八久和川系の發電所からの送電線を建設して其の電力を送電し來ると共に酒田より山形市へ送電線を新設し山形附近の需用に應じつつ山形以東仙臺迄は東北送電會社送電線により仙臺に戻る事になつて居る。

變電所は福島、仙臺、盛岡、釜石、八戸、秋田、酒田及山形の八箇所（出力は何れも一萬五千ワット）合計十二萬キロワットとすの計畫である。

斯くて右の工費を發電所出力にて除したる値、則ち供給設備一キロワット當り工費は三九二圓に過ぎず、現在水力發電所のみでも七百圓を超過する事を考へると實に隔世の感があるのである。

尙この計畫で需用をどう見て居たかと言ふと、東北六縣内の自然増加を毎年一萬キロワット、十年に十萬キロワットとし、その内七萬キロ（發電所では八萬キロワット）は當社より、残り三萬キロは既設事業者の開發電力を充當する事となつて居た。

之の増加需用量は當社の開發電力による可能供給力たる十三萬五千キロに満たないが其の餘剰五萬五千キロワットの用途は東北興業會社が阿武隈川附近で行ふ石灰窒素製造に二萬五千キロワット、田澤湖附近で計畫する硫安製造用に三萬キロワット供給する計畫となつて居たのである。

第二節 建設工事 第一步

一、水力地點の踏査

水力發電事業に於て先づ爲さねばならぬことは水力地點の調査である。我が社創始に方り昭和十一年六月設立委員の任命を見、爾來設立事務は着々進捗したのであるが、事業の源たる水力地點の踏査測量に付ては未だ十分なる考慮が拂はれずして二ヶ月を経過した。然し會社創立前に水利權獲得を必要とした事情もあり、急速水力技術者を物色し水力地點の踏査を開始する事となり、當時の逓信省高橋水力課長、内務省萩原技師の應援を得て設立委員附技師數名が任命せられた。

之ら技術者は政府原案に依る水利地點を急速に踏査する事となり、八月下旬より活動を開始し、福島縣下阿武隈川水系より岩手縣下宮古川、青森縣下奥入瀬川、秋田縣下玉川と順次水力開發地點の踏査を行つたのである。東北官民は非常な期待を以て之を迎へ、従つて踏査員は元氣百倍眞剣な態度で張切つて居た。

政府原案に依れば第一年度に宮古川第一、玉川第二、阿武隈川第三を竣功せしめる豫定であつたが、踏査の結果地の利と電力需給の緩急とに鑑み先づ阿武隈川第二、第三の開發に全力をあげることとなり、同九月一日阿武隈川第二（蓬萊）、第三（信夫）地點の踏査測量に技術員を一齊出動せしめた。福島市上町に一民家を借受けて臨時事務所にて、測量班は左の四班に岐れて晝夜兼行實測に従事したのである。

第一班 第二地點（蓬萊）堰堤、取水口班

第二班 同水路平面及高低測量班

第三班 同水槽、發電所班
第四班 第三(信夫)地點班

かくして會社創立の前日、即ち十月六日阿武隈川筋水利使用の許可を得ることが出来た。

十月七日會社設立と共に建設關係の陣容は漸く整備し作業は順調に進展して十一月末には蓬萊發電所の工事實施設計を完了したので、直ちに當局に工事實施の認可を申請し、同年十二月二十六日福島縣知事より認可を得た。

この外水力地點の踏査測量に着手したものは次の通りである。

宮古川第一、第二、第三(腹帯)地點の踏査。政府原案に於て右第一地點(最上流地點)を第一年次に開發する計畫の所第三地點(川井)が開發上最も有利の地點と認められたので、これが踏査實測に着手した。然るにその直下に三陸水電株式會社計畫の腹帯地點が在り川井地點と併せ開發することが國策上有利と考へられたので、計畫を變更して測量設計を進めることとし、昭和十二年五月一日岩手縣下閉伊郡川井村に閉伊川水力調査事務所を開設した。宮古川水系は岩手縣東部に於ける最大の河川で發電に適し、既に三陸水電開發出力三、四六〇キロワット、許可未開發出力二、三七〇キロワットがあつたのであるが、之が一貫開發を爲す時は相當量の發電をなすことが出来、宮古町にも近いので前記の如く三陸水電の未開發地點と合せ開發することとなり、同七月二十一日逓信大臣の許可を得たのである。

奥入瀬川地點。奥入瀬川は十和田湖を水源とし、其の水量の豊富なることは我が社開發地點中隨一と稱せられる。下流三本木國營開墾並びに八戸地方電力需要に鑑み豫定を繰上げて第一地點たる立石發電所の開發を急ぐこととなつたが、青森縣に於ては縣營を以て之が開發を企圖し既に實地測量等に着手して居たので同縣と交渉し、又農林省國營開墾事業當局とも協調し、奥入瀬川一貫開發の具體的方策を決定した。斯くて昭和十二年五月一日青森縣十和田村に水力調査事務所を設置し、急速に測量に着手した。



(日七月五年二十和昭) 式工起事工電發力水川隈武阿

其の他の地點。前記諸地點の踏査と前後して玉川筋地點の調査測量が進められ、鳥海川系小出、板平地點の測量も開始され、尙進んで郷内地點も踏査され何れも調査設計を完了するに至つた。山形縣最上川系、八久和川系各地點もこれらと同時に測量調査を開始したのである。

二、蓬萊發電所の起工

我が社建設工事の第一歩は實に蓬萊發電所の着工に出發したのである。會社設立前の昭和十一年八月測量開始以來、物凄い馬力で測量設計を完了し、福島縣より工事實施認可を得た同年十二月二十六日の吉日をトし、蓬萊發電所地鎮祭を行つた。七百萬東北民の期待と希望の中に阿武隈川畔に設へられた祭壇には地方民の心からの献儀が飾られ、祝詞奏上の聲は明々と溪にひゞき流に和し、まことに東北振興實踐の日に相應はしいものがあつた。

かくて議會に於ける「昭和十一年中に着工」の聲明に對する公約は果されたのである。翌年五月七日には蓬萊、信夫兩發電所起工式を舉行、吉野社長手づから鍬を振つて鍬入之儀を行ひ終つて後、福島市公會堂に祝賀式を催した。首相代理桑原東北局長外多數官民の出席があり、歡喜の聲堂を搖し東北振興の多幸を祝福した光景は關係者にとつて忘れ難いものであつた。本工事の成否はひとり會社の隆替の係るところばかりでなく、又廣く全東北地方の福祉にも至大の關係を有するものとして注視的となり、社長以下全社員歡びの中に一入身の引緊る思があつたのである。當日寄せられた内閣總理大臣の祝辭を掲記しよう。

東北振興電力株式會社ガ着々其ノ施設ヲ進メ本日阿武隈川水力發電工事起工式ノ舉行ヲ見ルニ至リシハ余ノ大イニ欣快ト
スル所ナリ

本工事ハ選ブニ天與ノ地ヲ以テシ加フルニ斯界技術ノ粹ヲ蒐ム 事業ノ完成期シテ俟ツベキモノアルベシ 希クハ關係者
並ニ地方官民諸氏益々協心戮力本工事ノ完成ニ努メ以テ東北振興ノ目的達成ニ寄與セラレムコトヲ一言以テ祝辭トナス

昭和十二年五月七日

内閣總理大臣 林 銑 十 郎

三、送電開始

蓬萊發電所の建設は起工以來、我が社建設陣の全力を傾けて不休の努力が續けられ、或は悪天候に阻まれ或は資材勞力の
不足に悩まされつゝも、不撓の意氣を以て工程を急いだ。

昭和十三年十月三十一日午後、取水堰堤假排水路フラツブゲートを閉塞し、千古の阿武隈川を堰止め通水、試運轉の成績
も良好に了へ、豫定の通同十二月一日送電を開始した。起工より竣功に至る迄二年弱、出力三萬八千餘キロ、東北一の大發
電所を最初に東北地方へ贈ることを得たのは東北振興の爲誠に意義深いものがあつた。

我が社の記念すべき營業開始は實に此の日に出發し、これより東北工業界は日を追つて隆昌へ嚮ふこととなつたのである。

第三節 急 進 的 建 設

一、事業計畫の擴大及會社法の改正

昭和十二年度事業計畫
事業計畫政府原案に就ては既に述べた通りで、當社は之に基き會社創立早々工事に着手したのであるが、滿洲事變後の經
濟界は波瀾を暗黙の中に豫想して將に一大飛躍に移らんとするの態勢を探り、昭和十四、五年頃に至りて遂に其の全貌を現
はしたる電力需用急増の傾向は昭和十二年初頭に於て既に其の氣配を看取せられた。昭和十二年度事業計畫は實に支那事變
勃發の直前たる昭和十二年五月十八日に認可申請をなし更に六月二十三日に之を若干變更して認可申請をしたのであるが、
何れも當時の世界情勢を敏感に反映し、計畫の規模は政府原案に比し殆んど倍加せられたのである。

政府の方針に依つて創立せられたる當社が創立半歲にして政府原案たる事業計畫に重大なる變更を加へたのは大いなる英
斷と言ふべく、之を認可し且其の實施に絶大なる支援を與へられたる政府當局の明も亦稱へらるべきではあるまいか。

之は今にして思ふのであるが、當社が斯る短日月の間に豫期以上の成果を擧げ得たのも、此の時の事業計畫の擴大に負ふ
て居ると言ふも過言ではない。比較的物價も低廉で、資材も豊富なる時に大量の建設が出来、非常に安い料金で電力が供給
されるようになったことは一に此の事業計畫の變更に負ふのである。然も全國的電力飢饉に際して東北のみは其の豊富を誇
りつつ、現下の時局に際して軍需並に生産力擴充に果しつつある當社發送電設備の國家的功績を思ふとき此の昭和十二年度
事業計畫は幾多の輝しき成果の原因をなしたるものであつて、最も特筆せらるべきではあるまいか。

この五月十八日に申請した昭和十二年度事業計畫は昭和十七年度迄の七ヶ年計畫で水力發電所十六ヶ地點十五萬九千六百
三十キロワット、送電線路七八〇軒、變電所六ヶ所九萬六千キロヴォルトアムペア、以上の建設に要する資金約七千萬圓で
政府原案に於ける昭和二十年迄の十ヶ年計畫を七ヶ年計畫に短縮して猶且計畫設備は増大せしめたものである。其の變更
の主なるものは南部系統の補給に火力發電所の計畫を廢して猪苗代系からの受電々方に依る事とし、水力發電所では鳥海山
麓の子吉川、白雪川等を新たに加へ且山形附近で最上川を開發する事とし、尙送電線では蓬萊發電所郡山間、八戸十和田

間、八戸大館間、閉伊川系發電所と宮古間等を新たに加へ、變電所は福島、山形を既設事業者のものを利用する事として計畫より除外した等であるが之等の内蓬萊郡山間の送電線は之によつて蓬萊發電所發生電力の大半を郡山方面に送電して郡山・平方面を當社の營業區域として確保すると言ふ重要な役割を果したものである。

昭和十二年六月二十三日に申請せる昭和十二年度變更事業計畫書は右の計畫の發電所落成期日を若干繰上げ可及的速に需用の増加に應ぜんとした點を除き大同小異のものであるが、資金より見ると昭和十七年度迄の所要資金は七千三百萬圓に達することとなつて居る。之は資本金額と當時の我が社政府保證社債發行限度額の合計に相當するものであつた。

昭和十三年度事業計畫

昭和十三年度事業計畫は十三年四月十五日附で認可申請をなした。前年度の計畫に於て計畫規模を擴大したる爲昭和十七年度に於て七千三百萬圓を使ひ果す豫定であつた事は前叙の通である。然るに其の後我が社は愈々營業送電開始の年たるこの年度に入りて需用狀勢は益々電力の逼迫を告ぐべき事明かとなり、且事變處理に伴ふ物價騰貴の傾向は既にこの年度の初に於て其の鋭鋒を現はし、前年度に於て豫定したる工事費は何れも増嵩の止むなきに至つた。爲に最早資本金と政府保證社債のみでは到底賄ふことが出来なくなつたので、遂に昭和十五年に於て増資を執行することとしてこの年度の工事計畫の樹立に當つた。

其の概略は水力發電所十七ヶ地點十八萬二千五百キロワット、送電線路九百四十五軒、變電所は六ヶ所九萬キロワット・アマムアとした。何れも前年計畫より擴大したものであるが、水力發電所に就ては漸次水力調査が進行して有利地點が判明してきたので、需用先との關係を睨合して其の地點を選択して居る事が其の特長である。五ヶ所の水力調査は送電線路では蓬萊發電所發生電力の内仙臺で消化される部分が當初の豫想に反して相當多量に上り將來の増加を考慮する時は蓬萊仙臺間の送電容量では不足すべき事が明かとなつたので、將來の受電關係をも考慮して東京電燈會社秋元發電所より

り福島を経て仙臺迄六萬キロワット送電線を建設する計畫とした事（尤もこの計畫は後年に至つて變更された）及盛岡仙臺間は之を結ばず單に東北電燈會社區域に對する地方配電用として盛岡より花巻迄送電線を建設する事としたこと等が主なる變更である。

之に依れば昭和十七年度末の豫定總投下資本は約九千六百五十萬圓となり、資金に就ては一千五百萬圓を増資し其の他は若干の積立金を運用するの外大部分社債を以て賄ふ計畫とした。

昭和十四年度事業計畫

事變の影響と我が社の低廉なる電力料金の爲に東北に於ては金屬工業、鑛山業、化學工業等の物興の氣運著しく、我が社に對する電力需用の申込は尨大なるものがあり、東北振興を使命とする當社にとり實に喜ぶべき現象を呈するに至つた。然し乍ら東北への工業誘致の條件を補ふ爲には當社の電力料金は他地方の何れよりも低廉なるを要するは論を俟たず、一方原則として當社に開發を特許せられて居る東北地方の未開發水利地點は阿賀野川筋の有利地點を含まず、隨つて概して貧弱であつて、豊富低廉の要望に沿ふには非常なる困難を伴ふものであつた。而も尙この困難を加重するものとして前年度以降物價は騰登りに上昇し、阿賀野川を含まざる残存水利地點の開發を以てしては到底所期の料金の維持が不可能なることは明かである。此の點は實に終始當社の惱の種であつたのである。

此處に於て昭和十三年六月十五日、當社は阿賀野川に於て水利權を有する東信電氣株式會社と契約を結び、昭和十四年より同十七年迄順次同社が阿賀野川に於て開發する發電力約十二萬キロワットを一手に原價に近き料金を以て受電し、之を急増する東北地方の需用に充當せんとする事としたのである。然るにこの受電契約を當局に申請した當時は宛も日本發送電會社設立準備中で、日本發送電會社設立の上は關係水利地點は東信に依らず日本發送電によつて開發される計畫であつたから或は逓信當局は之が認可を抑へるのではないかと危ぶまれたので、當社は十三年十月二十九日内閣總理大臣、逓信大臣、日

本發送電會社設立委員長、仙臺通信局長等に對し夫々陳情書を提出して極力之が實現を計つたけれども、昭和十四年四月一日日本發送電會社が設立せられて、當社の東信受電計畫は遂に日發にも承継せられず當局によつて掘り潰しの憂目を見るに至つた。右の如き経過の後を受けて當社の昭和十四年度事業計畫は初から既に波瀾を含む氣配濃厚なるものがあつたのである。

果せる哉、右の電力を改めて日本發送電會社より受電する事として昭和十四年三月の事業計畫を改訂して四月三十日提出した三月計畫に對して其の認可に當り八月九日附を以て電氣廳長官から通牒があつた。其の要旨は「日本發送電會社受電計畫に關しては將來其の受電々力を相當制限することあるべきこと。この場合に對應し得る様適當なる電源補給策を講ずること及建設用資材配給の關係上其の他必要ありと認むる時は本計畫の變更を命ずることあるべきこと」といふのであつた。

後者は兎も角前者即ち日發受電計畫は當社として之に依存する事が出来なくなり、従つて當社は自己の使命よりして東北の需用増加に應ずる爲には何としても發電所の自社開發に依るの外ないこととなつたのである。

此處に於て事業計畫改訂の必要を生ずるに至り、十月計畫なるもの、誕生を見た次第であるが、之を記述するに先立ち三月計畫の概要を事業計畫書の一節から抜いて見よう。

「政府所定ノ原案ニヨル當社ノ事業計畫ニ於テハ、未開業年度二ヶ年、開業年度八ヶ年計十ヶ年度間ニ發電力約十四萬八千キロワットヲ開發ノ豫定ナリシヲ、本事業計畫ニ於テハ、其ノ後ニ於ケル經濟界ノ諸狀勢及ビ今次事變ニ伴フ生産力擴充計畫等ノ影響ニ基ク東北地方ノ急激ナル電力需用増加ヲ參酌シテ、右ト同期間内ニ於ケル發電力ヲ約二十五萬二千キロワット（約一・七倍）トシ、更ニ東北地方以外ノ有力水系ニヨル發電力約九萬七千キロワットヲ日本發送電會社ヨリ受電スルコトトシテ、合計最大供給力ヲ約三十四萬九千キロワット（約二・四倍）ニ變更増大スル事トセリ」

則ち政府原案の事業計畫は昭和十二年、同十三年と二回の改訂の後、三回目の改訂に於ては其の計畫規模を遂に二・四倍に

増大してしまつたので實に驚くべき増大と言はねばならない。

自己開發の水力發電所のみでも實に二十七ヶ地點に上り、計畫送電線路は約千六百六十軒に、計畫變電所出力は一躍前年度計畫の九萬キロワットアマムベアから三十一萬餘キロワットアマムベアとしたもので、之に要する投下資本は昭和二十年度に於て約一億七千三百萬圓に達する事となり、十五年度に倍額増資をなし更に十九年度に増資して遂に公稱資本金九千萬圓となし、内七千五百萬圓を拂込資本金により、其の他を社債で賄ふ事としたのである。

擬て右計畫に付て認可を得たのではあるが、當時營業開始早々で、六分配當を行つたとは云つても此の如き増資が果して可能であるかどうか危ぶまれた事及び建設費が日と共に騰貴しつゝあるのに對してどうして電力料金を低廉ならしむべきかを種々考慮した結果、可及的政府保證の社債で賄ふこととし、それには社債發行限度を拂込資本金の五倍迄擴張する様會社法の改正方を政府に懇願し、之も大體大藏省方面の諒解を得らるゝ見込があつたので、前叙の理由で十月計畫を作成し、之が認可申請をなす運びとなつた次第である。

今、十月計畫の内容を概述すると次の通である。

この十月計畫はこの計畫に依り新に着工する事となつた發電所が落成するまでの昭和十七年以降は日本發送電會社からの受電は増加せず、昭和十六年迄差當り不足する電力のみを受電に依る事を立前とし、昭和二十年迄の計畫發電所は二十八ヶ地點二十九萬四千キロワット（政府原案の約二倍）之に日發受電四萬七千キロワットを加へて合計最大供給力を約三十四萬一千キロワット（約二・三倍）としたもので、送電線路も約千三百四十軒（政府原案の二・三倍）變電所三十三萬九千キロワットアマムベア（約二・八倍）昭和二十年に於ける計畫投下資本は實に二億三千萬圓（約四倍）となつた。之が資金構成は前述の政府の意嚮を反映して社債發行限度を拂込資本金の五倍則ち一億五千萬圓迄の擴張が出来ることとして、昭和十八年度に始めて倍額増資をする事としたのであるが、之が測らずも問題となつた。

社債發行限度擴張の爲め會社法の改正を政府に懇願するに當つては三月計畫の數字を基として、昭和十九年に始めて増資すべき旨の説明をなし略々大藏省方面の諒解を得たのに、其處へ十八年増資の計畫を申請するのは適當ではないとの東北局の指示もあつて、遂にこの十月計畫は認可申請をするまでに至らずに終つた。

然し乍ら十月計畫が樹立せらるゝに至つた前叙の理由から、之を拋棄する事は不可能な事なので社内にては之を實施計畫として取扱ふ事とし、更に十二月計畫を樹立して認可申請を爲した次第である。即ちこの昭和十四年十二月計畫は實質的には十月計畫を内容とし之を一應昭和十八年度迄の計畫で止め、資金計畫は昭和十八年度迄増資を行はないこととして昭和十四年十二月二十七日に提出し辛じて年内に提出することが出来たのである。

尙この事業計畫には日本發送電會社からの受電用送電線に就ての一挿話があるのである。この送電線は東京電燈秋元發電所から郡山市附近を経て平市附近に至る十五萬ボルト設計のもので、三月計畫で既に認可を得、本計畫でも之を掲記して居たのである。然るに電力審議會では電力國家管理の觀點から之を日本發送電會社に建設させる事に決定されたのである。そこで當社では郡山平方面に日本發送電が進出して營業を行ふこととなつて面白くないから十五年二月から三月に掛けて之が反對の猛運動を起し、各方面の同情を得て遂に日發の東北進出を阻止することが出来たのであつた。

この計畫は社債發行限度を拂込資本金の五倍迄擴張し且政府保證を四千三百萬圓から一億二千萬圓とせらるゝに當つて帝國議會に於て説明用とせられた點で充分の存在價値を有するものである。

昭和十五年事業計畫

事業計畫の上から見て昭和十四年は實に波瀾萬丈とも言ふべく實に一ケ年に三回も計畫を擱てるに至つたのであるが、斯く波瀾を極めたものは當社の事業計畫許りではなかつたのであつて、昭和十四年に於ける世界の狀勢に思ひを致すならば、この事業計畫の混亂も世界を洗つた大波が東北の小灣に其の餘波を及ぼしたものである事を知るであらう。昭和十五年度事

業計畫は前年の轍を踏む事を恐れて慎重を期し、七月二十七日に至つて漸く認可申請の運びとなつたものである。

この頃は物價の騰貴は所謂九・一八停止令にも拘らず愈々甚しく、建設用資材も亦日を逐ふて逼迫するに至つたのであつたが、未だ米國は屑鐵禁輸を斷行せず、統制經濟もまた統制する者、される者共に不慣れの點が多くて計畫者の熱意如何によつては尙相當多くの資材も入手出来た時代であつた爲に、本計畫も亦昭和十四年十月計畫に若干の修正を加へただけで、資材狀勢に對應する計畫の縮小等は之を行はず、昭和二十年迄に水力發電所二十四ヶ地點二十九萬一千五百キロワット、火力發電所三萬キロワットを自己開發し、外に日本發送電會社から四萬五千五百キロワットを受電して約三十三萬七千キロワット(政府原案の二・三倍)の供給力を保有しようとするもので、送電線路は郷内發電所より酒田八久和川の發電地點、山形、米澤を経て郡山附近に至る十一萬ボルト南北兩系統連絡幹線の外盛岡、仙臺を六萬ボルトで連絡する南北應急連絡送電線、猪苗代第四發電所より郡山附近を経て平市附近に至る十一萬ボルト日發受電用送電線等大規模送電線を含み約千三百二十軒、變電所出力は合計三十五萬四千キロボルトアムペア、所要資金二億三千餘萬圓、昭和十九年度倍額増資の計畫であつた。

然るに政府ではこの年の電力生産力擴充實施計畫を確立せられ當社に對してはこの年確實に落成を豫定して居た神代、遠刈田、岩泉、郷内四發電所の外は米内、十和田兩發電所のみに對して資材割當を決定通牒せられた。この爲當社の豫定して居つた昭和十五年度の發電所工事計畫は全く頓挫の外ないこととなつた、十月一日社内各課協議會を開き右通牒に對應する十五年度實施計畫に就き協議を重ね殆んど全面的に工事繰延を爲す事としたが、大谷、曲竹兩發電所、腹帶發電所調整池、生保内發電所増設工事に對しては必要最小限度の資材復活割當を陳情する事とし十月二十四日之が陳情書を提出した。

由來當社の事業計畫は一度樹立せらるゝと、之を其の儘實施計畫として取扱ひ、社内全般が其の實現に協力一致邁進して來たもので、あらゆる困難は社内一致の熱意を以て突破し、未だ嘗て突破する事の出来ない困難に遭遇した事はなかつたと云ふも過言ではない。今回の物資動員計畫による資材割當決定に對しても豫て其の事あるを知つて事前に陳情に陳情を重ね

たものであつたが、資材逼迫甚しき折柄國家の計畫に順應したわけで、当社が自己の都合に依らずして計畫に一大變更を加ふると言ふ苦杯を嘗めたと云ふ事も當時の情勢が如何に緊迫して居つたかを知る一つの材料となるであらう。

昭和十六年度事業計畫

昭和十六年度事業計畫は前に述べた昭和十五年十月一日各課協議會に基く工事計畫を其の大體の内容とするもので七月二十三日認可申請をなしたのである。其の概要に就ても計畫書の第一節を引用する事にする。

「……其ノ後ノ經濟界ノ諸狀勢殊ニ支那事變及歐洲戰亂ノ影響ニヨル國家的必要ニ基ク本邦產業界ノ躍進ニ際會シ、東北地方ニ於テ金屬工業、鑛山業、化學工業其他諸產業ノ勃興ニ伴フ電力需用増加ノ趨勢著シク当社モ亦之等ノ趨勢ニ對應シテ逐次事業計畫規模ノ増大ヲ圖リ來リ、昭和十五年度ヲ以テ十一發電所出力計十三萬二千七百五十キロワットノ建設ヲ了セリ。」

斯くて昭和十六年度以降二十年迄の五年間に落成すべきものは資材逼迫に對應して可及的繰延を行つた結果更に十一發電所出力計約十三萬四千キロワットを建設して總計二十二發電所出力約二十六萬七千キロワットとなし、更に火力發電所三萬キロワットを建設すると共に日本發送電會社からも四萬キロワットを受電して約三十萬六千七百キロワットの供給力を保有しようとするものである。

この計畫で特長とも言ふべきものは当社が過去の建設工作の結果既に東北地方の殆んど全部が自己の送電線で連絡するようになった爲東北地方電氣事業界で占める地歩を利用して、他の事業者の設備に就ても其の有効利用を可能ならしめる事が現下の國家的必要に應ふる所以であると考へ、他事業者が有する水力發電所の餘剰電力の利用に乗り出した事である。この爲十和田、立石、生保内三補給發電所は可及的速に全出力を落成せしむる事としたのである。

其他日本發送電會社受電用送電線の電壓を前同計畫の十一萬ボルトを十五萬ボルトに変更した事などもあつて昭和二十年

に於ける所要資金は約二億三千八百萬圓、昭和十五年度で既に一億一百萬圓の資金を投下してあり、昭和十九年度には倍額増資し、昭和二十年に於ける拂込資本金は四千五百萬圓、社債約一億八千五百萬圓其他若干の積立金、短期借入金等を以て賄はるゝ計畫となつて居るのである。

昭和十六年度事業計畫は東北振興電力株式會社として樹立された最後の事業計畫となつた。政府原案以來營々として五年間一意東北振興を通じて非常時國家に貢獻しようとする計畫を樹立する事幾回、常に擴大又擴大、幾多の曲折を経たものであつて、昭和十六年度事業計畫は之を東北振興の使命諸共當社を合併せんとして居る日本發送電會社に確と引繼をなさんとする次第である。

會社法の改正

東北振興電力株式會社法は昭和十一年五月法律第十六號として制定せられたのであるが、其後昭和十五年第七十五議會の協賛を得て十六年三月改正せられ、社債の發行限度を拂込資本金の五倍迄擴張することとなつた。周知の通り社債發行限度に關する商法の規定は拂込資本金の一倍と限定せられて居るのであるが、電氣事業は特に尤大なる資金を固定させる關係上電氣事業法により之が限度を超へ二倍迄發行することが認められて居る。當會社も右の會社法の改正前は電氣事業法に定めらるゝ限度を超へることは出来なかつたのであつた。

一般に國策會社は二、三の例外を除いては概ね社債の發行限度が擴大せられて居るのであるが、當社の場合は偶々其の例外に屬するのであつた。然し之には理由のあることであつて、此の特權を持つて居るのは國策會社の内でも大部分は金融又は投資を主とする會社であつて、當社の如く直接產業に従事する會社は概ね此の特權を有しない。假令あつたとしても五倍等といふ大幅のものは殆どないのである。

其れにも拘らず當社に對し五倍迄之が擴張せられたのは一つには當社の事業が國家的に特に重要なことが大きな理由となされるが、其他の補足的の理由としては左の如き事項が挙げられる。

1. 事業計畫によつて必要とせらるゝ資金は昭和二十年度迄約二億圓であつて、若し資本金三千萬圓の状態で、社債の發行限度が二倍又は三倍であつたならば、九千萬圓乃至一億二千萬圓より資金の調達が出来ず、昭和十六、七年頃既に増資の必要を生じて来る。

2. 營業開始後幾何も經ざる昭和十六、七年頃増資することは困難であつた。何となれば、増資を行ふには社債の元利金を順調に支拂ひ、自力にて優に六分以上の配當を安全になし得べしとの信頼を一般投資家に抱かしむる必要があるが電力料金を比較的低廉に維持する爲には茲數年補給金制度を活用しつゝ、配當を行ふ外ない。

3. 社債發行限度を五倍にすることが出来るならば、資金の調達は増資せずに一億八千萬圓迄なし得るのであつて、其の當時の豫想では此の程度の資金を調達し得れば、昭和二十年度頃迄は事業を進め得ることとなる、而して昭和二十年度頃には東北地方に於ける經濟的な地點を一通り開發し、比較的大規模だつた既設送電線路の利用率も大いに向上し、利益率の増大を來すこととなるであらう、従つて此の頃になれば、自力にて六分の配當も出來、而も補給金の償還をも行ひ得て、従つて増資も可能となる見込である。

以上の様な理由で社債の發行限度を五倍迄認められることとなつたのであるが、此の様な多額に上る社債を物上擔保附で發行することは不可能と思はれる。否假に擔保附發行が不可能でないとしても、發行條件の苛酷となるは免れないことであつて、延ては電力料金の値増を來す虞があるので、右の會社法改正と同時に發行社債全部に政府保證を得度と切望し、遂に此の内一億二千萬圓迄に付政府保證を得たのである。

二、十和田、田澤兩湖の開發

我が社の發電計畫中北部系統に屬する十和田、田澤兩湖の開發は極めて重要な地位を占めてゐる。云ふ迄もなく兩湖は風光の明媚を以て知られ、殊に十和田湖及奥入瀬溪流は國立公園に指定されて居る。

十和田湖は標高四百米、青森、秋田縣界に介する那須火山脈の北端に屬する一大火山脈で一部は陥没に依つて形成せられたるものと看做され、湖岸はいづれも急傾斜をなし、最大水深個所中ノ湖は絶壁を成してゐる。湛水面積は六十方軒、水深最大三百七十八米平均八十米、總貯水量四十七億七千六百萬立方米に及ぶ。

この十和田湖及奥入瀬川の溪流の美を傷付ける事なく湖面の水位調節をなし、その貯水を利用せんとするものに當社の發電計畫と三本木原二千五百町歩の國營開墾事業とがあるのであるが、これ等國立公園、國營開墾及發電事業の三者間の協議が成立して十和田湖水は三重に利用せらるゝ事となつたのである。

十和田湖に於ける發電計畫は始め同湖及附近小溪流を併せ燒山、馬門、立石、法量の各水利地點を順次開發して二萬四千餘キロの電力を得、使用後の水は更に下流三本木原開墾事業地灌漑用として利用することとなつてゐた。其の後燒山、馬門兩發電所は經濟の點と國立公園地帯である點とを考慮して一ヶ所に併せ、位置を燒山附近の現在工事地點に変更し、其の名も十和田發電所と稱することになつた。此の發電所の計畫出力は三萬キロに餘り、以下の各發電所分を合せる時は總出力五萬キロに達する。

十和田發電所の計畫概要は十和田湖より流出する奥入瀬川の流出口、子ノ口に制水門を設けて湖の水位を高め一大貯水池となし、湖畔より取入れて壓力隧道により補助水槽に導く。此の間小溪流の水を合せる。之を調壓水槽に導き鐵管路により發電所に送水發電せしめ、放水路により下流の發電所用として設くる調整池に導水し、更に水路を以て奥入瀬川に放水す

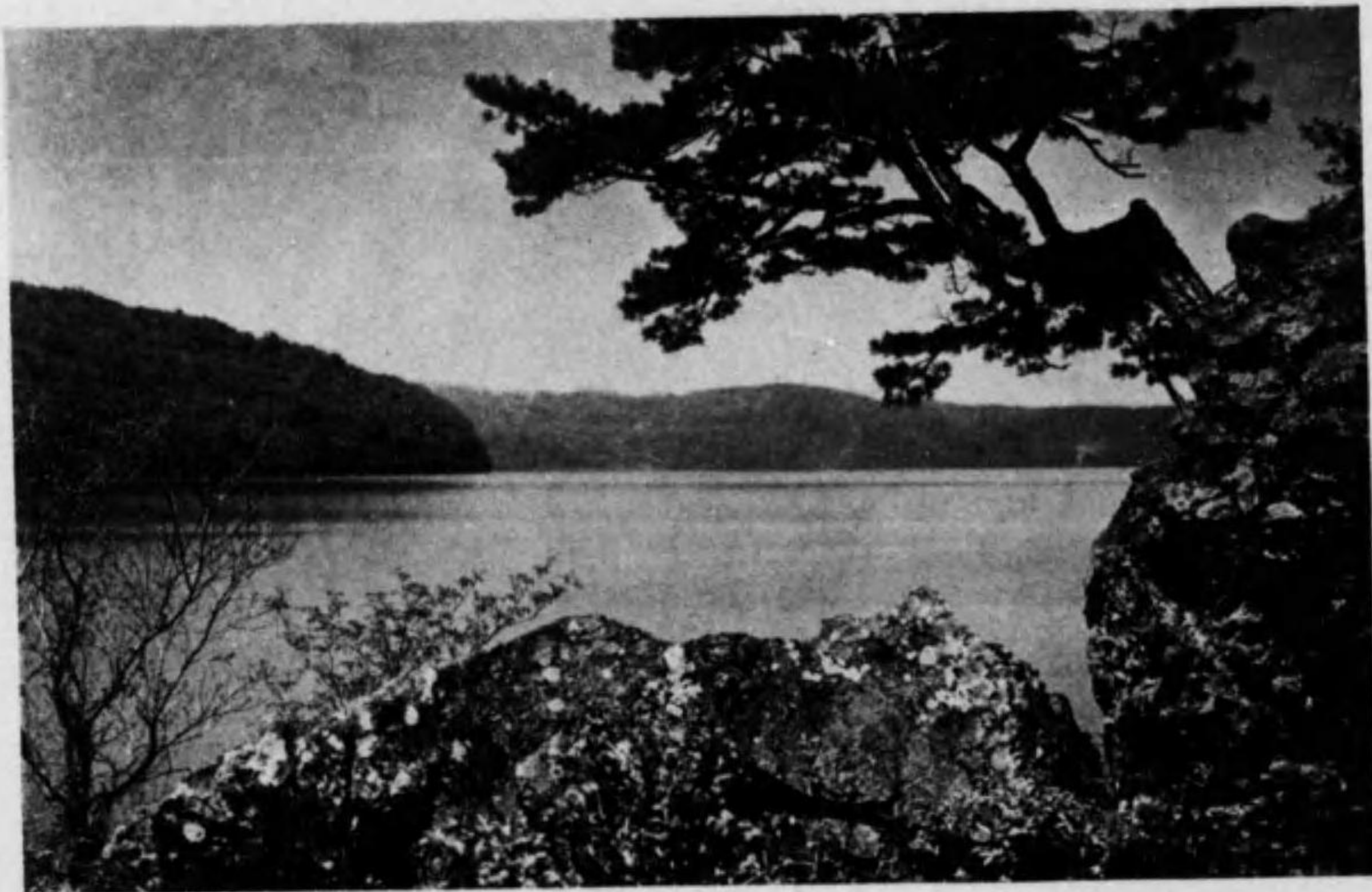
子ノ口制水門は奥入瀬溪流の風致を維持する爲晝夜適量水を流下せしめ、其の他湖面水位の調節に重要な役割を有してゐる。

本発電所は出来得る限り小溪流の水をも利用するため、十ヶの取水口を有つて居り、昭和十七年末落成の豫定を以て目下着々其の特色ある工事を進捗中である。

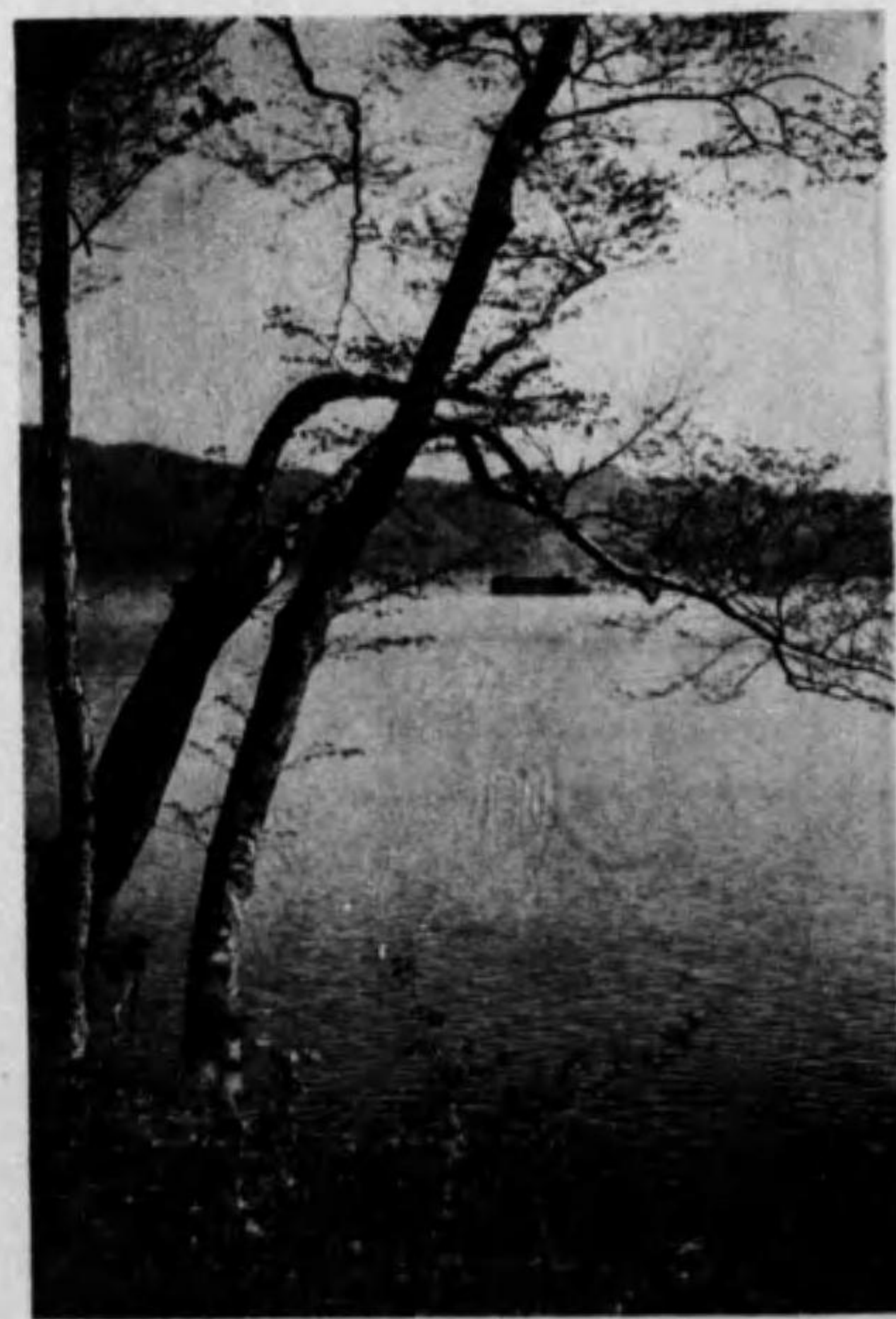
立石発電所は十和田発電所の放水を取水するもので逸早く會社創立の翌春許可申請をなし、昭和十四年二月計畫出力の三分二則ち七千キロを落成せしめて、八戸に誘致された日本化學に送電されて硫酸の製造等に用ひられ其の他青森縣下の需用に充當せられておるもので、目下工事中の三臺目の發電機が完成して出力一萬餘キロとなるのも間近い筈である。

尙立石発電所の下流に法量、赤沼の二發電所設置の計畫があり、この水系の計畫は合計約五萬キロワットとなつて居る。田澤湖は秋田縣中央部山地岩手縣界近くに位置し、標高二百五十米、廣表二十六方呎、水深最大四百二十五米に達し全國最深と稱せられ、天然の一大貯水池を成してゐる。のみならず十和田湖が之に流入せしめ得る流域面積比較的小なる（約二百二十方呎）に比し、田澤湖は約四百四十方呎に及びそれ丈流入量も多く一方利用水深も十和田湖の一米餘に對し十二米に及び爲に湛水面積に於て小なる田澤湖も發電用としての利用價値は十和田湖を凌駕して居る。田澤湖も亦國營開墾に利用せられ、開墾と發電兩國策に湖水が統制利用さるゝのである。

田澤湖には其の上流玉川に毒水の湧出があり、之に關聯して地元との關係も複雑を極め、嘗てこの湖を利用して發電を計畫した者もあつたが、遂に實現不可能に終つたと言ふ因縁付のものであるが、東北の振興を使命とする當社はこれ等諸々の問題を圓滿妥當に解決し得て遂に昭和十五年一月には田澤湖水を直接壓力隧道により取水する生保内發電所を、同年十二月には逆調用の神代發電所出力合計約四萬キロワットを竣工せしめ、秋田、青森、岩手の三縣に會社設立當初の目的たる豊富



十和田湖



十和田湖



抱返りの溪谷

低廉にして良質の電氣を送り、秋田市其の他工業地帯股販の原動力を爲し尙之が餘力は南北連絡送電線により仙臺、福島及郡山方面迄送電して、日本發送電會社よりの受電豫定に代替せしめ、電力逼迫に喘ぎつゝあつた日本發送電會社應援に參じた事はこの田澤系發電所の残したる大なる功績と言ふべきであらう。この系統には尙夏瀬發電所其の他の計畫もあり之等を含めて約七萬キロワットの發電所を順次落成せしめんとするものである。

以上十和田、田澤の兩湖による發電所は何れも他水系發電所の渇水期補給用に充當さるゝもので、兩湖の飽く迄透明遊子をして嘆ぜしむるに足る一掬の水も若干の火力發電用石炭に匹敵するの效用を發揮し、東北地方水力發電所三十餘萬キロワットの利用率向上に資せらるゝ譯である。

三、資材勞力難の克服

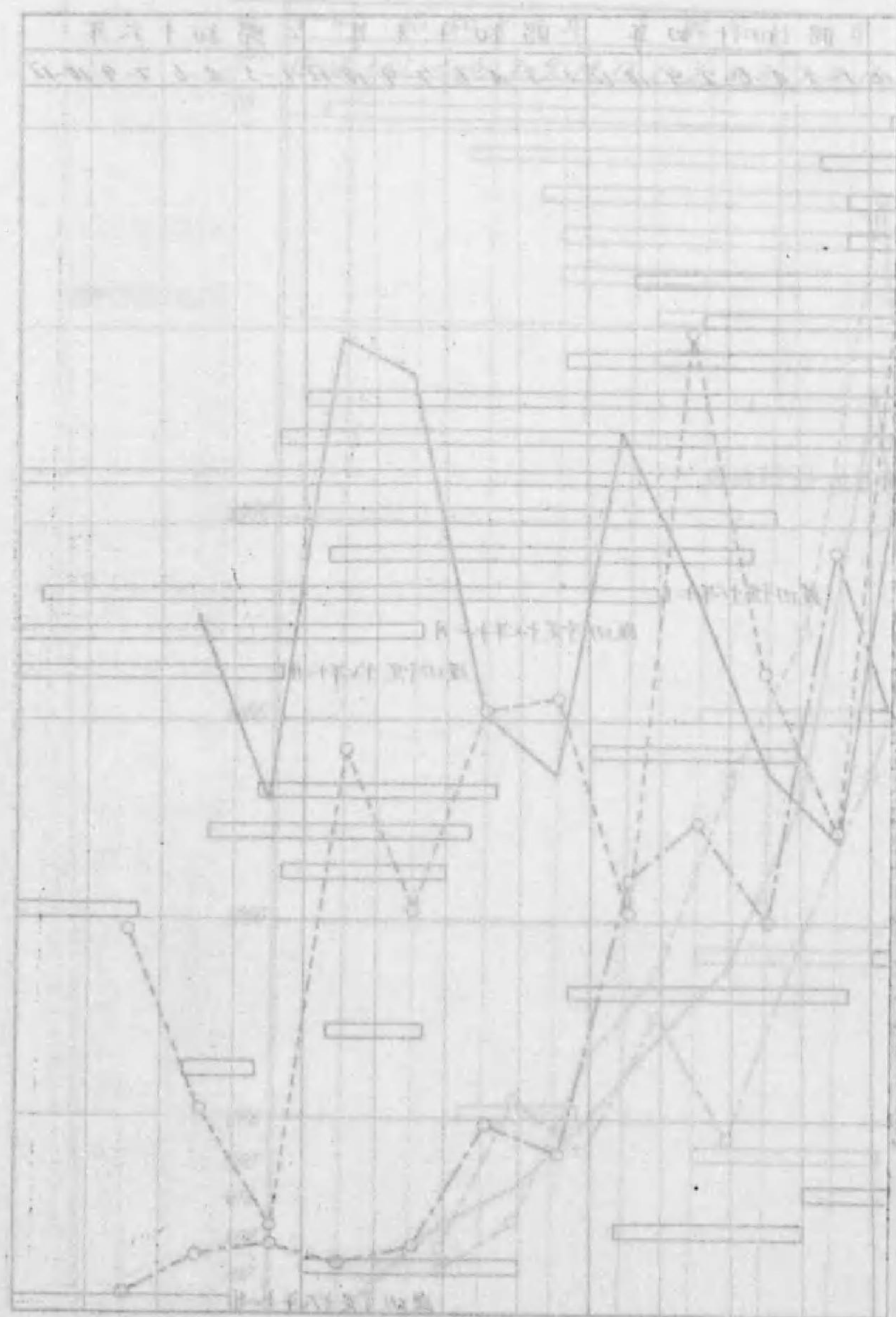
創立以來豫定發電計畫を逐次増大せしむると共に着々社内陣容を擴充しつゝ、發電所建設事業の完遂に向つて華々しく乘進んだのであつた。ところが突如起つた支那事變とその進展や又しても捲起つた歐洲戰爭と其の蔓延は我が社の事業遂行にとつて手痛い打撃であつた。勞力は日に月に不足を加へ建設用各種資材も亦年と共に拂底を告げ建設工期の延伸は勿論場合によつては中止も亦已むを得ざるべしとの豫測をすら感じられた。然しながら世相の變遷が急激なればなる程如何なる手段を講じても此困苦難難を克服して、以て時勢に對應した電源の開発に邁進すべきことが我が社に課せられた責務なのである。幸ひにして會社出發の時期が良かった爲最期迄資材等も何とか都合も出來、辛くも困難を突破することを得たのである。十一年末蓬萊發電所起工當時は諸物價漸く騰勢を辿り建設費の膨脹を豫測されたとは言へ勞力資材共に何等の不自由も感じなかつた、蓬萊發電所は會社にとつては初めての發電所である。完全なものを造り上げねばならないのでそれ鐵だ、銅だ、セメントだと凡ゆる物資を充分に調へて餘裕綽々たるところを見せながら工事を進めた。土木建築請負者も鐵鋼製作者も資材

を豊富に持ち得たし、労働者も一撃掛ければ忽ち雲集して来ると言ふ調子であつた。間もなく着工した立石發電所に在つても然りて又事變勃發後と雖も小出、信夫、腹帯の各發電所工事に於ても努力資材共に充分なる準備が出来た。然し之等工事に將に酣の頃から事變の影響漸く顯著となつて来たのは見逃せぬ事實となつた。不廣大を標榜した支那事變は憎むべき蔣介石一味の暴逆飽くなき抗戰主義に使嗾され自然支那大陸全面に廣まつて終つた、東洋永遠の平和の爲ならば詮方もなき聖戦だ、壯年と言ふ壯年は續々大陸に向つて送られ、砲彈爆彈は大陸到る處に雨霰と注がれた、内地銃後青年は軍需工場へ軍需工場へと吸集され、日傭労働者は鑛山へ炭坑へと繰出されて行つた。

政府は十二年九月既に軍需工業動員法並に資金調整法を布き引續き重要金屬並にガソリンの夫々使用制限法等を發令し、遂に十三年五月國家總動員法の發令となるに及び我國は上下を擧げて一致團結事變處理に没頭すべく體制を整へることゝなつた。此總動員法の發令は國家として洵に機宜の措置を取られたのであつて、寧ろ遅かりし憾み無きにもあらずであつた。

然るに當時の經濟界は甚だ悪化し大陸に聖戦あらば内地に混合戦なかるべからず體の醜狀曝露すら有つた、即ち戦争を好餌に一攫千金を企むの徒輩巷間に蠢動するの結果、所謂賣惜み開取引の横行凋歩を見建設工用資材の蒐集は實に困難を極め事業の進捗を阻むこと甚大なるものがあつた。我が社は此時に際し相當の影響を受けつゝも銅鐵に付ては前述の如く蓬萊、腹帯等風に着手した工事に於て相當多量の餘裕を見て手配をなしたが故に直に行詰るが如き下手は打たなかつたし、水車發電機等に付ても早くより註文を發し夫々製作に掛つて居た爲本格的に苦痛を感じたのは餘程後期ではあつた、それでも或時は比較的高價な資材の入手も已むを得ぬ場合があつた。就中十三年十月バイアス灣頭百萬皇軍上陸の報至る頃より十四年八月ノモンハン事變の突發を見た前後の頃に至り、銅、鐵、石油もさることながら遂にセメント、木材、釘、針金等の拂底著しくなり、更に建設土工に絶對必要な地下足袋、ゴム長靴等の不足甚しきを告ぐるに至つて工事は屢々足踏せざるを得ぬ状況に陥つた。雖て十四年秋に入り、近き將來セメントの配給統制規則發令さるべしとの風聲起るや左なきだに石炭飢饉に惱ま

Handwritten ledger or account book with multiple columns and rows of text, likely containing financial or inventory records. The text is written in vertical columns and is mostly illegible due to fading and handwriting style.



れてゐた洋灰業界に在りては之を口實に益々減産の度を高むるに至つた。搦て、加へて季節的輸送機關の不圓滑との二重奏のもとに各工事現場は冬季貯藏をも控へ一大恐慌を來すに至つた。當時建設工事中の發電所は七箇所の多きを數へ、セメントの需用は最盛期に達し就中信夫、生保内兩發電所は竣工期を目前に控へてゐた爲セメントの入手に付ては如何なる犠牲を拂ふも厭はずと言ふ情勢であつた。セメント一袋と雖も他社や他所に奪られてはならじと言ふので生保内發電所工事の如きは現場より人夫を狩り出し青森縣八戸市に在るセメント工場に於て直接談判の強引な積込を行ひ貨車不足に對しては莫大な費用を掛けて備船をなし八戸港よりは勿論函館港よりも積荷を行ひ秋田縣船川港に荷揚をなす等全く死物狂ひの輸送陣を張つたのであつた。當時當該係員の目覺ましき活躍は筆紙に盡せぬものがあつた、正に特筆大書の價値ありと言ふべきである。東京支店よりは信夫、生保内兩發電所完成の爲に他の發電所工事は犠牲となるべしとの指令を發し夫々隱忍を強請したのは如何に辛いことであつたか、雖もセメントの出廻り漸く緩和さるゝに至るや次に襲來したのはガソリンの不足であつた。使用數量の激増に反比例し輸入量の漸減即ち配給量の縮減となり、工事現場は何れも資材並に食糧品類の運搬に重大なる影響を蒙りさなきだに不足勝ちであり然も多分に移動性を有する労働者の落付甚だ悪く工事現場到る處混亂状態を呈し、進工率著しく低下するに至つたのでガソリン獲得の爲擔當部員は全く血眼の奮闘を續けた。商工省燃料局に對しガソリンの特配に就き陳情を行ふと共に所管縣當局に向つて歎願訴願が幾度か繰返へされた。斯くして十四年より十五年に跨り各種軍需工業の物與其の極點に達した頃時恰も全國的渇水に遭遇し自然電力飢饉之に伴ひ、それが爲加速度的に石炭の不足を招來した。政府はポスターを掲げ採炭労働者の狩出しを圖つた、水力發電工事は忽ちその影響を蒙り労働者の募集益困難を加ふるに到つた。だが然し會社は土木建築の請負者並に鐵鋼製作者には孰れも經驗ある第一流の者を選択し必ずしも安價なる見積者を求むるの策を採らなかつた爲、此多難困憊の中にも相當の無理を効かせ得たことは確に賢明なる遣り方であつた。萬一此途に外れて居つたならば到底所定の期限内に事業の完成を見ることが出来なかつたことは明瞭である、振返つて見ると鐵塔と

なすべき送電線に木柱を以てしたり、水壓鐵管の一部を隧道に更へたり、偕ては水門扉類を能ふる限り木製となしたり、時には水路隧道内コンクリート捲立を節約したり種々様々な手段を講じて時難克服を敢へたものである。

今各種工事と其の進行中に於ける財界の目まぐるしき變遷を對照して見ると第一號表の如くなり此間の工事趨勢と所要資材の入手狀況を示せば第二號表の如くなる。

四、發電所逐次竣工

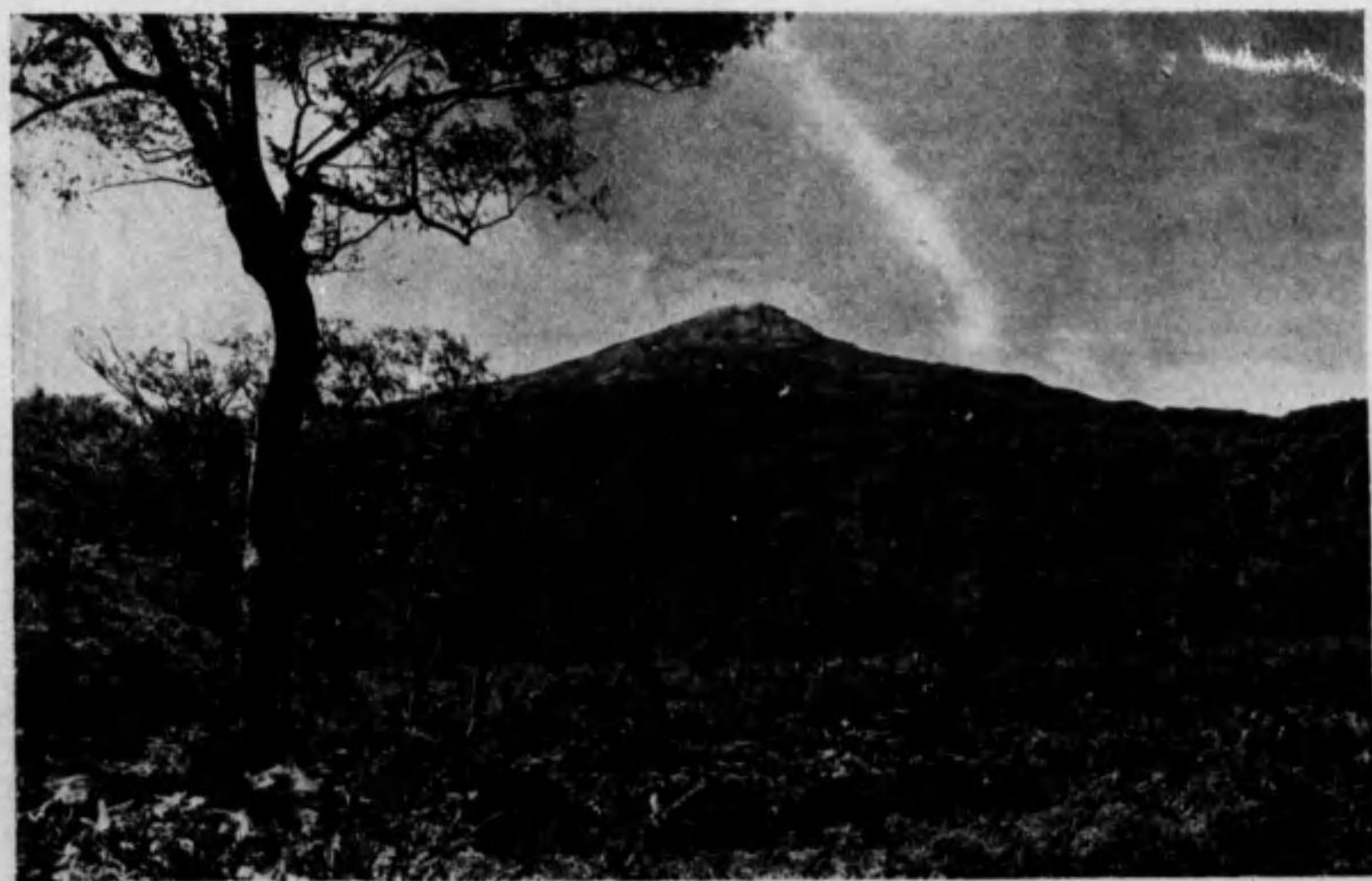
建設第一歩として昭和十一年十二月蓬萊發電所水路工事に着手すると共に、自餘の發電所建設に就ても調査に、設計に全力を傾倒し、早くも翌十二年六月には立石發電所、八月に腹帶發電所、十月に小出發電所と三箇所の起工を見、越えて十三年には五箇地點、十四年に四箇地點と矢繼早に着工し會社創立滿五年に充たずして既に十一箇所の多數を完成し、其の出力一三三、一五〇キロワットに達した。然して現に工事中に在るもの四箇所其の出力四五、九七〇キロワット、又既設發電所に於て水車發電機増設に依り出力増加をなすもの二箇所一二、九〇〇キロワットにして、之等は遅くも十七年末に竣工を見るべく合計實に十五發電所一九二、二〇〇キロワットに達する。(第三號表、第四號表参照)

一會社として斯くも超速度を以て多數發電所完成を實現し得たことは全世界に其の例を見ざるところであつて大いに誇るに足るものである。事業着手早々支那事變勃發より始まりソ滿國境戦あり歐洲戦争は第二次世界戦亂にまで展開され我國經濟界は一大衝動を受け、方に混亂に陥らんする一步手前に重要物資の統制、資金の調整等各種統制令次々に行はれ、各般の産業界は擧げて臨戦體制下に引締められた。

我が社の事業は生産力擴充の一部門として辛くも資金資材の梗塞を免れ得て時局下多難の裡に遮二無二所期の目的達成に邁進して來た。一方工事請負者側に於ても完全に金融の抑壓を受け或時は工事中途遂に一頓挫を來し人夫賃の支拂に會社直



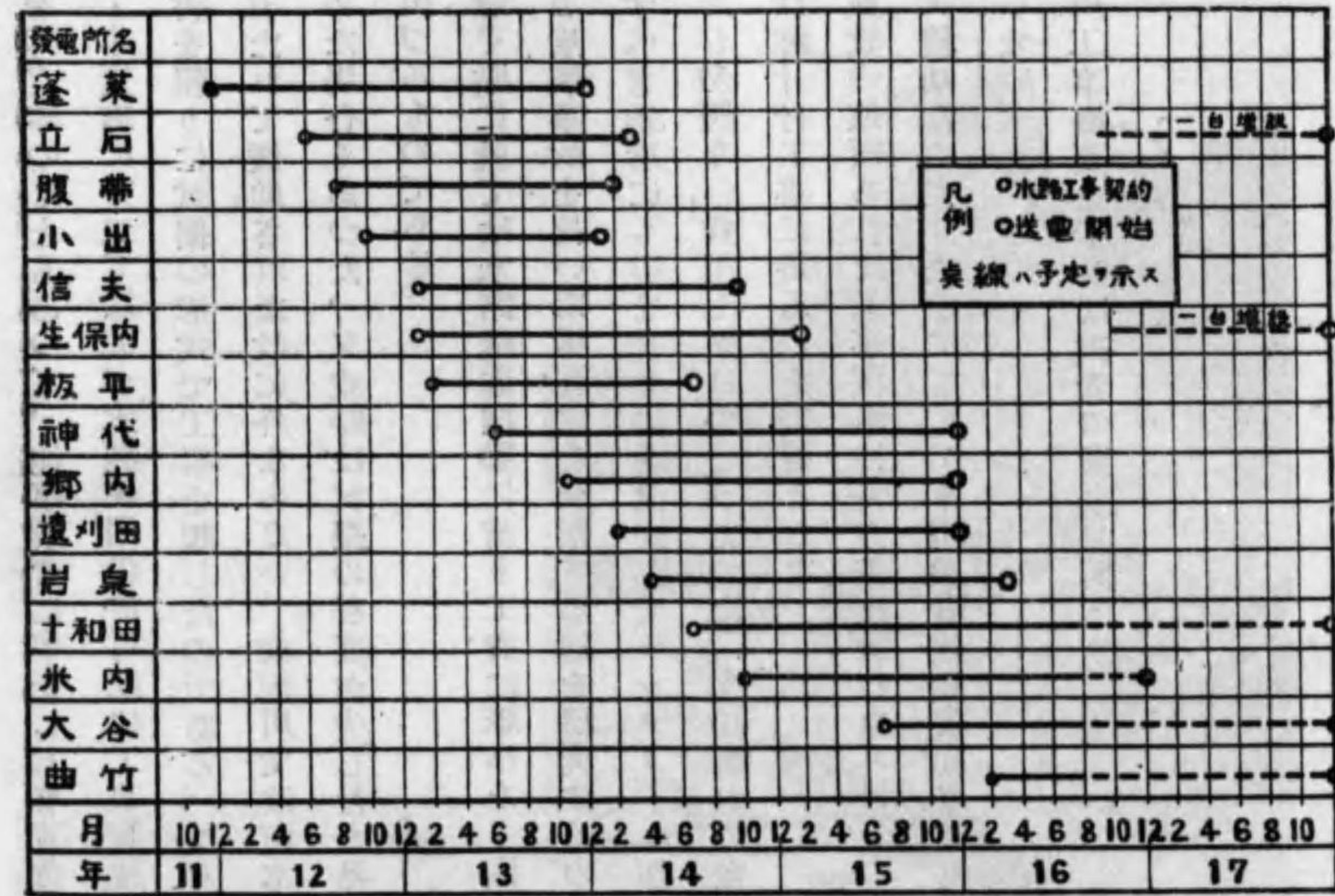
阿武隈の清流



奥山貯水池(平坂)より鳥海山を望む

發電所建設一覽圖

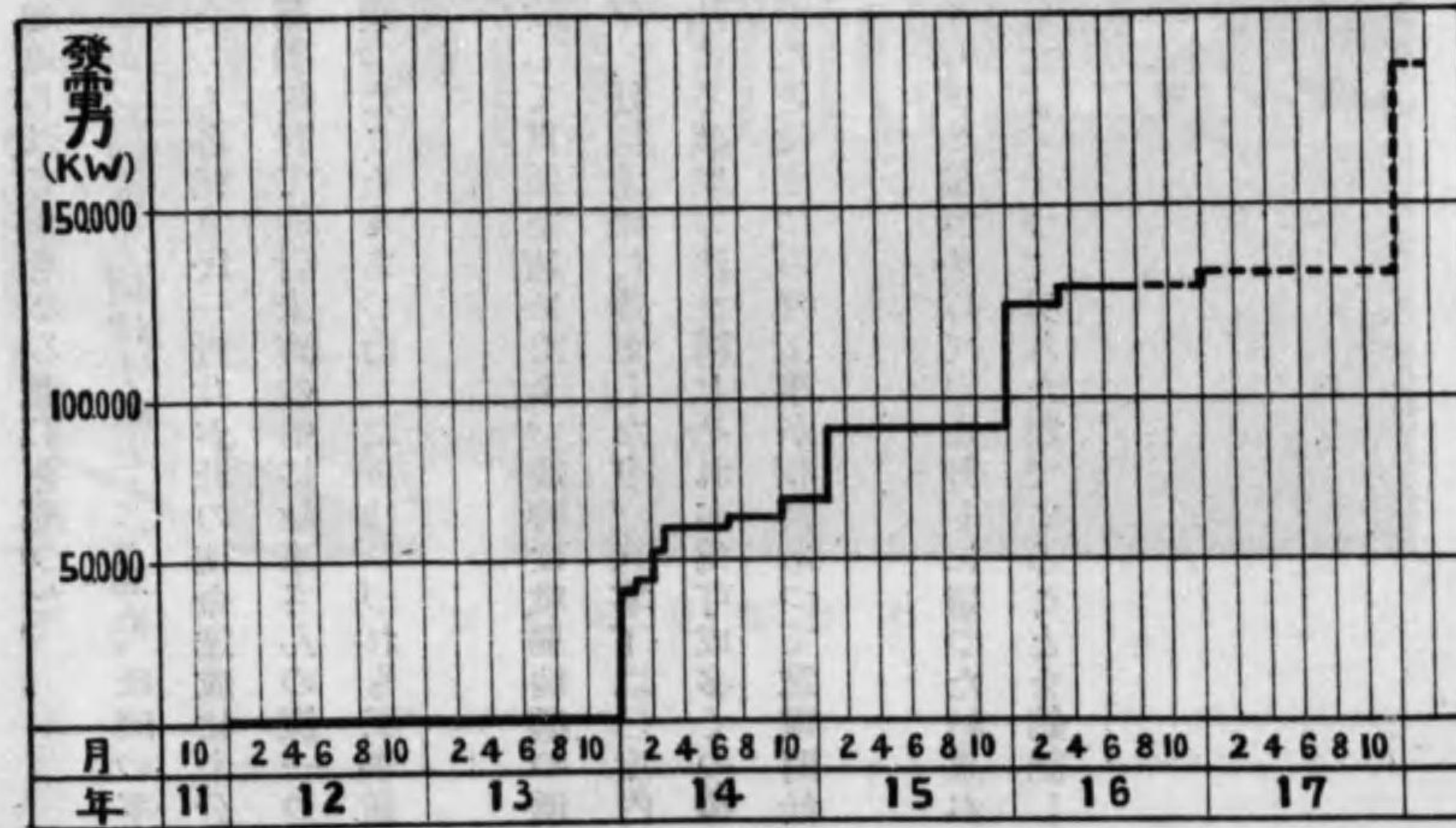
第三號表



發電力累加一覽圖

第四號表

(點線ハ豫定ヲ示ス)



五、送電網の完成

發電工事の進捗と相伴つて、一方に送電線工事の完成を急いでゐたことは勿論である。

従来東北地方は小發電所多く、その連絡も緊密を缺いて居たので、新設發電所の竣工と同時に是非とも送電網の完成を期さねばならぬのであつて、此の方面の辛勞も發電工事に劣らぬものがあつた。

南部方面で先づ落成をみた送電線路は蓬萊發電所、郡山間を結ぶ郡山線(二回線鐵塔互長三五八呎)、蓬萊より仙臺に至る仙臺線(木柱一回線互長七八・五呎内鐵塔八・四呎)、福島電燈と連繋する福電連絡線(鐵塔、木柱互長一一・六呎)の三線で、いづれも蓬萊發電所出力の輸送路として昭和十三年十二月一日送電を開始した。斯くして先づ大日本電力、福島電燈及宮城縣電との連繋成り、引續き東北送電及仙臺市電との連絡線も竣工し、前者は翌十四年一月、後者は同二月各々需給を開始した。此の間仙臺開閉所を竣工せしめて各線間の連絡の完璧を期した。

次いで東北振興アルミ工場へ送電の爲、郡山線より振興アルミ支線(二回線鐵塔互長二・八呎)を分岐し昭和十四年五月より送電を開始した。

此の頃より郡山方面の電力需用は急増を告げ、更に電源充實の必要に迫られてきたので日本發送電より受電することとなり、東京電燈猪苗代第四發電所近傍に猪苗代變電所(出力三萬キログワルトアマペア)を新設し猪苗代連絡線を以て大日本電力送電線と連絡の上、郡山に送電したのである。

更に信夫發電所の竣工するに及んで蓬萊、信夫兩發電所間に信夫連絡線(鐵塔一回線二・四呎)を新設し、茲に蓬萊發電所は南部系統に對して親發電所たる地位を鞏固にした。其の後一年にして遠刈田發電所竣工し、それまで工事用として使用中の松川支線(木柱一回線互長一一・四呎)は昭和十五年十二月より送電線として仙臺線に連なることとなつた。

北部方面に於ては秋田縣下小出、板平兩發電所成ると共に小出連絡線（木柱亘長三・六杆）及板平連絡線（木柱二・五杆）に依つて大日本電力に連絡し、之と前後して竣功した立石發電所出力は八戸地方の新興工業地帯の需用に對して送電されることとなり、八戸變電所及十和田送電線（木柱一回線亘長四一杆）の建設を見た。その途中相坂支線を分岐して青森縣電への給電を開始した。時に昭和十四年四月のことである。

尙岩手縣下に於ては腹帶發電所竣功し、腹帶、宮古間に宮古線（木柱鐵塔、亘長一六杆）を新設、昭和十四年二月奥羽電燈に對し給電を開始した。

北部系統の雄、生保内發電所の竣功を見るに至つて、盛岡變電所（出力九千キロワット）昭和十四年末出力一萬五千キロワット（アムペアに擴張）並に秋田開閉所を新設し、之等の間は夫々田澤、神代、秋田の各送電線で結ばれ、之と交叉して八戸線、黒澤尻線成り、北部送電幹線の連絡は漸く完成の域に達した。

即ち先づ生保内發電所盛岡變電所を結ぶ田澤線は、激しい吹雪に工程を阻まれ乍ら仙岩峠の難所を越えて亘長三七・一杆の建設を了し盛岡方面は爲めに潤ふ所が多かつた。生保内、神代兩發電所を連ねる神代線（鐵塔二回線、一〇・五杆）は西に延びて秋田線となり秋田開閉所に達し大日本電力に給電して居る。尙腹帶發電所盛岡間を結ぶ閉伊川線（鐵塔六二・二杆）成り、田澤系と閉伊川系連繫發電運轉の妙を發揮し得ることとなつた。

八戸線、黒澤尻線は八戸より盛岡を経て黒澤尻に達し更に南延して北上線となつて佐沼に達し、此處に開閉所を新設して北部餘剩電力を宮城縣電へ供給、以て仙臺に送電して南部方面の電力不足を緩和することとした。

昭和十六年には郷内發電所完成し、同三月鳥海線（郷内、秋田間、鐵塔一回線五六・六杆）竣功するや此の電力を秋田に送り、更に翌月鳥海電力會社を通じて酒田方面へ給電するに至つた。續いて竣功した小本川系岩泉發電所出力は宮古にて既設系統電力に連繫し、三陸方面の電源は益々充實したのである。

かくて東北地方送電網は南部、北部共に大いに整備され、舊來の様相を全く一變したのである。

我が社送電線は特殊の場合を除き六萬六千ボルト線路として計畫され、支持物は鐵塔の豫定であつたが鐵材の入手難、工期短縮の必要等に因り鐵塔、木柱を併用した。

木柱送電線は立石發電所工事用として相坂、立石間十六杆の區間に一九五基のクレオソート注入木柱柱を使用して送電線を建設し、昭和十二年十月青森縣電より受電したことを嚆矢とし、爾來此の裝柱法を六萬六千ボルト木柱線路の標準として採用して居り、汎く他會社にも紹介されるに至つて居る。

建設工事中最も困難を感じたのは田澤線である。殊に奥羽山脈斷點に當る駒ヶ嶽山麓標高千米の仙岩峠は積雪丈餘に達し、尾根の雪庇は十米に及び崩雪の恐れが多分にあるので、工事着手前數回に涉り雪害調査隊を派遣し、測量設計も慎重を極め種々特別の考慮が拂はれた。送電線徑間は長徑間とせねばならぬ個所多く七三〇米の徑間を有するものもあり、使用電線には一五〇平方耗特強H燃線を用ひた等がそれである。

六、南北送電線連絡成る

南部系統は例年五月下旬より徐々に濁水となり之れが補給としては日本發送電會社より受電増加に依るの外なき状態であつたが此の受電にも限度がある爲濁水の如何によつては常時供給を缺く恐れがあつた。

一方北部系統は昭和十五年二月田澤線、八戸線、閉伊川線の竣工により生保内、立石、腹帶各發電所の送電連絡成り豊水期の初め四月に於ても平均二十萬キロワット時の餘剰を生ずる状態であつた。

依つて昭和十五年二月上旬一先づ東北電燈會社三萬ボルト送電線を利用して辛ふじて二七〇〇キロワットを南部系統へ送電し同年六月北上線竣工により宮城縣電の仙北線に託送して最大一二、〇〇〇キロワット迄増加送電する事が出来る様にな

つた。

然し此の送電方法は電力配給上に幾多の困難を生じ且非常な苦心を要したので急遽北上二期線の竣工を圖り昭和十六年五月十六日午後零時三十分電氣廳の検査を終りこゝに初めて南北兩系統の直接連絡がなり最大二三、〇〇〇キロワット迄相互融通が可能になつた。

（一）送電設備の整備
（二）配電設備の整備
（三）電氣料金の徴収
（四）電氣料金の配分
（五）電氣料金の徴収
（六）電氣料金の配分

（一）送電設備の整備
（二）配電設備の整備
（三）電氣料金の徴収
（四）電氣料金の配分
（五）電氣料金の徴収
（六）電氣料金の配分

第三章 營

業

第一節 電

氣 料

金

一、標準電氣料金の根據

當會社の供給する電力料金は他地帯の夫れと比較して特に低廉なるべきは會社設立の使命に鑑みて當然のことである。然しながら之は政治的の理由に基くのであつて、配當補給金の支給を受けるとしても比較的僅少な額に制限されて然も營利を基礎とする株式会社である以上、事業收支の採算を度外視して迄も、格別低廉ならしむることの出来ないのは、之亦更めて云ふ迄もないことである。

以上の趣旨に基き當會社の電氣料金は今日に至る迄經濟界の諸情勢に對應し、漸次値増するの已むないこととなつたが、常に之が制定に當つては事業の許し得る最低の限度を目標として來たのである。即ち電氣料金は其の時の物價勞銀を基として豫算する供給設備の建設費に對し公正妥當なるべき金利（資金構成の實際を考慮に入れた最低の値）、減價銷却及經費等を見込む電力原價を斟酌し之を以て量定の基準として來たのである。

次に電氣料金の量定に當つて行ふ電力原價計算の一般的方法としては、之が料金を設定する時に於ける年度中の資産額、經費及需用電力を對象としてなすものもあるが、當會社の場合は計畫設備の完成に至る時期迄は毎年度極めて尨大な建設工事を續行中であるので、稼行中資産に對する未活動資産の割合極めて多く、而も此の期間中特に早い時期には送電網の完成を急ぐ關係もあり、發電設備に對する送電設備資産額の割合も亦比較的多いこととなり、若し右の如く最近年度一ヶ年間の

みに付て行ふ原價計算を基として料金を設定するときは、當初の年度に於ける料金を甚しく割高にするか各年度料金の劃一性を亂すことともなる。

右の様な譯で、當會社の電氣料金の量定に當つては、最近一ヶ年を基とする原價計算を採らず、計畫設備の完成した時期に於ける全設備の建設費及之が運営上必要な經費とを基とし、之等と見込需用電力とを對象としてなす方法を採用して來たのである。然るに斯る方法によるときは各年度内收支の安定を害する虞もあるので右の如くして假に定めた電氣料金を基とし、更めて事業計畫全期間各年度に付收支計算を行ひ、若し收支の均衡を失する如きことあれば補給金にて調整をなし、以て之が可否の検討を了した後、初めて其の妥當なるべき値を以て確定料金とすることにしたのである。

以上は料金制定の根本方針であるが、之が運用の實際には途中種々な問題があつた。其の一つは建設費の昂騰による調整である。即ち事業計畫は既述の通り數次に亘り改訂に改訂を重ねて來たのであるが、其の都度計畫設備の建設費豫算額は昂騰して來たのである。従つて前に述べた様な方法によつて計算する電力原價の販賣豫定電力量一キロワット時當りの値は計畫改訂の都度割高となる譯であるが、さればと云ふて、既契約料金又は契約終了せざるとしても、相當公約を與へて居るもの迄含めて値増することは出來ないので、當初建設費が著しく昂騰しなかつた時には、之等改訂困難な電力の料金は一先づ約定の料金に据置き、之が据置くことに因る原價割増は總て將來増加する需用電力のみに割當てる方針を採用して來たのである。

然るに事業の進展するに従ひ建設費の昂騰の度は益々著しく、斯る方法では將來増加する需用電力の料金は著しく高率となり、遂には全國的水準をも超えんとする情勢となつたので、茲に已むなく既契約料金をも次期更改期に於ては適當なる値迄値増することに方針を改めたのであつて、斯る方針としたのは昭和十五年以降に屬することである。

原價計算調整の第二の問題は資材入手難による計畫實現困難の虞あることを考慮に入れたことである。

時局の進展に伴ふ産業界の急變につれ、會社の樹てた事業計畫は必ずしも其儘實現せられるとは限らず、寧ろ實現しないのが當然の様なことになつて來たのである。従つて右の方針の如く計畫完成期に付て計算する原價を料金決定の基礎とする如きことは妥當を缺く嫌を生じて來たのである。

依て最近に於て現行の料金と將來設定せらるべき料金との再検討をなした際には遂に前に述べた計畫全設備に付て原價計算をする方針を捨てて會社既存の設備をも含む全計畫設備を幾つかの區分に分割し、各區分に付て之が計算をなすの方法を採用し、以て一部計畫の實現せざる場合があつたとしても、之によつて料金の安定を害することのないように考慮を致した次第であるが、已に日發との合併が決定した今日、之等の検討は検討のみに止るので、之を實施するや否やは今後にかゝる問題である。

二、電氣料金率等差の問題

右の外電氣料金制定方針に付て重要なことは料金等差の問題である。

當會社電氣料金の制定に付ては右の如く供給設備建設費の昂騰其の他産業界諸情勢の變遷に對應し相當迂餘曲折あり、其の料金は後述の通り制定の年度に從て割高になつて來たのであるが、一般事業者に於て普通行はるる所としては同一年度に於て制定する料金としても個々の事情に依て様々の等差を附けて居る。即ち其の主たるものとしては需給電力の大小、電力輸送距離の遠近、需用密度の疎密等を理由とし、相當大幅の差を附けて居ることである。之等は固より需用電力個々に付て之を原價的に見るならば、當然のことであつて、敢て異とする所ではないが、當會社は其の設立の趣旨に鑑み、豊富低廉なる電力を可及的普く東北全土に行渡らしめんとする使命を有するので、格別遠隔の地でない限り、之等の理由による等差は附けない方針としたのであつて、現に此の方針で押し通して來たのである。尤も電力の常時、特殊、補給の種別とか負荷率

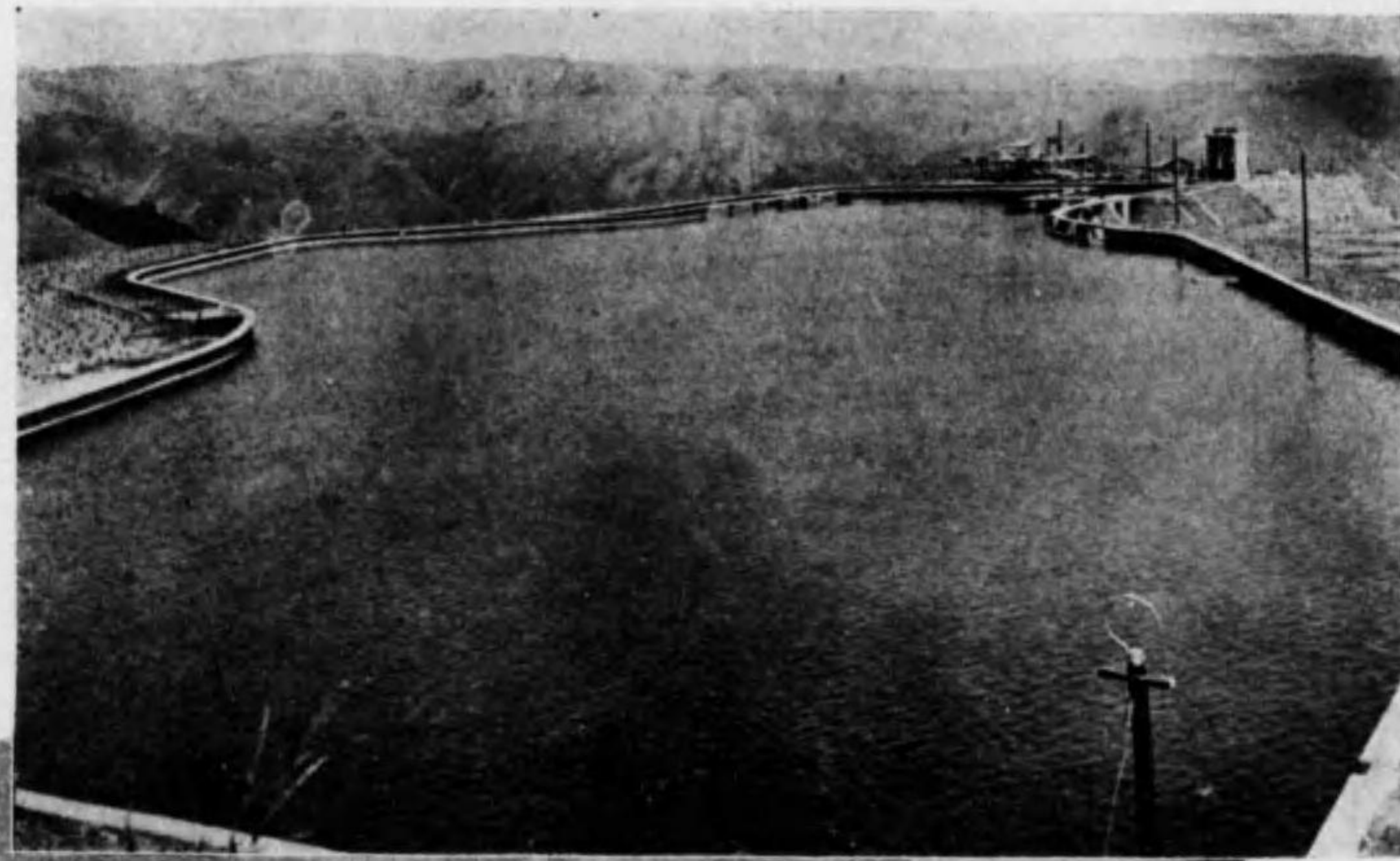
の高低によつての差別を附けたのは當然のことで更めて説明をするまでもないが、尙此の外に産業の種別に應じて多少高低の差を附けるよう考慮したこともある。然しながら、此の産業の種別によつて差等を附けることに付ては國策會社たる當社としては當然一應考慮せらるることではあるが、之には大いに問題がある。何となれば幾多申込ある需用に對し、而も之が大部分は配電事業者を経由して供給される以上、一々其の重要度を比較判定することは仲々困難であり、其の判定の尺度の明確ならざる儘遂には大部分の需用に對し低率料金を課することの已むなきこととなり、終局に於ては當社營業收支の基礎を危殆に導かしむる虞もあることとて、迂濶には之が政策を實施し得ないのであつて、當社既往に於て之が料金政策の適用を受けたのは東北振興アルミの料金があるのみである。

三、補給金と電氣料金との關係

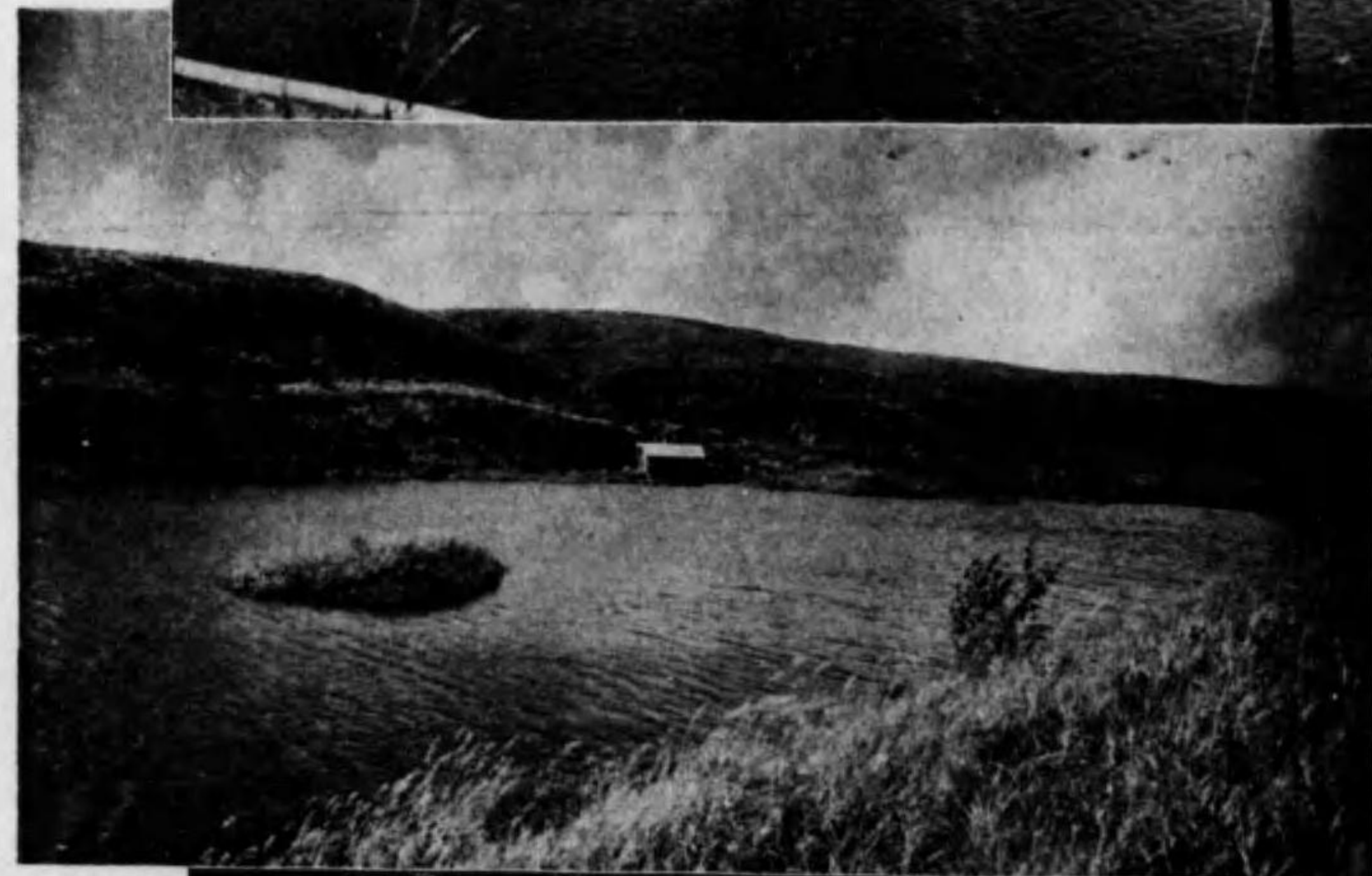
補給金は一般事業者でない當社獨特の事柄であつて、之を電氣料金制定に於て如何に取扱つて居るかといふことは相當注目せられて居るが、本來補給金支給の制度を設けられた政府の趣意は「資産の膨脹を防ぎ、資金コストを低廉ならしむ」と云ふことにある。

而して政府が此の會社を設立するとき樹てた事業計畫に對應する收支計算に於ては供給設備の建設費に對し建設過程の金利即ち建設利息を見込まないで之を補給金で補ふて居る様なことになつて居る。又會社の定款に於ても未開業期間中の配當を建設利息として處理すべき規定がないのである。此の様な譯で建設利息の資産計上は法規上許されて居ることであり、何れの事業でもやつて居るのであるが、當社の場合は之が計上をなさず、補給金は之を補ふものと解して居る。

從て當社の補給金は會社法の法文の上から見れば配當補給金となつて居り、又結果的にも其の様にも見られるが、日本發送電會社に於ける補給金の如く缺損があつたならば、之を補填するといふ様な意味にはなつて居らず、之を收支の實績から見



遠刈田發電所水槽



小出發電所



小出發電所白雲川取水口

ても建設利息の計上さへするならば、補給金がなくても自力で優に所定の配當をなし得ることが解るのである。斯ういふ次第で電気料金の制定に當つて補給金の取扱ひは原價計算に於て供給設備の建設費に建設利息を見込まない（但し五百五十萬圓を以て限度とする）といふ丈に過ぎないのである。從て之から見れば當社の計畫設備の投下資本が約二億圓なるに對し補給金全額が五百五十萬圓であつて、其の割合は約二・七五%に過ぎないこととなるから、之により補給金が電気料金の低廉化に役立つ影響の餘り大ならざることを知り得るであらう。

四、電気料金の變遷

當會社設立の際政府が樹てた事業計畫による料金は一キロ時に付常時一錢二厘、特殊五厘であつたが、會社設立後實施した料金は建設費の昂騰した事情により此の様な低率な値を保つことは困難となつたので、順次實施した料金率は契約締結の年度により相違し、左表の様な變遷を辿つて來たのである。

契約年度	常時		特殊	補給	備考
	年キロ當り	キロ時當り			
昭和十三年度	七〇・九六圓	一・三五錢	〇・六錢	一・六錢	十五年度内料金増加は原則として同年度内増加需用に適用することとなせらるるものあり
同十四年度	八一・四七	一・五五		一・八	
同十五年度	八六・七二	一・六五		二・二	
同十六年度以降(豫定)	九一・九八	一・七五		二・五	

備考

- 一、本表料金の責任負荷率は常時六〇%、特殊八ヶ月（四—十一月）八〇%、補給（冬季三ヶ月、夏季二ヶ月）五〇%である。
- 二、表示の料金は何れも六萬ヴォルト渡であつて三萬ヴォルト又は一萬ヴォルト渡は常時電力各一厘増である。
- 三、昭和十四年度以降の特殊電力分に料金の記載のないのは該當する需用電力がない爲である。

之等の料金を標準料金と呼んだ。建前としては個々の需用に付て設定する場合多少の高低を附けることは一應考へられな
いこともなかつた譯であるが、前記の通りの理由により一、二の例外を除いては大部分標準料金を共儘適用したのである。
然し季節的に發生する臨時電力の如きに對しては必ずしも之が原則を固執せず、其の場合の情勢に應じて適宜な料金を採用
したのは勿論である。

尙前表に掲げた料金は制定の當時には將來共値増するといふ様なことは、勿論考へては居らなかつたのであるが、前述せ
る通り、建設費の昂騰の著しきものあり、既契約の電氣料金を据置くことにしては將來増加する電力の料金を甚しく割高に
しなければ採算の整はざる模様になつたので、昭和十五年度の事業計畫を樹てた際から遂に既契約料金をも其電力の第一回
更改期に於て値増することの方針を採つたのである、此の料金は昭和十三年制度定の常時一錢三厘五毛、特殊六厘は常時二
厘特殊一厘増、昭和十四年度制定の常時一錢五厘五毛は一厘増にする方針に變更したのである。

尤も此の方針を樹てたとしても、昭和十三年度制定の分すら其の更改期が昭和十六年十二月である關係もあり、未だ實施
するに至つてはるない。而もこれにしても同年十二月以降は當會社も日本發送電會社に統合することに決定したのであるか
ら料金を更改するや否やは今後に俟つものである。

而して料金決定の根據となる原價計算に於ても日本發送電會社の場合と振興電力會社の場合とは自ら相違する所もあり、
特に著しい相違としては日本發送電會社はその會社法が昭和十六年三月改正せられて、昭和十二年七月以降に落成した發電
設備による所得には法人税、營業税共に免除せられることとなり、當會社の設備は何れも之に該當する譯でもあり、前述料

金の更改が如何様に取扱はれるやは今後の推移に待つより外はない。最も用ひの電氣料金を比較するに於ては之等比較をな
最後に以上に掲ぐる電氣料金が一般卸賣料金に比較して如何なる地位にあるやの問題であるが、之に付ては之等比較をな
すに適當なる最近の資料が手元にないので、記録は大分古いが左に當會社設立當時政府に於て調査した東北及全國卸賣料金
を掲載することとする。

地 帯	一キロ時單價 (錢)	負 荷 率 (%)	一 キ ロ 年 (圓)
東 北	一・九四	五八	九八・五七
全 國	一・九一	五七	九五・三七

第二節 營業の經過

一、需要増加の狀況

(イ) 營業送電開始以前の東北地方電力需用の概況

當社の創立せられた昭和十一年當時の東北地方の電氣事業界は、供給事業者尠實に七十二を算し、各社相互間の送電
連絡不完全な爲、需用電力は殆んど電燈及小口動力に限られ、昭和十一年十二月の發受電実績僅かに約十九萬キロワッ
トと云ふ様な状態にあつた。

政府は當社設立に關する事業計畫に當つて、過去の需用増加実績を參酌して、東北地方の自然増加電力を毎年一萬キ
ワットと見込んだのであるが、寔に左様な狀況に在つたのである。

當社は事業開始勿々事業計畫確定の爲東北地方主要電氣供給事業者に對し、昭和十二年二月十七日及同年三月五日附を以て、電力需用の照會を爲したのであるが、昭和十三年度の電力受電を希望した事業者は僅かに

大日本電力株式會社(郡山事務所及秋田事務所)、盛岡電燈株式會社、東北電燈株式會社、飽海電燈所、一ノ關町、川俣電氣株式會社

の六者、受電豫想電力の合計は

常時及常時尖頭電力 一〇、一五〇キロワット

特殊電力 六、一〇五キロワット

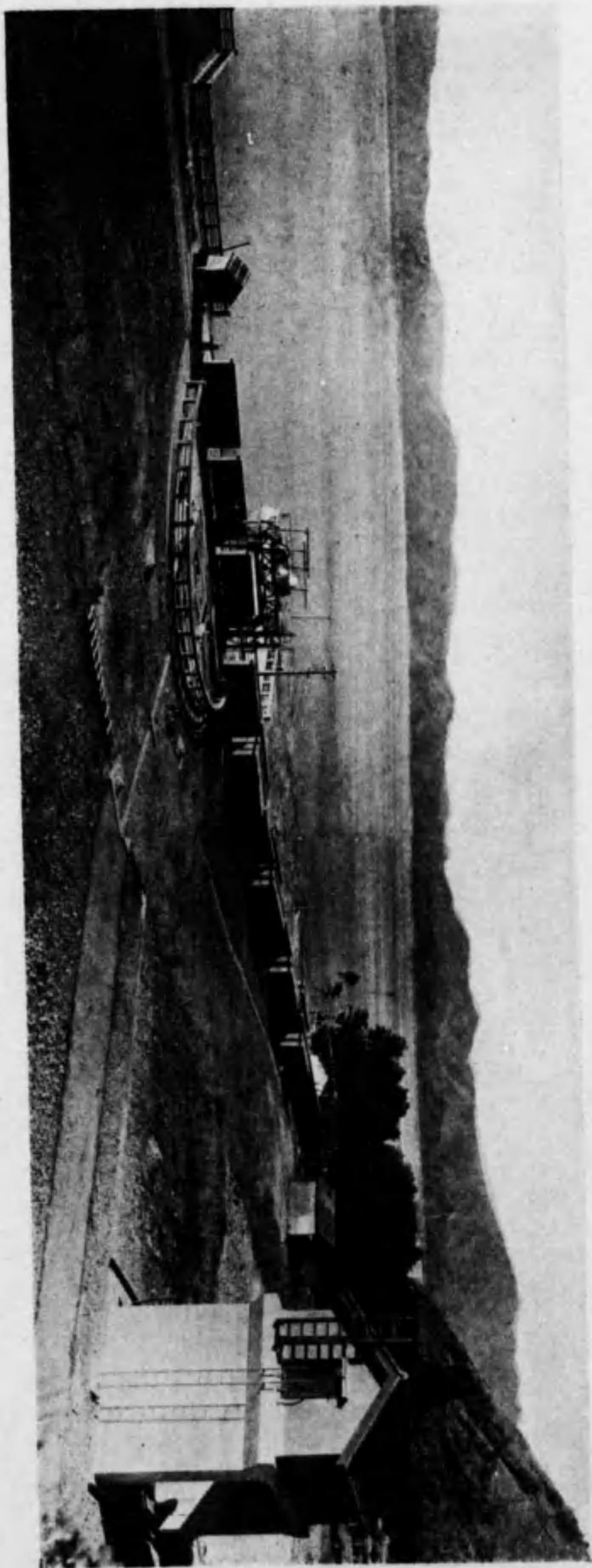
補給電力 一、〇〇〇キロワット

に過ぎなかつた。

斯様な状態では、當時建設計畫の確定して居た蓬萊發電所の出力消化も出来ないのみならず、電力に依る東北振興の期待に副ひ得ない次第であつて、爾後當社は事業誘致に懸命の努力を傾けた次第である。

(ロ) 昭和十三年度の電力需用増加

然るに當社の事業計畫の進行に伴ひ、東北興業株式會社及日滿アルミニウム株式會社の共同出資に係る東北振興アルミニウム株式會社の設立確定したる外、當社の低廉なる標準供給料金(常時一錢三厘五毛、特殊六厘)及豊富なる電力を對象として、日東化學工業株式會社(青森縣經由送電)、東北金屬工業株式會社(仙臺市經由送電)、ラサ工業株式會社(宮古精鍊所(奥羽電燈會社經由送電)、及大同製鋼株式會社(奥羽電燈會社經由送電)、等の大口需用の誘致に成功し一方昭和十二年七月支那事變の勃發により、生産力擴充の要請に應へて、既存需用設備の擴充、休止需用設備の動員等が相踵いで行はれ、十三年度に落成したる當社の蓬萊、腹帯、立石及小出の發電所の出力は全部左表の通、契約販賣せら



湖澤田のユシマ源水

尙十三年度内に於て蓬萊發電所の夏期渇水補給の爲、日本發送電會社より補給電力八、〇〇〇キロワット、特殊電力七、〇〇〇キロワットの受電契約を了し、又山形電氣會社の餘剰電力消化の爲、同社より融通電力八、〇〇〇キロの受電契約を爲した。

需用者名	需給地點	需給電壓(KV)	契約電力		責任負荷率(%)	料金率(厘)	備考
			種別	最大(KW)			
大日本電力	郡山變	六三	特 殊	一〇〇〇〇	八〇	一三五	
東北振興アルミ	郡山工場	六六	特 殊	六・五〇〇	八五	八〇	
福島電燈	福島變	六六	特 殊	二・〇〇〇	八〇	一三五	
山形電氣	仙臺開	六一	融 通	六・五〇〇	—	一六〇	
仙臺市	仙臺開	六一	常 時	三・〇〇〇	六〇	一三五	
宮城縣	仙臺開	六一	常 時	六・〇〇〇	六〇	一三五	
奥羽電燈	宮古變	六一	特 殊	四・七〇〇	八〇	一三五	
大日本電力	小瀧線	六六	特 殊	二・一五〇	八〇	一三五	

青森縣	八戸變	六一	常時	四・八五〇	六〇	一三・五	
相坂變	六三	特殊	一・八〇〇	四・五			
合計		最大	六三・五五〇				
		融通	六・五〇〇				
		特殊	二五・〇五〇				
		常時	三八・五〇〇				

(二) 昭和十四年度の電力需給増加

支那事變の繼續に依り、發送電工用資材配給は漸く圓滑を缺くに至り、全国的に需給の不均衡を生じ、昭和十四年十月十六日、遂に電力調整令の發動を見るに至つたが、當社は信夫、生保内及板平の三發電所を新たに落成せしめ、一方日本發送電會社より常時五、〇〇〇キロワットを受電して東北地方産業躍進の要望に應へることを得た。當社の電氣料金は諸建設資材値上りの爲、前年度に比し、常時電力に於て二厘即一錢五厘五毛に値上げの已むなきに至つたが、前記の通落成發電力の全部に對し、左表の通販賣契約を爲すことを得た次第である。尙この年度に於ては、生保内發電所の補給能力に依り、前年度契約特殊電力の常時化、或は良質化を爲し、一層良好なる營業成績を擧ぐるに至つた。

需用者名	需給地點	需給電壓(KV)	契約電力		責任負荷率(%)	料金率(厘)	備考
			種別	最大(KW)			
大日本電力	郡山變	六三	融通	七・〇〇〇	六〇	一五・五	
			常時	四・五〇〇			

宮城縣	仙臺開	六一	常時	一・〇〇〇	六〇	一五・五	
奥羽電燈	宮古變	六一	常時	一・〇〇〇	六〇	一三・五	
			特殊	八〇〇	八〇	六・〇	*印ハ既契約電力特殊化又ハ良質化シタルモノトス
	腹帶發	六六	特殊	*二・五〇〇	八〇	六・〇	
	盛岡變	三三	常時	二・〇〇〇	六〇	一六・五	
	好摩變	六三	常時	一・五〇〇	六〇	一六・五	
	神代發	三三	補給	四〇〇	六〇	二二・〇	料金率二五厘ニ更改
	黒澤虎變	三一・五	常時	一・五〇〇	六〇	一六・五	
東北電燈	臺町變	三〇	常時	二五〇	六〇	一六・五	
一關町	秋田開	六一	常時	五二〇	六〇	一三・五	小瀧線、島海川第二
大日本電力	小瀧線	六六	常時	七・三三〇	六〇	一五・五	トシ既契約特殊七五
	島海川第二發	六六	常時	七・三三〇	六〇	一五・五	トシ既契約特殊七五
増田水力	神代發	三三	常時	一・五〇〇	六〇	一六・五	
朝日化學	秋田工場	六一	常時	四・〇〇〇	八〇	一二・八三	
青森縣	八戸變	六一	常時	一・五〇〇	六〇	一三・五	
	相坂變	六三	特殊	三・〇〇〇	八〇	六・〇	既契約特殊一、八〇〇キ
			常時	二九・六五〇			ロノ料金率モ六厘ニ變更

即ち一ヶ年度平均増加電力は、約四二、〇〇〇キロワットで、当社設立に當り政府の豫定せられた東北地方自然増加電力毎年一〇、〇〇〇キロワットの約四倍強に當る。
 斯様に急激な電力需用の増加は、他に殆んど類例を見ない處であつて、特にこの間送電系統の不完全であつたこと、大口需用としては處女地であつた東北地方に之を誘致した事等に想倒するときは、斯様な成績を挙げ得たのは寔に社内一致の努力と天祐によるものと云ふの外無い次第である。

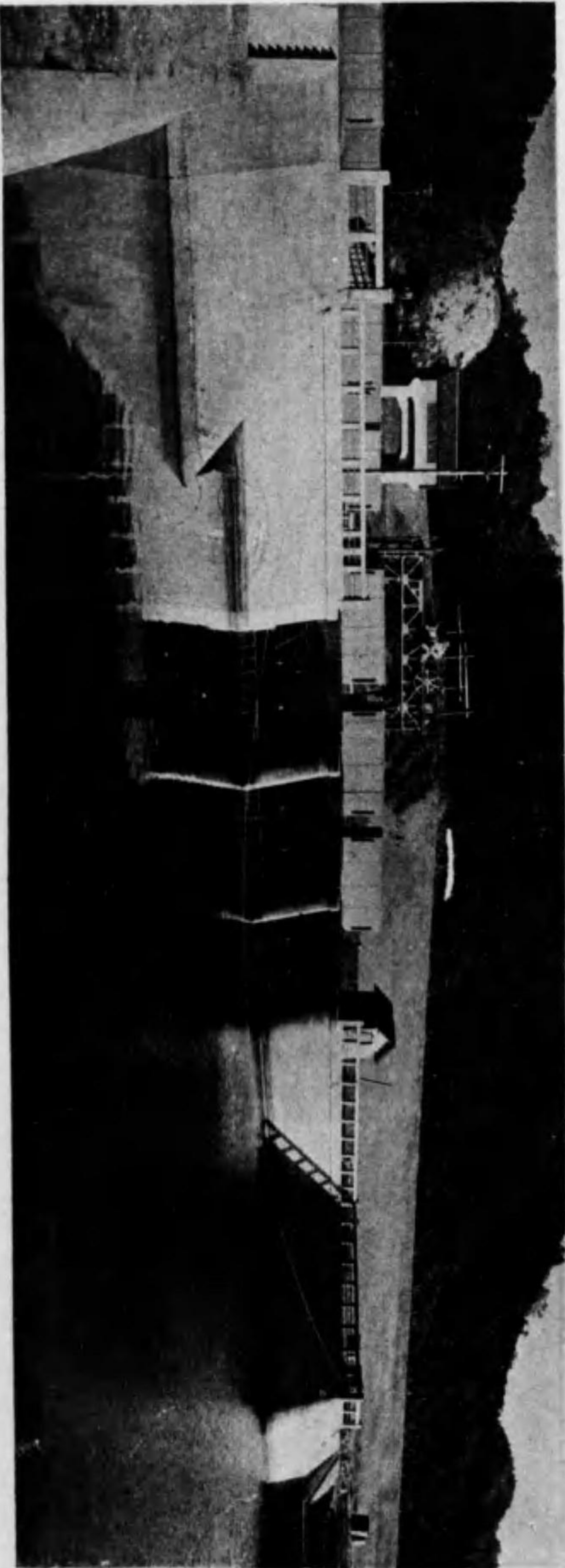
二、時局産業の興隆

當社の營業送電開始以來、東北地方の電力需用は急激な増加を示したのであるが、斯く増加したのは、從來東北地方に尠なかつた大口需用の勃興に依るものである。

支那事變勃發以來、我國生産の擴充は極めて喫緊事とされたのであるが、恰もこの時、當社は豊富低廉な電力を開發したのであるから、この電力を對象として東北地方に時局向きの産業が勃興した次第であり、當社の事變下生産擴充に果たした役割は寔に大なるものがあつた。

當社の電力を對象として、新增設された大口需用の主なるものは別表の通である。

經由配電事業者	需用年度	大口需用者	生産物	大口需用者の需用電力		
				常時	特殊	合計
日東紡績會社	第一、第二工場	紡績	常時	二五〇	—	二五〇
			特殊	—	—	—
			合計	二五〇	—	二五〇
第三工場	紡績	常時	—	—	—	
		特殊	—	—	—	
		合計	—	—	—	



景空口水取湖澤田所電發内保生

大日本電力株式會社
(郡山・平事務所)

昭和十四年度	昭和十三年度										
日本製鍊會社	日本製鍊會社	日本製鍊會社	日本製鍊會社	日本製鍊會社	日本製鍊會社	日本製鍊會社	日本製鍊會社	日本製鍊會社	日本製鍊會社	日本製鍊會社	日本製鍊會社
亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵	亞鉛・合金鐵
一、五〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社	保土谷電氣工業會社
苛性曹達	苛性曹達	苛性曹達	苛性曹達	苛性曹達	苛性曹達	苛性曹達	苛性曹達	苛性曹達	苛性曹達	苛性曹達	苛性曹達
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社	東洋電氣工業會社
電氣化學	電氣化學	電氣化學	電氣化學	電氣化學	電氣化學	電氣化學	電氣化學	電氣化學	電氣化學	電氣化學	電氣化學
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
日本水素會社	日本水素會社	日本水素會社	日本水素會社	日本水素會社	日本水素會社	日本水素會社	日本水素會社	日本水素會社	日本水素會社	日本水素會社	日本水素會社
確安	確安	確安	確安	確安	確安	確安	確安	確安	確安	確安	確安
五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
九、八七五	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
一、八七五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

奥羽電燈株式會社 (宮古)	宮城縣		宮城縣
昭和十三年度	昭和十四年度		
富栖金山 ラサ工業會社 ラサ工業會社 田老業會社	× カワセ 計	徳仙文 山	羽田鑛山 福壽鑛業會社 徳仙文鑛業會社 本吉製鍊所 東北興業會社 大貫鑛山
金 硫 化 礦	金 銀	金 銀	金 銀 モリブデン
一、五〇〇 一、〇〇〇 二〇〇	八六七 八七 二〇〇	一〇〇 八〇 二〇〇 二〇〇	二、三五〇 二〇〇 一五〇 五〇 三〇
一、五〇〇 一、〇〇〇 二〇〇	八六七 八七 二〇〇	一〇〇 八〇 二〇〇 二〇〇	二、三五〇 二〇〇 一五〇 五〇 三〇

仙臺市	直接供給 福島電燈株式會社		
昭和十三年度	昭和十三年度 昭和十三年度 昭和十三年度	昭和十五年	
住友鑛業會社 東和鑛業會社 岩倉金山 中山鋼業會社 大土森鑛山 三菱鑛業會社 細倉鑛山	東北振興アルミニウム會社 福島電燈株式會社 東北金屬工業會社	日東紡績會社 富久山工場 鐵興社 日本水素會社 磐城炭礦會社	入山採炭會社 磐城炭礦會社
金 銀	高級特殊合金 亞鉛・鉛	石炭 硫安 石炭	石炭
七〇 一五〇 二〇〇 一、五〇〇	三、〇〇〇 一、〇〇〇 六、五〇〇	四、一七〇 二、〇〇〇 一、〇〇〇 四七〇	三五、〇〇〇 八、二五〇 七五〇
七〇 一五〇 二〇〇 一、五〇〇	三、〇〇〇 一、〇〇〇 一三、〇〇〇	四、一七〇 二、〇〇〇 一、〇〇〇 四七〇	二、五〇〇 七五〇 一一、七五〇

術的の苦心が拂はれたかを窺ひ知られるであらう。

昭和十五年二月田澤湖の大貯水を用ひて補給並に調節發電をなす生保内發電所が落成し、次いで十五年十二月下流に神代發電所が落成した後は益々其の妙を發揮し、他發電所と兩々相俟つて技術的見地から發電可能な水は一滴でも之れを溢流乃至無効放流する様なことのない様運轉上細心の注意を怠らなかつた次第である。

別表(年別供給電力量表)は營業送電開始以來の年別總發電力及供給電力を示すもので、當時電力の割合に特殊電力が比較的多いのは補給用火力發電の代りに田澤系發電所を有する當社としては蓋し當然のことと云ふべきで、斯様にしてこそ可能發電力の利用率を向上せられるのである。

發電力利用一覽表 (單位、電力量一〇〇〇キロ時、利用率%)

月分	昭和十四年(十三年十二月分ヲ含ム)		昭和十五年		昭和十六年	
	可能發電力	實際發電力	可能發電力	實際發電力	可能發電力	實際發電力
十五年十二月	一九、四七八	一一、三二九	二二、七二五	二一、一三〇	六八、一七五	六八、一七五
一月	一九、八六三	一八、二二三	二二、七二五	二一、一三〇	六八、一七五	六八、一七五
二月	二二、四八四	一九、八一七	三三、七四四	三三、〇六六	六〇、四〇一	六〇、四〇一
三月	三一、五八九	二二、一二二	四一、〇三九	三九、七一五	七七、五三三	七一、五六八
四月	三七、一五〇	二九、五七二	四八、七八四	四一、九五四	七七、〇二八	七七、〇二八
五月	三〇、四九七	二二、三〇一	五一、六四一	三八、〇〇〇	五七、〇四五	五七、〇四五
六月	二二、四二四	一七、八〇四	三九、七五一	三〇、四一三	五七、〇六三	五七、〇六三
七月	二四、四五五	一九、〇八八	四三、五三一	四二、一八九		
計	二四、四五五	一九、〇八八	四三、五三一	四二、一八九		

年別供給電力量表 (單位、一、〇〇〇キロ時)

年別	發受電量總計		特殊電		計
	常時	特殊	補給	量	
昭和十三年	一九、四七八	八、三九〇	一、九五四	一〇、三四四	
十四年	三一七、五六一	一六四、二八〇	一二七、二七九	二九一、五五九	
十五年	五六六、七〇四	三六三、〇五六	一二〇、五三三	四八四、九二八	
十六年	三八六、二七五	二五三、一七三	五八、二二九	三一五、一四一	
計	三八六、八九三	三二七、五六一	八二	五六四、四四三	
八月	三九、七四四	三四、一七八	八六	四五、七五二	
九月	三七、〇七六	三一、五六六	八五	四五、四二五	
十月	三七、五二〇	三一、九七七	八五	五九、九九五	
十一月	三五、七九八	三一、九九〇	九〇	五一、二九六	
十二月	二八、八一五	二六、五九四	九二	七一、七六〇	
計	三八六、八九三	三二七、五六一	八二	五六四、四四三	

四、營業收入の實績

當社の營業收入を見ると、蓬萊の營業送電開始の昭和十三年十二月は時恰も支那事變の勃發に依り東北地方の時局産業の一大躍進期で、鑛業に、工業に、電力の需用は愈々逼迫した時で當時南部需用は大日本電力外二社に過ぎなかつたが、逐次

伸び行く需用に對應して新規に發電所を開設すると共に収入も累増して、第四年の現在では電氣供給業者十一社十六地點、直接供給五社他に僻地地の電燈供給六ヶ所であつて、月額収入は七十萬圓を超過し尙別に當社諸發電所工事用として供給の

電力料は二萬餘圓である。

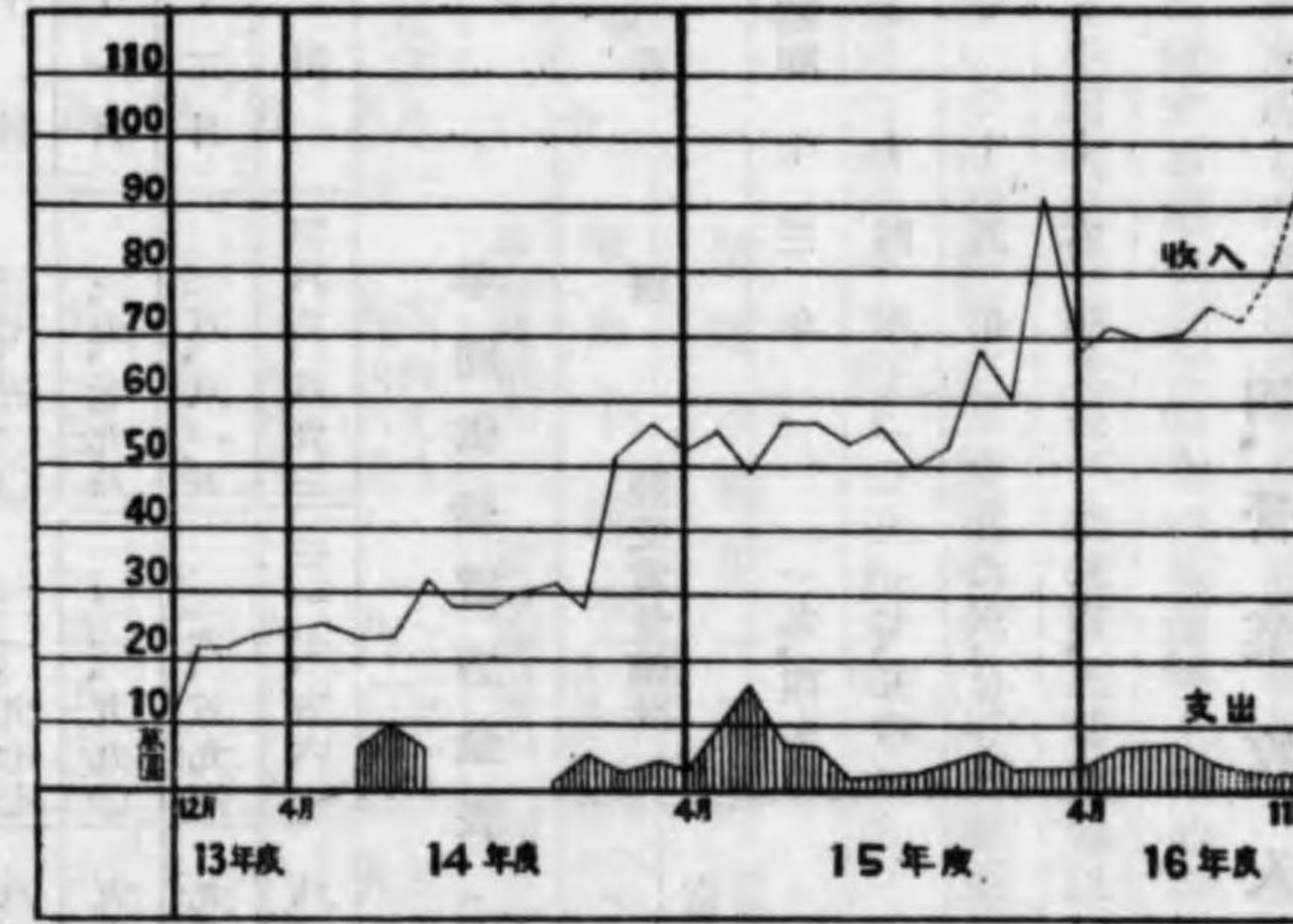
今、過去四ヶ年の營業收支を顧みると、十三年十二月は収入十三萬圓で、越えて一月には山形電氣の融通電力、二月は仙臺市と北部系統の奥羽電燈、青森縣、大日本電力秋田區域が加はつて營業開始第一年の四ヶ月營業収入は七十九萬圓であつた。

十四年度に入つては自社發電の外、更に日本發送電から常時電力を、山形電氣から融通電力を受電して需用に對應し、八月には東北興業と日滿アルミとの共同出資で郡山に設立せられた東北振興アルミニウム會社工場に供給をしたのを始め、十五年二月に奥羽電燈の盛岡、好摩、神代と増田水力電氣、東北電燈、大日本電力秋田、朝日化學等の新規又は増加供給があつて月額収入に於ても一躍二十五萬圓から五十萬圓に飛躍した。

この年九月から翌年三月迄電力調整令に依り南部地區の電力制限が行はれたが、總収入に於て三百九十一萬圓、支拂電力料に於て四十萬圓の實績を挙げた。

十五年度は八月より奥電腹帯に、十二月より久慈の川崎重工業に供給を開始し山形電氣、振興アルミの需用増加に依つて七十萬圓の増収があつたが、本年開始豫定の栗本鐵工所の中止、日曹、東北産業、其の他の需用延期に禍ひされ、結局當初

電力料收支比較表



豫定より十五萬圓減収となり支出に於ても供給減に伴ふ支出減があつて實収入は豫定より七萬圓を増加した。

十六年度は四月より鶴岡水力電氣、仁賀保電氣組合に供給の電力を鳥海電力經由送電し、又青森縣の常時電力増加、奥羽電燈、青森縣の質量特殊等があり八月から細倉鑛山の所要電力を宮城縣を経て供給し、九月には鐵興社、東亞輕金屬十月には仙臺市の増加需用を豫定して月額収入も七十萬圓を突破し七月二十二日の暴風雨の影響に因り多少の収入減の懸念有るも概して順調なコースを辿り年間収入豫算も一十萬圓に垂んとするに至つた事は同度の至りである。

昭和十三年度供給電力量

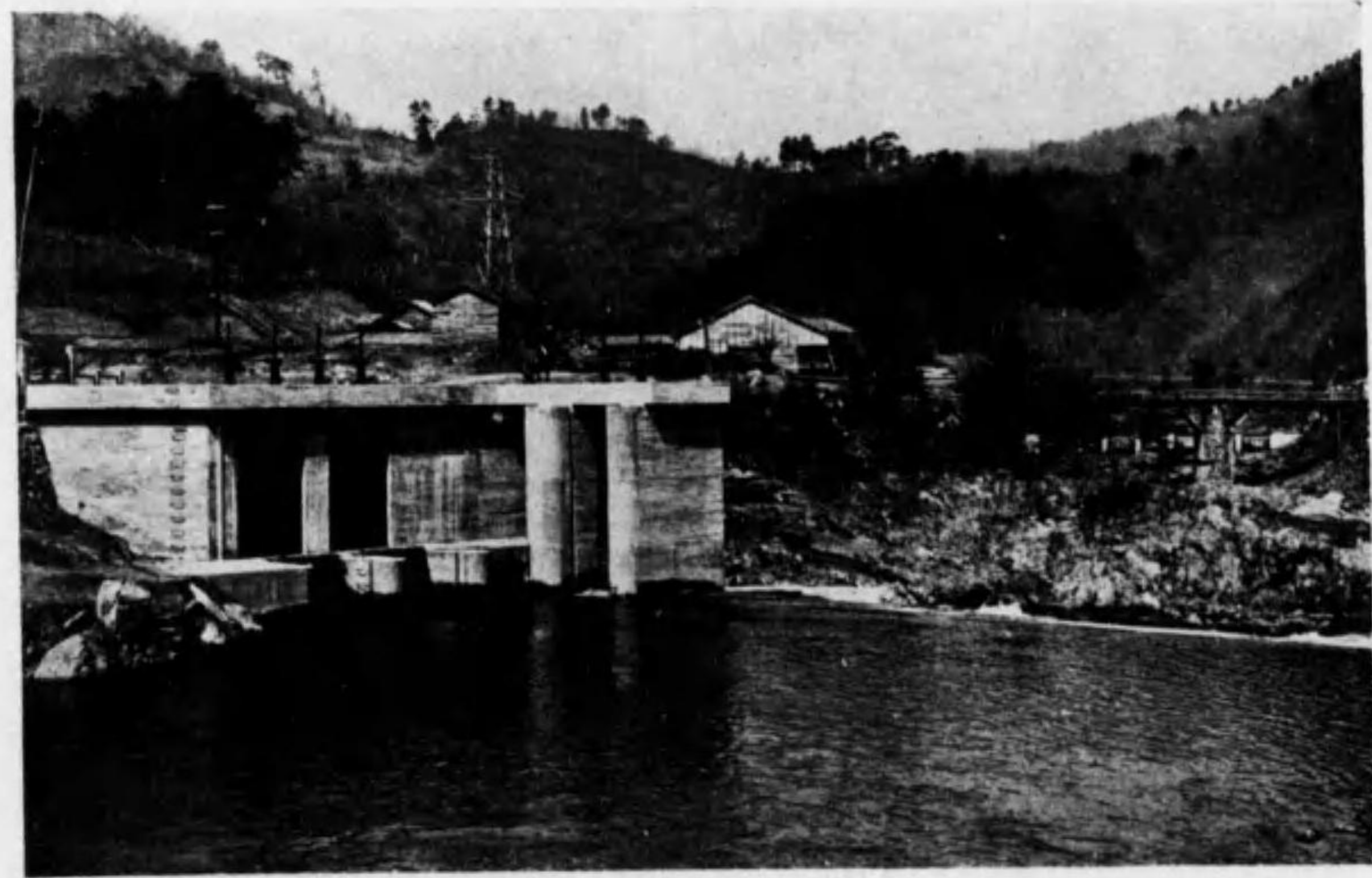
月次	供給電力量		平均單價
	電力料	電力量 (kWh)	
十三年十二月	一一九、三〇四、五五四	一〇、三四三、四四六	一、二五
十四年一月	二一〇、四七二、八九	一六、九九八、九四三	一、二四
二月	二二三、七六七、四〇	一七、四七五、五七五	一、二八
三月	二三〇、五四八、六八	二〇、五六四、七三八	一、一二
計	七九四、〇九三、五一	六五、三八二、七〇二	一、二一

昭和十四年度供給電力量

月次	供給		平均單價
	電力料	電量	
十四年四月	二三四、八一六、四六	二〇、七一六、二九八	一、一三
五月	二六〇、八八六、八八	二三、三五七、六四九	一、一二
六月	二四八、〇二五、三三二	二三、四二八、九五八	一、〇六
七月	二四二、一七二、三三七	二二、三一〇、二五六	一、〇九
八月	三一四、六九五、〇三	三一、九二〇、二九九	〇、九九
九月	二九七、三八九、八七	二九、五七八、三一九	一、〇一
十月	二九三、六五〇、〇一	二八、七三一、三八二	一、〇二
十一月	三〇九、三五七、三三四	二九、八六一、一七四	一、〇四
十二月	三一五、九八六、三一	二六、六八七、九四四	一、一八
十五年一月	二九六、三〇九、三一	二三、三七一、二九七	一、二七
二月	五〇七、三三五、二一	三四、六一八、〇二一	一、四七
三月	五六九、八三二、一〇	三九、五八五、〇〇五	一、四四
計	三、八九〇、四五六、二一一	三三四、一六六、六〇二	一、一六

昭和十五年度供給電力量

月次	供給		平均單價
	電力料	電量	
十五年四月	五二九、四五二、〇八	四一、二九一、四三八	一、二八
五月	五五〇、六三八、二六	四三、一七二、五六八	一、二八
六月	五〇四、三一〇、八六	三九、五〇一、五三四	一、二八
七月	五七六、三四二、〇七	四三、九七一、五六二	一、三一
八月	五七六、四九九、二六	四六、〇八三、三八二	一、二五
九月	五四一、八六五、八六	四四、八八六、七八七	一、二一
十月	五六五、七三〇、二八	四六、二二七、五八九	一、二二
十一月	五一五、八〇〇、一八	三九、二七四、五八〇	一、三一
十二月	五三三、九三七、九五	四〇、七一四、九五七	一、三一
十六年一月	六八三、六八一、二二	四四、七二六、九四五	一、五三
二月	六〇四、一六五、三二	四〇、四六九、五八八	一、四九
三月	九一八、五五二、四七	六一、一八六、八〇三	一、五〇
計	七、一〇〇、九七五、八一	五三一、五〇七、七三五	一、三四



岩泉發電所大川取水口

計	月次		供給		電力		平均單價
	十六年四月	五月	電力	料	量	KWH	
	四月	五月	七一八、八三三	七一七	五五、〇一六	七八四	一、三一
	六月	七月	七七六、二二四	八八七	五五、二一一	八八四	一、四一
	八月	九月	七二六、二〇一	三三七	五五、八四八	四八〇	一、三〇
	十月	十一月	七四〇、四三四	六六七	五三、一三八	四七〇	一、三九
	十二月	一月	七〇七、五七一	〇〇	五七、五七二	二六三	一、二三
	二月	三月	七三三、七一〇	〇〇	五五、九四八	八〇〇	一、三一
	四月	五月	八〇二、五三八	〇〇	六三、七九七	五八〇	一、二六
	六月	七月	九六二、一三〇	〇〇	六二、〇九五	三二〇	一、五五
計			六、一六七、六二七	〇八	四五八、六二九	五八一	一、三四

昭和十六年度供給電力量

五、農 事 電 化

農事諸作業に電氣を利用することに付ては既に十數年以前から逓信省、農林省が主力となり、民間各種團體並に電氣事業者等之に協力し、全國的に宣傳、普及、助成に努めて來たのである。殊に東北地方に對しては昭和九年の冷害直後農林省、逓信省共同で各處に農事作業用及農事工業用共同作業場施設の助成をなすこととなり、農林省は作業場の施設に付て、逓信省は電氣を利用する作業場に至る配電線の延長に付て夫々助成することとなつて、逓信省の助成金豫算額は毎年七萬圓前後、各一ヶ所に付ては延長配電線の七割を助成することになつて居る。昭和十年開始以來昭和十四年迄の五ヶ年間總額三二五、三五二圓を既に支出し、作業場三九〇個所を助成して居る。

逓信省は此の外東北地方の農山漁村で電氣の普及しない地方に電氣を普及し文化の恩恵に與らしめようとし、仙臺逓信局に指導係を特設し、之等の地方に對する電氣供給設備施設の指導をなすこととしたのである。此の様に東北農村の電氣利用に付ては政府の保護援助の相當手厚いものがあつて、自然同地方の電氣行政上農事電化は看過し得ない重要な事項として取扱はれて來たのである。

當會社は固より東北振興の使命を帯びて設立せられた會社であるから、特に農事電化許りでなく、東北地方農村作興に關聯のある事項に就ては深い關心を有つて居ることは云ふ迄もなく、これまでも當會社の供給設備に近い場所でも普及部落があれば電燈供給等は出來得る限り便宜を興へて來たのである。然しながら何と云つても事業の主體は發送電事業にあることで、一般配電會社の様に農村大衆と直接に接する面を有しないので、今日に至る迄これと云ふ目立つた仕事はして居らないのである。

然し昭和十五年七月仙臺逓信局主催の下に開かれた第三回農事電化協議會に於て東北地方に新に農事電化の振興を圖るべ

き特設機關を設くべしとの議が起つて、之が具體化し、同年十二月東北地方電気事業者によつて東北地方農事電化振興會が設立せられたのである。當社も之に参加し他の電気事業者と協力して農事電化普及に盡力して居る次第である。

第三節 設 備 の 運 營

一、當社設備の特異性及之が運營の苦心

電力供給區域は東北六縣全地帯に跨つてゐる關係上開發せられた發電設備も殆ど各縣に分散して居る。南は猪苗代湖の水力を日本發送電から更に大日本電力の送電線を通じ又一方北は田澤、十和田湖の水力を北上線によつて送り、阿武隈川に於ける流量變化激しき水力を平滑化してゐる。

南部系では猪苗代第四發電所から大日本電力の送電線二回線によつて受電することが原則となつてゐるのであるが、この中間に介在する大日本電力郡山系は又猪苗代第三發電所との間に需給關係を有し猪苗代第三、第四兩發電所の位相關係のため同一系統が同時に併列受電をすることは不可能であるから、渇水時には大日本電力の要求を満足させる爲には當社は或程度犠牲を拂ふことにもなるので兩者の不便を最小限度に止むる爲に双方とも非常な努力を拂つて居る。豊水時には猪苗代第三受電口の存在によつて蓬萊發電所の餘剰電力消化には大いに役立つてゐる。

北部系は田澤湖、十和田湖によつて期的調節をなし且つ南部系補給と云ふ重要な役目をなして居るのである。田澤湖は容易に豫定水深迄完全に利用出來得るが十和田湖は國立公園の觀光上湖面低下と子の口放水に制限を受けて充分利用が出來ない状態である。

南北兩系統の連絡は昭和十五年二月上旬東北電燈三萬ボルト送電線によつて辛ふじて二七〇〇キロワットを南流させ同年六月末北上線竣工し宮城縣電の仙北線に託送して最大一二、〇〇〇キロワット迄南流させた。この送電方法は南北併列が困難であるから、宮城縣電、福島電燈及當社間で振替送電をなしたのであるが、各々の渇水状況は異りその利害關係は必ずしも一致せず系統切替も複雑を極めたのであるが各事業者共よく協力し渇水時に善處し得たのである。

昭和十六年五月十六日北上二期線が竣工したので南北兩系統はこゝに初めて直接連絡が出來て最大二三、〇〇〇キロワット迄相互融通が可能となつた。

次に當社及これに並列する他社系の六萬ボルト送電線の總延亘長は南北合せて一、六〇〇軒に及んで居るので之が運轉には色々の困難が伴ふわけである。標準型の運轉系統は北部（秋田―腹帯―青森系）と南部（生保内―仙臺―猪苗代系）に分れ前者の亘長八七五軒後者の亘長七二六軒である。非接地方式であるために接地故障ある場合は之れを選択遮断すること困難である。又大なる弧光接地のため異常高電壓發生しこれが二次原因となつて色々な被害を受けるので悪天候の場合は少々の犠牲を忍んで五系統位に分け送電して居る。近く絶縁變壓器と消弧線輪が設置されればこれ等の障害は一掃さるであらう。

次に各發電所の特性は次の如くである。

蓬萊發電所

南部送電系統中の親發電所であるため、絶對無休運轉をなしてゐる。流域は森林地帯少く耕地が多いため流量の變化著しく殊に灌溉時季の如きは一層流量の豫想が困難で冬季には安積疏水の流入量に直接の影響を有する關係上猪苗代湖面低下によつて同疏水の流入量に變化を來たす場合は發電力に相當の變化を餘儀なくせられてゐる状態である。

信夫發電所

上流蓬萊發電所の調整に對し逆調を行ふので發電力は蓬萊に關聯し下流水位に對し特別の注意を拂ひ又堰堤水位の背水は蓬萊發電所のドラフトヘッドに直接關係があるので蓬萊發電所の能率保持に重點を置いて信夫發電所堰堤は低水位運轉をしておる。水車はカプラン型である。

腹帶發電所

河川の結氷甚しく濁水時の場合は出力の減退は特に大であるが、近く大澤調整池が施設せられることとなつて居るのであつて、之に依つて大いに改善せられる見込である。

立石發電所

国立公園地帯に屬する十和田湖及奥入瀬川溪流を水源としておる關係上十和田湖の水位については特に細心の注意をし子ノ口からの放流量も亦風致保全に自ら制限をうけ湖畔には鱒の養殖を行ひ、魚類の流下防止施設をする等設備及運轉に特異の考慮を拂つておる。冬季は流水、秋季は溪流の落葉一齊に流下する等取水に困難の場合があるが、昭和十七年度には上流十和田發電所が落成する豫定であつて、此の發電所の落成後に於ては十和田湖の完全利用を圖り得、且つ右の不便も相當改善せられるであらう。

生保内發電所

田澤湖利用水深十二米で、十和田湖の開発未だ成らざる現在としては神代と共に當社唯一の火力代用の發電所である。運轉上の問題としては玉川毒水處理及湖畔灌漑用水等の使用水量及水質に付き格別の注意を要するのである。

神代發電所

生保内發電所の下流にあつて逆調を行ひ將來下流國營開墾の完成した上は、灌漑用水の放流に一段の考慮を要するのである。

小出發電所

取水口、水槽間及餘水路は白雪川水利組合及仁賀保四ヶ町村電気組合と共同のものである。従つて貯水池利用その他に付き特別の注意を要し又冬季は風雪多く開渠の保守に尠からざる勞苦がある。

板平發電所

當社に於ける最小出力のもので高落差、ただ一つのベルトン水車の發電所で、大日本電力の送電線に接続せられ、間接に當社の系統に連絡しておる孤立發電所である。冬季は取水口の積雪七米に達し運轉上甚しく苦心をしておる。

遠刈田發電所

河川勾配急なるため砂礫の流入甚しく濁川は酸を含むを以て現在の所取水することが出来ないが、水質改善に付ては目下折角研究中であり、之が成功した上は水量比較的豊富となる。

岩泉發電所

水槽は山腹内にあり鐵管路なく縦坑によつて發電所に連絡して防空施設發電所である。現在は淺内發電所未落成のため取水上不便がある。

郷内發電所

上流には板平の他に大日本電力、鳥海電力の發電所等があるので、本發電所水系は一水系、一事業者の原則に則り將來整理せらるべきである。

二、電力消費規正及之に伴ふ電力配給上の配慮

日本發送電株式會社は昭和十四年八月下旬に至り稀有の異狀濁水に遭遇し且つ石炭の炭質低下等により電力饑饉を惹起

し、九月二日突如福島電燈は日發から受電制限を受けた。
當時當社として南部系需用家へは蓬萊發電所並に猪苗代第四發電所にて日發より五千キロワットを受電して供給したのである。

福電は約四割の受電制限を受け供給力に大不足を來したので之が對策として宮城縣電に對し刈田變電所で供給するのを止め、其に相當する電力は當社の仙臺線により仙臺に於て振電から宮城縣へ渡す様逓信當局から懇請を受けた。
當日阿武隈川流量每秒三七立方米で當社としても辛じて常時のみを供給出来る程度であつた。其の後日發の電力不足は一日と甚だしくなり、福電並に當社の日發受電も何時出来なくなるかも計り難い状態に立至つた爲九月七日逓信局電氣課長室に南部系關係者、大日電、福電、振興アルミ、仙臺市電、宮城縣電、振電、各社代表者が集つて次の申し合せをなした。

(1) 九月十日以降當分の間當社は逓信局電氣課長の命令によつて電力供給を行ふこと。
右に對し各社は異議を唱へざること

(2) 九月十日から福電の日發受電は一日六萬七千ワットアワーに付南部系へは左表による割當供給量を基準として蓬萊の水量に應じ適正なる配給を行ふこと(蓬萊三六、四^{m³}/secの場合)

需用者名	割當電力量(K.W.H.)	契約電力(K.W.)	負荷率%	契約電力量(K.W.H.)
大日本電力	一九三、二一二	常時 一〇、〇〇〇	八〇	一九二、〇〇〇
振興アルミ	一七八、七七二	常時 六、五〇〇 特殊時 二、五〇〇	八五	一八〇、〇〇〇

割當供給量

福島電燈	宮城縣電	仙臺市電
二一、七九六	一〇八、〇七六	三二、四四四
常時 二、〇〇〇	常時 六、〇〇〇	常時 三、〇〇〇
五〇	六〇	六〇
二四、〇〇〇	八六、四〇〇	四三、二〇〇

備考 振興アルミの二、五〇〇K、W、は特殊なるも負荷の性質上減少せず

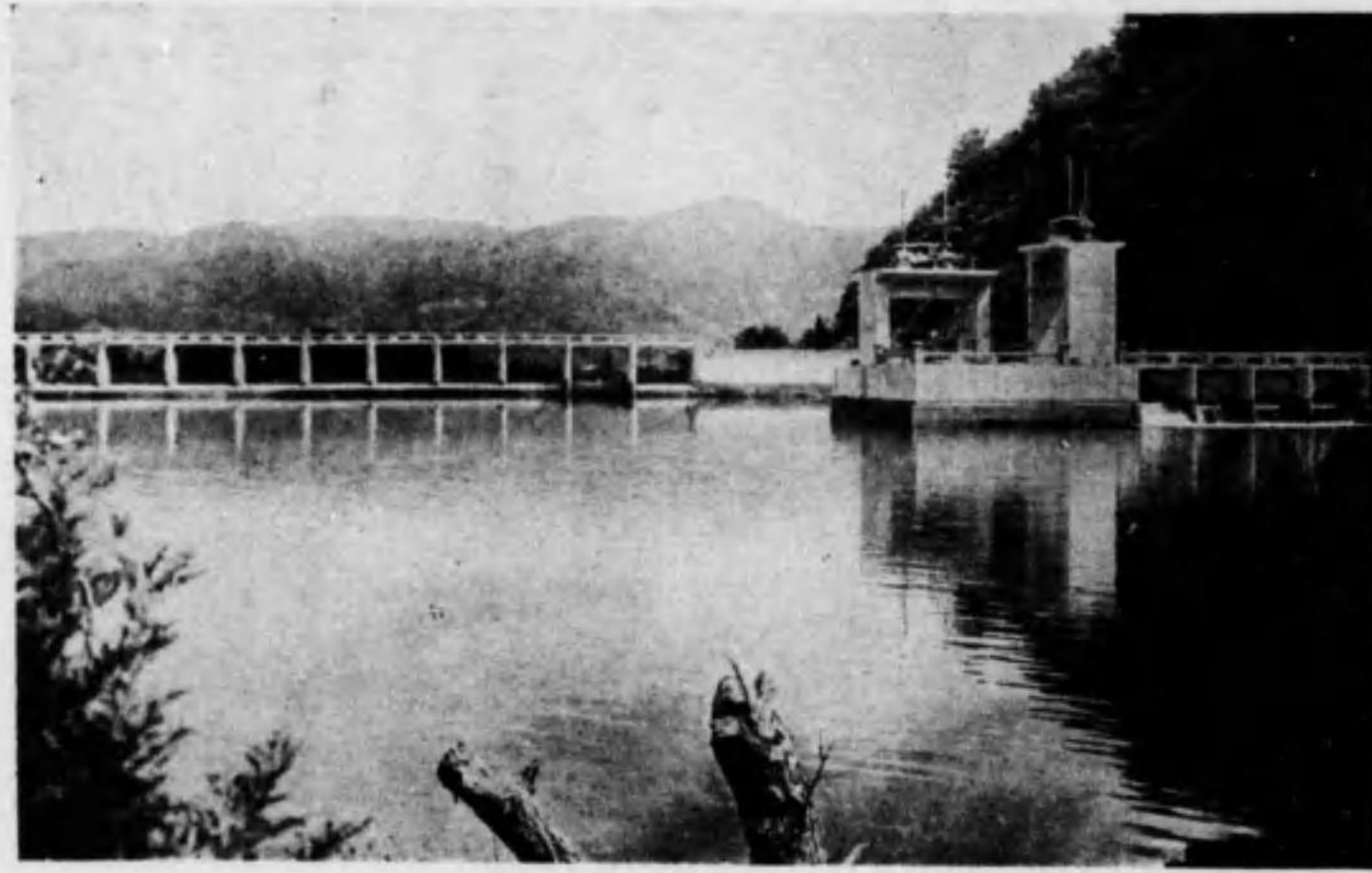
爾後尠同相當の湧水があつたが十二月迄大體九月七日逓信局からの通知の割當量を略々供給し得て當社の東北に於ける重大使命を完遂出來たことは寔に欣快に堪えない所である。

三、東北地區送電系統改善委員會

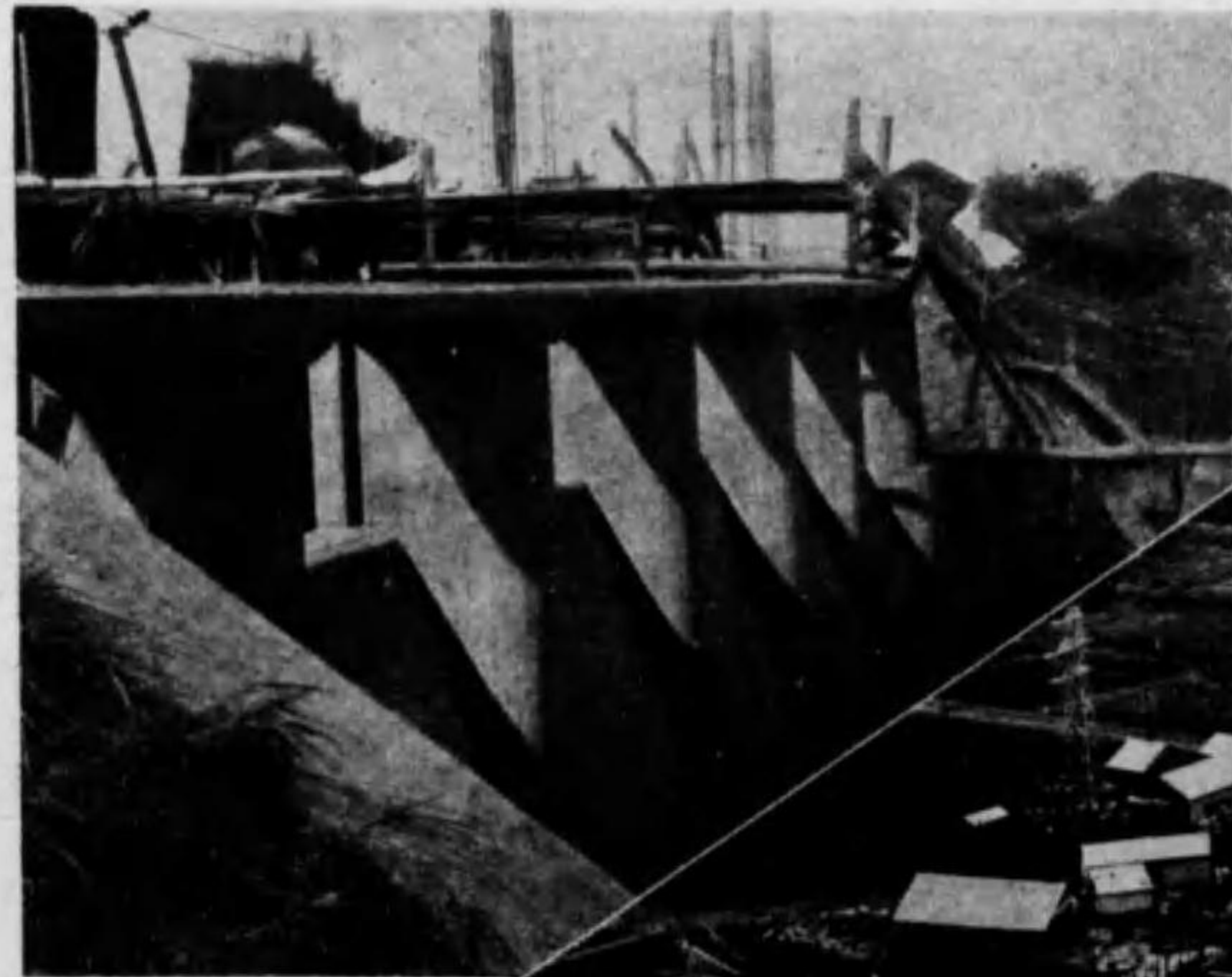
創立以來遮二無二建設に次ぐに建設を以つて五年間を経過した今日、當社の保有する設備は發電所十一ヶ所十三萬餘キロワット、送電線路亘長總計約八六〇軒に達し、之が運営の如何は當社業績は勿論東北地方全電氣事業を左右し、隨つて電力による東北振興の使命に重大なる影響を持つと言ふ段階に到達した。

一方、時局緊迫の度を加ふると共に鐵其の他建設用資材の逼迫は加速度的に加重せられ、新電源の開発意の如くならざるに不拘、軍需及生産力擴充に必要な電力の充足は、現下の電氣事業者に對する國家的要請と目せらるゝに到つた。而して新電源の開発に依らずして相當の電力を確保する爲には、電力消費の規正及既設送電設備の有効利用の二つを措いて他に方法がないのは明かである。

是等の觀點から東北地方全電氣事業設備を一丸として、之が運営の合理化に乗り出す事は、同地方電氣事業界に於て當社



槽水絡連及池整調川鶯所電發内郷



景全所電發内米

槽水所電發竹曲
行施ト-リクソ



の占むる地歩から見ても之を當社の義務と考へ、十六年九月四日内閣總理大臣の認可を得て營業部長を委員長とする東北地區送電系統改善委員會なるものを組織したのである。

其の目的とする處は、當社のものたると他事業者のものたるを問はず、東北地區に於ける電氣工作物全般の理想的綜合運営を計るにあり、其の仕事の内容は送電系統連繫方法、工作物の改廢移設、餘剩電力の有効利用、電力潮流改善、送電系統保護装置、電力需給調整、其の他の事項の調査審議である。

則ち本委員會は東北地區の電氣事業設備運営に當り、從來存したる一々の矛盾、不合理を摘出し之を分析解明せんとして調査審議を重ねつゝあり、當社の日本發送電會社への合併、配電特殊會社の設立等政治的處置と相俟つて東北電業界にとつて本委員會の如き企圖は現在に於ては勿論將來を通じて其の必要性を力説せらるべきものであらう。

送電系統	電力需給調整	電力潮流改善	送電系統保護装置	工作物の改廢移設	電氣工作物の綜合運営
送電系統	電力需給調整	電力潮流改善	送電系統保護装置	工作物の改廢移設	電氣工作物の綜合運営
送電系統	電力需給調整	電力潮流改善	送電系統保護装置	工作物の改廢移設	電氣工作物の綜合運営
送電系統	電力需給調整	電力潮流改善	送電系統保護装置	工作物の改廢移設	電氣工作物の綜合運営
送電系統	電力需給調整	電力潮流改善	送電系統保護装置	工作物の改廢移設	電氣工作物の綜合運営
送電系統	電力需給調整	電力潮流改善	送電系統保護装置	工作物の改廢移設	電氣工作物の綜合運営
送電系統	電力需給調整	電力潮流改善	送電系統保護装置	工作物の改廢移設	電氣工作物の綜合運営
送電系統	電力需給調整	電力潮流改善	送電系統保護装置	工作物の改廢移設	電氣工作物の綜合運営
送電系統	電力需給調整	電力潮流改善	送電系統保護装置	工作物の改廢移設	電氣工作物の綜合運営
送電系統	電力需給調整	電力潮流改善	送電系統保護装置	工作物の改廢移設	電氣工作物の綜合運営

第四章 現況

一、會社法・定款

會社法

東北振興電力株式會社法は昭和十一年五月二十七日法律第十六號を以て公布、昭和十五年三月三十日法律第八十一號を以て改正、現行に及んでゐる。

東北振興電力株式會社法

第一條 東北振興電力株式會社ハ東北地方ノ振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル電氣事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

東北振興電力株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前條ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ミ又ハ東北地方ニ於ケル他ノ電氣事業ニ投資スルコトヲ得

第二條 東北振興電力株式會社ノ資本ハ三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 東北振興電力株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第三條ノ二 東北振興電力株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 東北振興電力株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第五條 東北振興電力株式會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第六條 社長ハ東北振興電力株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監督ス

第七條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ四年トス

第八條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監督ス

第十條 東北振興電力株式會社債ヲ募集セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケタベシ

第十一條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十二條 東北振興電力株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 東北振興電力株式會社事業計畫ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケタベシ

第十四條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ東北地方振興上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 政府ハ東北振興電力株式會社監理官ヲ置キ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第十六條 東北振興電力株式會社監理官ハ何時ニテモ東北振興電力株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

東北振興電力株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ東北振興電力株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムル

コトヲ得

東北振興電力株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十七條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ決議又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ノ行為ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ

公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ヲ解任スルコトヲ得

第十八條 東北振興電力株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ在リテハ年百分ノ

四、第四營業年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ第十營業年度迄之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額

ハ每營業年度ニ於テハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合、各營業年度ヲ通ジテハ五百五十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ前項ノ規定ニ依

ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第十營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ年百分ノ六ヲ超エ

百分ノ九迄ノ金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分ノ九ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ全額ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度

ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第十九條 東北振興電力株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料

ニ處ス副社長又ハ理事ノ分業業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スコト亦同シ

一 本法ニ依リ認可ヲ受ケタベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十四條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第二十條 東北振興電力株式會社ノ社長、副社長及理事第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十一年勅令第八十二號ヲ以テ)

第二十三條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北振興電力株式會社ノ設立ニ關シ一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ

第二十五條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第二十六條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受ケタベシ

第二十七條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

第二十八條 創立總會ニ於テハ第七條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ
第二十九條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ東北振興電力株式會社社長ニ引渡スベシ

附 則 (昭和十五年法律第八十一號)
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

定 款

昭和十一年六月十六日認可、後商法の改正に伴ふ定款變更をなし、昭和十五年六月二十四日右變更の認可を得た。

東北振興電力株式會社定款

第一章 總 則

第一條 本會社ハ東北振興電力株式會社法ニ依リ設立シ東北振興電力株式會社ト稱ス
第二條 本會社ハ東北地方ノ振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル電氣事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
本會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帯スル業務ヲ營ミ又ハ東北地方ニ於ケル他ノ電氣事業ニ投資スルコトヲ得
第三條 本會社ノ資本ハ三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得
第四條 本會社ハ本店ヲ仙臺市ニ、支店ヲ東京市ニ置ク
第五條 本會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得
第六條 本會社ノ公告ハ官報及本店所在地ニ於テ所轄裁判所ガ商業登記事項ヲ公告スル日刊新聞紙ヲ以テス
第二章 株 式
第七條 本會社ノ株式ハ六十萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス
第八條 本會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得
第九條 本會社ノ株主ニシテ前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ會社ニ通知シ且其ノ資格喪失ノ日ヨリ二箇月以内ニ其ノ株式ヲ

他ニ讓渡スコトヲ要ス

株主前項ノ規定ニ違反シテ其ノ株式ヲ讓渡ヲ爲サザルトキハ本會社ハ二週間ヲ下ラザル一定ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡スベキ旨及讓渡サザルトキハ其ノ株式ヲ本會社ニ提出スベキ旨ノ催告ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ニ依リ株式ヲ提出ヲ受ケタルトキハ本會社ハ其ノ株式ヲ賣却ス

株主第二項ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡サズ又ハ株式ヲ提出ヲ爲サザリシ場合ニ於テハ本會社ハ其ノ株式ノ無効ヲ公告シ新株式ヲ發行シテ之ニ依リテ其ノ株式ヲ賣却ス

前四項ノ規定ニ因ル株式ノ名義書換ハ第十八條ノ名義書換停止期間中ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第三項又ハ第四項ノ賣却ニ依ル賣得金ハ遲滞ナク之ヲ從前ノ株主ニ交付ス但シ賣却及公告ニ要シタル費用ハ之ヲ控除ス

第十條 本會社ノ株式ハ一、十、五十、百株券及千株券ノ五種トス

第十一條 株主拂込ハ一株ニ付第一回ヲ十二圓五十錢トシ第二回以後ノ拂込ハ事業ノ必要ニ應ジ社長其ノ拂込ノ金額及期日ヲ定メ少クトモ三十日前ニ各株主ニ之ガ通知ヲ發スルモノトス

第十二條 株主株金拂込期間内ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂フモノトス

株主其ノ拂込ムベキ株式數全部ニ滿タザル拂込ヲ爲ストキハ其ノ拂込額ニ充當スベキ株式ノ株券番號ヲ指定スルコトヲ要シ指定セザルトキハ本會社ニ於テ適宜之ヲ充當ス

第十三條 株主又ハ其ノ法定代理人若ハ代表者ハ株式取得ノトキ其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ
帝國内ニ住所又ハ居所ヲ有セザル株主又ハ其ノ法定代理人ハ帝國内ニ假住所ヲ設ケ又ハ帝國内ニ住所又ハ居所ヲ有スル代理人ヲ定メ本會社ニ届出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第一項ノ規定ハ前項ノ代理人ニ之ヲ準用ス

第十四條 株式ノ讓渡ニ因リ其ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ作成シ之ニ株式及本會社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添ヘ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

改氏名、相續其ノ他ノ事由ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ前項ノ規定ニ準ジテ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ
第十五條 株式ヲ質權ノ目的ト爲シタルニ因リ質權ノ登録ヲ爲シ又ハ其ノ變更若ハ抹消ヲ爲サントスルトキハ前條第一項ノ規定ニ準ジテ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

株式ヲ信託シタルニ因リ其ノ表示又ハ抹消ヲ爲サントスルトキハ前條第一項ノ規定ニ準ジテ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

第十三條ノ規定ハ第一項ノ質權者ニ之ヲ準用ス
第十六條 株式ノ分割又ハ併合ニ因リ新株式ヲ交付ヲ受ケントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ作成シ之ニ株券ヲ添ヘ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

株券ヲ喪失シタルニ因リ新株式ヲ交付ヲ受ケントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ作成シ之ニ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ添ヘ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

株券ヲ汚損又ハ毀損シタルニ因リ新株式ヲ交付ヲ受ケントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ作成シ之ニ株券ヲ添ヘ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ本會社其ノ眞爲ヲ鑑別シ難キトキハ株券喪失ノ例ニ依ル

第十七條 前三條ノ場合ニ於テハ株券一通ニ付左ノ各號ニ掲グル手数料ヲ徵收ス
一 株式ノ名義書換 二十錢
二 質權ノ登録又ハ其ノ變更若ハ抹消 二十錢
三 信託ノ表示又ハ其ノ抹消 二十錢
四 新 株 券 交 付 五十錢

第十八條 本會社ハ六月一日ヨリ定時總會終結ノ日迄株式ノ名義書換、質權ノ登録又ハ其ノ變更若ハ抹消、信託ノ表示又ハ其ノ抹消ヲ停止ス、前項ノ外特ニ必要アルトキハ豫メ公告ノ上株式ノ名義書換、質權ノ登録又ハ其ノ變更若ハ抹消、信託ノ表示又ハ其ノ抹消ヲ停止スルコトアルベシ

第三章 株 主 總 會
第十九條 本會社ノ定時株主總會ハ毎年六月、臨時株主總會ハ必要アル毎ニ社長之ヲ招集ス

總會ノ日時及場所ハ社長之ヲ定ム
第二十條 總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長事故アルトキハ副社長之ニ當リ社長副社長共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人之ニ當ル

第二十一條 株主ハ本會社ノ他ノ株主ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本會社ニ委任狀ヲ差出スベシ
第二十二條 總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ガズ
第二十三條 總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲スモノトス但シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルモノトス
第二十五條 總會ニ於ケル議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ハ總會議事録ニ記載シ議長並ニ出席シタル副社長、理事及監事之ニ記名捺印スベシ

第四章 役 員
第二十六條 本會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク
第二十七條 社長ハ本會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ本會社ノ業務ヲ分掌ス
監事ハ本會社ノ業務ヲ監査ス
第二十八條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス
理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス
監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第二十九條 理事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ總會ニ於テ株主中ヨリ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ其ノ後任者ヲ命ジ前任者ノ殘任期間其ノ職ニ就カシム
第三十條 監事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ總會ニ於テ株主中ヨリ其ノ後任者ヲ選任シ前任者ノ殘任期間其ノ職ニ就カシム

第三十一條 社長、副社長及理事本會社ト同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ取締役ニ就任セントスルトキハ社長、副社長、理事及監事ノ決議ニ依ル承認ヲ經テ政府ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
第三十二條 本會社ニ參與若干名ヲ置クコトヲ得

參與ハ本會社ノ重要ナル業務ニ關シ社長ノ諮問ニ應ズルモノトス
參與ハ社長之ヲ囑託シ無給トス

第五章 計 算

第三十三條 本會社ノ營業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第三十四條 本會社ハ當該年度總益金（政府ヨリノ補助金ヲ含ム）ヨリ總損金（政府ヘノ償還金ヲ含ム）ヲ控除シタル殘餘ヲ以テ利益金トス

第三十五條 本會社ノ利益金ハ左ノ方法ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分スルモノトス

- 一 法定準備金
- 二 役員賞與金
- 三 利益金額ヨリ前二號ノ金額ヲ控除シタル殘餘ハ之ヲ株主ニ配當シ又ハ後期繰越金ト爲スベシ

第三十六條 本會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ在リテハ年百分ノ四、第四營業年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ第十營業年度迄之ニ達セシムベキ金額ハ政府ノ補助ヲ受クルモノトス但シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合、各營業年度ヲ通ジテハ五百五十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ツ前項ノ規定ニ依リ補助金ノ償還ニ充ツルモノトス

第十營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ年百分ノ六ヲ超エ百分ノ九迄ノ金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分ノ九ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ全額ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツルモノトス

第二項ノ規定ニ依リ補助金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依リ積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依リ補助金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十七條 株主配當金ハ六月一日現在ノ株主名簿ニ登錄セラレタル株主又ハ質權者ニ之ヲ支拂フモノトス

配當金ノ支拂期日及場所ハ社長之ヲ定メ株主又ハ質權者ニ通知スルモノトス

配當金ハ其ノ支拂開始ノ日ヨリ起算シ五年以内ニ支拂ノ請求ナキトキハ之ヲ本會社ノ所得トス

二、組織

職 制

當會社設立せられて以來、社内ノ組織陣容ノ整備に意を用ひ本店に秘書課及庶務、經理、電氣、土木ノ四部を置いたが、昭和十二年九月より支店にも本店と同様ノ一課四部を置くこととなつた。

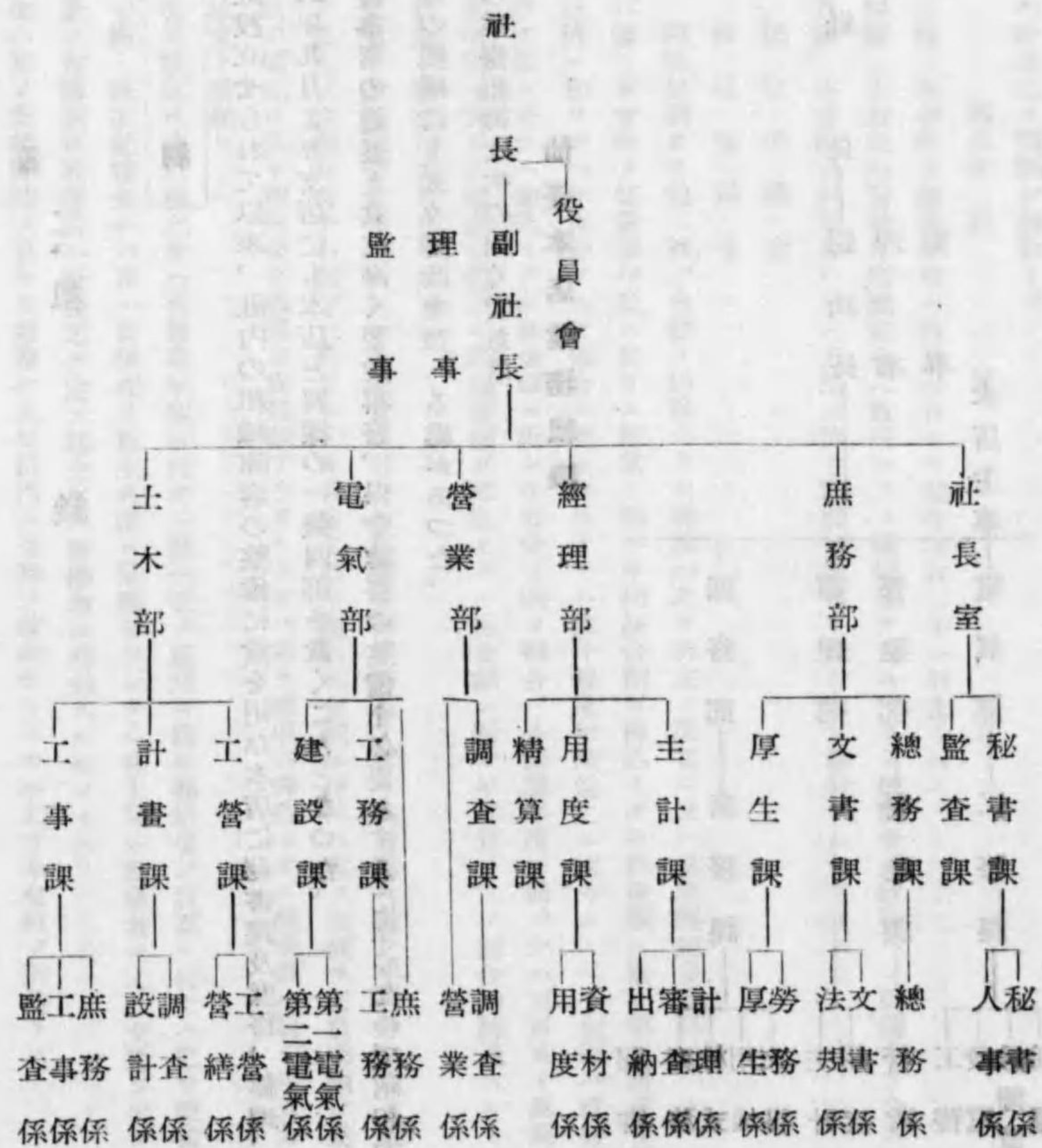
其ノ後事業ノ進展と共に漸く營業事務、保守業務ノ整備を必要とするに至つたので昭和十五年十二月社長室及營業部を新設し各部ノ組織にも夫々變改を加へる處があつた。

現在の業務組織は次の如くである。

仙臺本店業務組織



東京支店業務組織



部 課 長		役 員	
庶務部長	高橋 六藏	社長	川越 丈雄
經理部長	高橋 六藏	副社長	平井 出三
營業部長	高橋 六藏	理事	萩原 俊一
電気部長	高橋 六藏	理事	南 主稅
土木部長	高橋 六藏	理事	高橋 六藏
本店主事	小林 廣雄	監事	村房 次郎
庶務課長	古川 廣雄	監事	子爵 織田 信恒
(支店)			
營業課長	升木 正繼		
工務課長	小林 正繼		
秘書課長	望月 甲藏		
監査課長	小池 善次郎		
總務課長	尾形 宗治郎		
文書課長	岡崎 一彦		
厚生課長	高橋 終一		

主計課長	齋藤	建設課長	原賢朗
用度課長	高畑雄治	工管課長	吉田誠之
精算課長	大村公正	計畫課長	永田年
調査課長	中澤正夫	工事課長	渡邊義道
工務課長	小林		

本支店及各事務所

本店 仙臺市勾當臺通二十八番地
 東京支店 東京市麴町區內幸町二丁目十一番地

(建設事務所)

阿武隈川建設事務所 福島市大町三二番地 日本興業銀行東北支店內
 閉伊川建設事務所 岩手縣下閉伊郡茂市村大字腹帶字清水四地割一四三番ノ二號
 奥入瀬川建設事務所 青森縣上北郡十和田村大字燒山
 子吉川建設事務所 秋田縣由利郡矢島町大字元町字郷内六四番地
 玉川建設事務所 秋田縣仙北郡生保内村
 北上川建設事務所 盛岡市上米内第四地割字中居
 小本川建設事務所 岩手縣下閉伊郡岩泉町大字岩泉
 大島川建設事務所 山形縣東田川郡本郷村大字大針

新田川建設事務所 福島縣相馬郡石神村大字大谷

(水力調査事務所)

閉伊川水力調査事務所 岩手縣下閉伊郡茂市村大字腹帶字清水四地割一四三番ノ二號
 奥入瀬川水力調査事務所 青森縣上北郡十和田村大字燒山
 玉川水力調査事務所 秋田縣仙北郡生保内村大字生保内
 最上川水力調査事務所 山形市八日町八〇七番地
 子吉川水力調査事務所 秋田縣由利郡矢島町
 北上川水力調査事務所 盛岡市上米内第四地割字中居
 阿武隈川水力調査事務所 福島市大町三二番地 日本興業銀行東北支店內
 小本川水力調査事務所 岩手縣下閉伊郡岩泉町大字岩泉

(電氣部出張所)

松川電氣部出張所 宮城縣刈田郡宮村大字遠刈田八室三番地
 北上川電氣部出張所 盛岡市大字下米内第四地割字佐倉五四番地
 十和田電氣部出張所 青森縣上北郡十和田村大字奥瀬字柄久保一一番地ノ一二
 大谷電氣部出張所 福島縣相馬郡石神村大字大谷字山王林二番地

所長

阿武隈川建設事務所長 技師 馬場宗光 奥入瀬川建設事務所長 技師 高橋清藏
 閉伊川建設事務所長 " 小川鎌次 子吉川建設事務所長 " 藤本瀧彌

玉川建設事務所長 技師長 澤 達 也 松川電氣部出張所長 技師補河 野 仁
 北上川建設事務所長 " 堀 武 北川電氣部出張所長 " 中 野 辰 藏
 小本川建設事務所長 " 村 杉 武 大 十和田電氣部出張所長 技師 松 井 共 松
 大島川建設事務所長 " 武 澤 源 一 大谷電氣部出張所長 " 石 野 定 見
 新田川建設事務所長 " 大 官 利 左 衛 門

厚生施設

社友會

本會は昭和十二年一月一日組織せられ、會員相互の親睦を圖り併せて心身の鍛練及健康の増進に資するの外、吉凶に際し慶弔を爲すを以て目的とする。

本會運動部には野球部、庭球部、卓球部、弓道部、旅行部の五部があり、夫々會の趣旨を體して活躍して居る。

運動會

當社は姉妹會社東北興業と合同して、秋季に聯合運動會を開催するを例として居る。

第一回、第二回共豊島園のグラウンドで舉行した。

巡廻文庫

社友會の一事業として巡廻文庫を創設し、教化修養慰安等の文化に浴することの乏しい邊鄙の地にある事業場勤務員及び其の家族に圖書閱覽の機會を興へて居る。

回讀冊数は既に四百二十三冊に達してゐる。

社歌

(一)

環海無限の幸ありて
 千萬石の米産を
 誇る東北六州に
 文化の春の風吹かず

(二)

北支滿洲曠原に
 皇國日本の花と咲く
 東北健兒の流す血を
 君尊しと崇めずや

(三)

健兒の國に情無くも
 吹雪の荒ぶ冬長し
 家守る人に糧薄く
 春待つ民に春遠し

(四)

資源の眠る北邊は
 時運の廻り遅くして
 七百萬の同胞に
 悲運の惱み幾年ぞ

(五)

道義の民に聲ありて
 同胞愛の世の叫び
 こゝに芽生へし我會社
 尊き使命に友よ起て

(六)

那須磐梯を源に
 北へ流れて幾十里
 阿武隈川の奔流を
 誇る文化の華とせむ

(七)

十和田に出づる奥入瀬も

南流長き北上も

田澤の水も諸共に

振興資源と我爲さむ

(八)

眼をしばし東せよ
 思は西に日本海
 こゝ黒潮と親潮の
 運ぶ南北海の富

(九)

雪に眠れる山々の
 秘むる無量の山の富
 寶庫の鍵は我に在り
 いざ友行かむ手をとりて

(十)

盡きぬ資源の我を待つ
 天地茨の道遠し
 思を人と世に寄せよ

迷はぬ指針只至誠

(十一)

更けて眠れぬ夜もあらば
 心にうつせ世のすがた
 怒濤四海に狂ふ時
 重き使命を思はずや

(十二) 結びの小唄

雪が降るのよ その雪の
 かけに涙の唄もある
 いとしい人にそつと降れ
 泣きたい人に降る時は
 音も立てずによけて降れ

主なる株主

東北興業株式會社	二六五、〇〇〇(株)	三菱社	二、七〇〇(株)
宮城縣	二〇、四〇〇	三井物産株式會社	二、五〇〇
青森縣	二〇、〇〇〇	日本赤十字社	二、三四〇
青森縣	一一、四九〇	山形電氣株式會社	二、〇〇〇
仙臺市	一一、〇〇〇	秋田縣育英會	二、〇〇〇
福島縣信聯	一〇、九七四	岩手縣信聯	一、七七五
青森縣信聯	八、四六〇	安田銀行	一、七〇〇
秋田縣信聯	八、四六〇	仙臺育英會	一、五〇〇
保、宮城縣信聯	五、〇九五	山形縣信聯	一、四六〇
大日本電力株式會社	四、一〇〇	福島市信	一、三〇〇
福島電燈株式會社	三、一〇〇	山形縣東置賜郡總町村組合	一、三〇〇

(昭和十六年六月一日現在)

株主類別表

(昭和十六年六月一日現在)

府縣別	縣市町村		産業組合		其他ノ團體		個人		計	
	口數	株數	口數	株數	口數	株數	口數	株數	口數	株數

宮城	一八四	一、七五五	一五	二、四四	二二	七、一八〇	四四	九、八五〇	八五	六、三〇〇
福島	一五九	七、四三	三三	三、三九	一〇〇	三、九四	一八、四三	一、三九	五、〇〇〇	
岩手	三三	八、二五	一三	八、〇九	一一	二、九四	一〇、八九	九三	三、〇〇〇	
青森	二五	一、六〇	一七	一、九〇	六	三、四四	四、八三	七二	六、九三〇	
山形	三三	一〇、五三	一〇	一〇、六三	三三	四、六五	九一〇	八三	三、九三〇	
秋田	二七	二、一六〇	一六	一、九三	三九	一〇、五〇	一〇、一五	一、三九	四、七〇〇	
東京										
其他ノ府縣										
東北興業株式會社										
計	一、三〇	二六、四〇〇	八七	八、三、四六	八五	三、七、七六	三、五三四	一、八、三〇六	六、五五	六、〇〇〇〇

三、會計

貸借對照表

昭和十六年十月十日現在

借方	科目	金額	貸方	科目	金額
一一一、五〇六、〇五二	三三三	三〇、二三五、三〇三	一		

銘柄	發行額	現在額	發行價額	利率	發行年月日	償還期限
第一府保債	一〇、〇〇〇千圓	九、六〇〇千圓	九九・二五圓	四・二(%)	昭和一三・九・一	昭二五・九・一
第二府保債	一〇、〇〇〇	九、八五〇	九九・二五	四・二	昭和一四・一・二五	昭二六・一・二五

社債		收入		支出	
電氣事業收入	七、〇九六、八八七・九八	諸銷却	一、二三一、九〇〇・〇〇	利息	二、四〇二、九八七・八三
利息及配當金	七、八九九・三〇	退職給與引當	一〇〇、〇〇〇・〇〇	社債差金及發行費	八四、七二七・九六
雜收益	三、五七五・五五	銷却	六、三七八、三一三・五六	合計	一、九二一、〇五二・六四
政府補助金	一、一九九、九〇三・三七	差引利益金	九六、〇五二・六四		
合計	八、二九九、三六六・二〇	法定準備金	二五、〇〇〇・〇〇		
支		役員賞與金	一、八〇〇、〇〇〇・〇〇		
電氣事業費	一、四六四、一二〇・〇四	配當金			
諸稅	四〇一、七一四、八九				
業務費	六九二、八六二・八四				

(備考) 政府補助給濟配當補給金累計 三、二四〇、二七六圓七〇錢

合計	合計
營業設備	三〇、〇〇〇、〇〇〇
發送變電設備	二三五、三〇三
流動資產	一〇六、〇六一
貯藏品	九六、〇二七
事業未收入金	一〇、〇三四
諸未收入金	七五、四五〇
有價證券	七五、四五〇
預金	一三、一七五、〇九四
現金	一四六、〇七九
雜勘定	一、三四六、八九三
假拂金	二四五、〇〇〇
前拂金	四六、九四九
社債差金及發行費	一、三七七、八二八
合計	一一〇、二〇七、〇三八

合計	合計
資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
法定準備金	二三五、三〇三
引當勘定	一〇六、〇六一
退職給與引當金	九六、〇二七
納稅引當金	一〇、〇三四
長期負債	七五、四五〇
短期負債	七五、四五〇
社債	一三、一七五、〇九四
買掛金	一四六、〇七九
未拂利息	一、三四六、八九三
未拂社債元金	二四五、〇〇〇
未拂配當金	四六、九四九
諸未拂金	一、三七七、八二八
短期借入金	一〇、〇〇〇
從業員預り金	一二、三四四
雜勘定	一四〇、一二九
假受金	一四〇、一二九
利息	一〇〇、四五〇
當期純利益	一〇〇、四五〇
合計	一一〇、二〇七、〇三八

政三府保債證	政四府保債證	政五府保債證	政六府保債證	政七府保債證
一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇
一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇
九九・五〇	九九・五〇	九九・五〇	九九・五〇	九九・五〇
四・二	四・二	四・二	四・二	四・二
昭和一四・八・二五	昭和一四・一・二五	昭和一五・九・二五	昭和一六・三・二〇	昭和一六・六・一〇
昭二六・八・二五	昭二六・一・二五	昭二七・九・二五	昭二八・三・二〇	昭二八・六・一〇

受託會社

興業銀行(代表)、第一銀行、三井銀行、三菱銀行、安田銀行、住友銀行、三和銀行

四、電 氣 設 備

發 電 所	名 稱	出 力	竣 工 年 月 日	名 稱	出 力	竣 工 年 月 日
蓬萊發電所	三八、五〇〇	昭和二三・一一・三〇	板平發電所	一、九〇〇	同	一四・七・一七
小出發電所	二、九〇〇	同	信夫發電所	五、九五〇	同	一四・一〇・一五
腹帶發電所	一〇、七〇〇	同	生保內發電所	二二、一〇〇	同	一五・一・三一
立石發電所	七、〇〇〇	同	遠刈田發電所	五、四〇〇	同	一五・一二・一

鄉內發電所	一三、二〇〇	同	一五、一二・九	合 計	一一三三、一五〇
神代發電所	一九、七〇〇	同	一五、一二・二九	十一發電所	一一三三、一五〇
岩泉發電所	五、八〇〇	同	一六、三・二一		

變 電 所	名 稱	出 力	竣 工 年 月 日	名 稱	出 力	竣 工 年 月 日	
八戶變電所	八、六六〇	昭和一四・三・七	盛岡變電所	八、六六〇	同	一五、一二・一八	
猪苗代變電所	三〇、〇〇〇	同	一四・六・一	黑澤尻變電所	九、〇〇〇	同	一五、一二・三〇

開 閉 所	名 稱	竣 工 年 月 日	名 稱	竣 工 年 月 日	
仙臺開閉所	昭和	一三、一一・三〇	佐沼開閉所	同	一五、六・三〇
秋田開閉所	同	一五、一・三一			

送 電 線 路	名 稱	電 壓 (ボルト)	亘 長 (杆)	竣 工 年 月 日
郡 山 線		六六、〇〇〇	三四・八	昭和 一三、一一・三〇

酒田	北上	米内	鳥海	小本	矢島	松川	久慈	北	朝日	田澤	神代
二期線	二期線	線(一部)	線	線(一部)	線	支線	線	線	學線	澤線	代線

六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

五三・五	六二・三	一〇・七	五六・六	二五・八	一・七	一一・三	四六・二	七一・五	一・一	三七・一	一〇・五
------	------	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一六、九、五	一六、五、一六	一六、四、二二	一六、三、二二	一六、三、二一	一五、二、九	一五、二、一	一五、一、二六	一五、一、三〇	一五、三、五	一五、一、三一	一五、一、三一
--------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	---------	---------	--------	---------	---------

秋田	閉伊	八戸	黒澤	信夫	板平	猪苗代	振興	長町	振電	縣電	相模	十和	宮古	小出	福電	仙臺
線	線	線	尻線	連絡線	連絡線	連絡線	支線	連絡線	送電線(東北)	送電線(官城)	坂支線	和田線	古線	連絡線	連絡線	臺線

六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

四八・〇	六二・二	一〇・四	四四・三	二・四	二・五	二・五	二・八	〇・四六	〇・四三	六・六	〇・四四	四一・〇	一六・〇	三・六	一一・六	七八・五
------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一五、一、三一	一五、一、三一	一五、一、二七	一四、一、二二	一四、一、一五	一四、七、一八	一四、六、一	一四、五、一二	一四、三、三〇	一三、一、三一	一四、三、一四	一四、三、一四	一四、三、一四	一四、二、二四	一四、一、一一	一三、一、三〇	一三、一、三〇
---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

年 譜

年 月 日	事 項
(昭和) 一一・五・二七	東北振興電力株式会社法公布さる
一一・六・一	水野鍊太郎氏を委員長とし四十三名の設立委員任命さる
一一・六・八	首相官邸に於て設立委員会第一回總會開催、特別委員十名を選任し特別委員長に結城豊太郎氏を互選す
一一・六・一六	定款認可せらる
一一・八・二五	第一回株金拂込徴収す
一一・一〇・三	電気事業經營許可せらる
一一・一〇・六	阿武隈川及飯野川水利使用許可せらる
一一・一〇・七	創立總會を日本工業俱樂部に於て開催す 吉野信次氏社長に就任す
一一・一〇・二九	吉野社長宮城縣縣會議事堂に於て「東北振興について」と題し講演を行ふ
一一・一一・一四	頼母木遞信大臣、飛行機に搭乗阿武隈川發電地點を視察す
一一・一二・二六	蓬萊發電所工事實施認可せられ、同所緻入式を舉行す
一一・一・一六	六縣知事(岩手縣は經濟部長)本社を來訪す

一一・一・二九	社務章程、分課規程等認可せらる
一一・二・三	蓬萊發電所電気工事施行認可せらる
一一・二・九	六縣知事内閣東北局に集合、新任各大臣を歴訪し振興計畫に協力を懇請す
一一・二・一六	昭和十一年度事業計畫認可せらる
一一・三・三	有田監理官代理白根書記官第一回業務監査を執行す
一一・三・一七	阿武隈川建設事務所を設置す
一一・三・二五	衆議院豫算總會に於て八田宗吉、高橋熊次郎兩氏より拂込及株價下落に關する質問あり、桑原東北局長答辯す
一一・三・三一	信夫發電所電気工事施行認可せらる
一一・四・一九	本店に於て桑原東北局長を加へ臨時役員會を開催、昭和十一年度決算、十二年度豫算及發電計畫等に關し協議を行ふ
一一・五・一	閉伊川、奥入瀬川、玉川、最上川、鳥海川(子吉川と改稱)各水力調査事務所を設置す
一一・五・三	社員徽章配付す
一一・五・七	阿武隈川水力發電工事起工式を舉行す、來賓として内閣總理大臣代理、内務、遞信兩大臣代理、福島縣知事其の他約二百五十名の參列あり
一一・六・四	吉野社長近衛内閣に商工大臣として入閣す
一一・六・一八	後任社長として八田嘉明氏就任す
一一・六・二五	第一回定時株主總會開催

一二・七・七
 一二・七・一六
 一二・七・二八
 一二・七・三〇
 一二・八・一三
 一二・八・二〇
 一二・九・一
 一二・九・一七
 一二・九・二二
 一二・一〇・一
 一二・一〇・六
 一二・一〇・八
 一二・一〇・一一
 一二・一一・一七
 一二・一一・一八

支那事變起る

八田社長仙臺放送局より「東北振興兩會社の使命」と題して放送を行ふ

有田整理官代理官脇書記官に依り第二回業務監査執行さる

閉伊川第三發電所水利使用許可並に工事實施認可せらる

昭和十二年度事業計畫認可せらる(内閣)

第二回株金拂込徴收認可せらる(内閣)

本店に於て定例役員會開催、東京支店機構改革を決定す

信夫發電所水利使用計畫變更許可並に工事實施認可せらる

閉伊川建設事務所、北上川水力調査事務所を設置す

副社長より發電所工事進捗状況を一般に發表す

第二回株金拂込徴收許可せらる(大藏、商工)

蓬萊發電所第三工區第六號隧道(大倉組請負)入口より約四十米の箇所落盤、十七名遭難す

蓬萊發電所落盤事故の遭難者全部救出さる

阿武隈川電氣部出張所を設置す

三葉鑛業、東北振興の見地より當社事業に協力の爲秋田縣玉川生保内地點の水利権を放棄す

六縣信聯及單位組合の振電株第二回拂込資金百九十四萬圓中、中央金庫より六十七萬圓、預金部低資四十七萬圓の融資決定す

一二・一一・二〇
 一二・一一・一
 一二・一二・二七
 一二・一二・九
 一二・二・一五
 一二・二・二五
 一二・三・九
 一二・四・一
 一二・五・二〇
 一二・五・二六
 一二・五・三〇
 一二・六・一〇
 一二・六・一三
 一二・七・一〇
 一二・七・一一
 一二・七・二〇
 一二・七・二五

奥入瀬川建設事務所及子吉川建設事務所を設置す

第二回株金拂込徴收す

東北振興アルミ會社創立總會、猪熊副社長監査役に選任せらる

玉川建設事務所を設置す

昭和十三年資金計畫報告書を大藏大臣に提出す

パンフレット「東北振興電力の現況」を關係各方面に配付す

八田社長 秩父宮邸に伺候し事業状況を御説明申上ぐ

東北振興調査會官制廢止せらる

貴族院議員團(公正會)蓬萊發電所を視察す

郡山、仙臺兩送電線路新設許可さる

生保内發電所地鎮祭を舉行す

板平發電所地鎮祭を舉行す

昭和十三年度事業計畫及豫算認可さる(内閣)

蓬萊發電所建設工事従事員十三名阿武隈川の激流に呑まる

貴族院議員團(研究會)蓬萊發電所を視察す

板平發電所水利使用許可並に工事實施認可せらる

阿武隈川水力調査事務所を設置す

一三・八・一
 一三・八・九
 一三・八・一七
 一三・九・一
 一三・九・二六
 一三・一〇・一三
 一三・一〇・二九
 一三・一一・四
 一三・一一・五
 一三・一一・七
 一三・一一・八
 一三・一一・九
 一三・一二・一
 一三・一二・二〇

腹帯、立石、小出、板平各電気部出張所を設置す
 立石發電所水利使用許可せらる
 立石發電所工事實施認可せらる
 第一回政府保證社債一千萬圓を發行す
 東京支店に於て課所長會議を開催、發電所工事工程其の他に付打合を行ふ
 嵯湖漁業協同組合に對し損害補償として金六萬八千五百圓を支拂ふことに決定す(内閣認可)
 八田社長近衛内閣に拓務大臣として入閣す
 後任社長横山助成氏に決定す
 第三回株金拂込徴收許可(大藏、商工)
 第三回株金拂込徴收認可(内閣)
 社長事務引繼を行ふ
 事業資金一時借入(限度五百萬圓)の件認可せらる(内閣)
 玉川除毒改良工事費として金二十五萬圓を秋田縣に對し負擔することに決定す(内閣認可)
 小出發電所水利使用許可並に工事實施認可せらる
 營業送電開始——蓬萊發電所竣功し我が社最初の電力を大日本電力及福島電燈に送る
 大日本電力及福島電燈と電力需給契約締結認可せらる(内閣)
 日本發送電株式會社株式一萬株引受決定す(内閣總理大臣認可)

一三・一二・一六
 一四・一・一一
 一四・一・二五
 一四・二・一
 一四・二・一六
 一四・二・二〇
 一四・二・二四
 一四・三・一四
 一四・三・一五
 一四・三・二四
 一四・三・三一
 一四・四・一
 一四・四・六
 一四・四・一七
 一四・五・一六
 一四・五・三〇
 一四・六・二〇

宮城縣と電力需給契約締結認可せらる(内閣)
 小出發電所竣功、送電を開始す
 第二回政府保證社債一千萬圓を發行す
 北上川建設事務所を設置す
 腹帯發電所竣功、送電を開始す
 第三回株金拂込徴收す
 奥羽電燈及仙臺市と電力需給契約締結認可せらる
 青森縣と電力需給契約締結認可せらる
 立石發電所竣功、送電を開始す
 蓬萊發電所第三號水車、發電機使用認可せらる
 生保内及神代兩發電所關係水利使用許可せらる
 日本發送電株式會社創立さる
 小本川建設事務所及小本川水力調査事務所を設置す
 八戸變電所成る
 建設工事座談會開催
 生保内及神代兩發電所工事實施認可せらる
 猪苗代變電所成る
 東北振興アルミニウム會社と電力需給契約締結認可せらる

一五・七・一三
 一五・七・一七
 一五・八・一一
 一五・八・一九
 一五・九・一一
 一五・九・二六
 一五・九・二五
 一五・一〇・七
 一五・一〇・一三
 一五・一〇・二三
 一五・一〇・二六
 一五・一一・九
 一五・一一・一一
 一五・一一・二六
 一五・一二・一

平井出貞三氏副社長に就任せらる
 生保内發電所發生電力を南部系統へ臨時廻送に關する關係五者間覺書締結認可せらる
 黒澤尻線使用認可せらる
 大谷發電所工事實施計畫認可せらる
 北上川電氣部出張所を設置す
 米内線工事施行を認可せらる
 第五回政府保證社債一千五百萬圓發行す
 臨時株主總會に於て三理事任期満了に付改選の結果孰も再任せらる
 十和田發電所新設許可及同工事施行認可せらる
 第二回興業、振電聯合運動會を開催す
 川越社長東北六縣に「新體制下に於ける東北振興事業」と題しラジオ放送を行ふ
 久慈線工事施行認可せらる
 矢島連絡線工事實施計畫認可せらる
 紀元二千六百年奉祝式舉行す
 東北地方農村電化振興會結成せらる——平井出副社長會長に推さる
 十和田電氣部出張所を設置す——營業部新設、支店に監査課及厚生課新設
 本、支店の職制改正さる——

一五・一二・一〇
 一五・一二・三〇
 一六・一・三
 一六・二・一
 一六・三・二〇
 一六・三・二一
 一六・三・二九
 一六・五・九
 一六・五・二一
 一六・五・二六
 一六・六・一
 一六・六・三二
 一六・六・九
 一六・六・一〇
 一六・六・一三

遠刈田發電所竣功、送電を開始す
 郷内發電所竣功、送電を開始す
 神代發電所送電を開始す
 黒澤尻變電所成る
 神代發電所竣功座談會を玉川建設事務所に於て開催す
 第六回政府保證社債一千萬圓發行す
 岩泉發電所竣功、送電を開始す
 大谷發電所新設許可せらる
 鳥海線使用認可せらる
 大谷發電所起工式を舉行す
 曲竹發電所工事實施計畫認可せらる
 奥入瀬川建設事務所失火、建物全部烏有に歸す
 東京第一ホテルに於て事務連絡會議を開催す
 吉見靜一氏理事を辭任せらる
 第七回政府保證社債一千萬圓發行す
 大谷電氣部出張所を設置す
 生保内、神代兩發電所竣功祝賀式を舉行す

一六・六・二五
 一六・七・一四
 一六・七・二〇
 一六・七・二三
 一六・八・二九
 一六・九・九
 一六・九・一一
 一六・九・二五
 一六・一〇・一〇

第五回定時株主總會に於て補缺理事選舉の結果、長南主税氏理事に任命せらる

北上第二期線使用認可せらる

郷内電気部出張所及岩泉電気部出張所を廢止す

東北地方暴風雨、信夫發電所運轉不能に陥る

樋口邦雄氏理事を辭任せらる

我が社と日本發送電株式會社合併に關すを閣議決定す

總動員法審議會に於て我が社と日本發送電株式會社合併に關する件可決さる
 米内發電所地鎮祭を舉行す

日本發送電株式會社と東北振興電力株式會社との合併に關する件勅令公布せらる

日本發送電株式會社との合併命令を受く、同日兩社合併契約書調印を了す

仙臺に臨時總會を開催、日本發送電會社との合併契約を承認す
 高橋六藏氏理事に任命せらる

十二月一日日本發送電株式會社と合併の豫定なり

昭和十七年一月十日印刷
 昭和十七年一月十五日發行

東北振興電力株式會社社史

非賣品

編輯者 東京市大森區池上徳持町四三〇番地 岡崎一彦
 發行所 東京市麹町區内幸町二丁目十一番地 東北振興電力株式會社
 印刷者 東京市品川區東大崎三丁目二三九番地 鈴木茂
 印刷所 東京市品川區東大崎三丁目二三九番地 中屋印刷株式會社

終

